

## 予算決算委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 9月14日 開会 11時33分 閉会 11時39分

### 2. 開催場所

全員協議会室

### 3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簗戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
市民生活部長	北村宗則	建設経済部長	三宅道雄
総務部次長	大舌勲	市民生活部次長	橋本良啓
建設経済部次長	谷昌彦	総務部参与	渡邊聡司
市民生活部参与	谷本悦久	建設経済部参与	武田吉弘
総務課長補佐	藤原雅彦	財政課財政係長	伊藤圭史
市民課戸籍住民係長	毛利恵子	都市建設課管理係長	西本勝志

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

### 6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

### 7. 発言の概要

**委員長（藤原清和君）** 本会議に引き続きご苦労さまでございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 改めまして皆さんこんにちは。

先ほどは議案審議ということでございまして、本当にお疲れのところ予算決算委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

この委員会に付託されております事案であります。一般会計の補正予算1件でございまして。皆様方には慎重に審議をいただきながら、適切なお決定を賜りたいというふうにも思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

〈議長あいさつ〉

〈議案第48号 平成27年度井原市一般会計補正予算（第2号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（森下金三君） 本会議ではこの工事は、下鳴というふうにお聞きしたんですが、まず、下鳴だけじゃ全般的によくわからないので、下鳴のどの辺かというのと、その財源で21万5000円、これは受益者負担の俗に言う5%負担に値するものか。値するのなら、それは1件なのか2件なのか、何件なのかという件数と事業の内容、どういうふうな工事をするのかということについてお願いします。

建設経済部参与（武田吉弘君） まず位置についてでございますけれども、県道芳井油木線沿いでございまして、芳井公民館共和分館から約500m上のところでございます。それから受益者負担かどうかという5%のお話でございますけれども、受益戸数が3戸でございまして、5%を3戸でご負担いただくということになります。それから工事の内容でございますけれども、山から落石があり、落ちてきてスレートや瓦に損傷が出ているということで落石防止工、延長的に110m、高さ2mの金網、フェンスを設置するものでございます。

以上です。

〈なし〉

〈歳入歳出全般についての質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原清和君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、ご質問等をいただきながらより箇所等が深められたのかなというふうにも思います。いずれにいたしましても適切なご決定を賜りましたこと、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

## 予算決算委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 9月24日 開会 9時30分 閉会 16時37分

### 2. 開催場所

全員協議会室

### 3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簗戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	佐藤文則
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	笠行眞太郎
総務部次長	大舌勲	市民生活部次長	橋本良啓
健康福祉部次長	猪原忠教	建設経済部次長	谷昌彦
総務部参与	渡辺聡司	市民生活部参与	谷本悦久
建設経済部地域創生参与	妹尾光朗	建設経済部参与	武田吉弘
会計管理者	笹井洋	秘書広報課長	猪原慎太郎
企画課長	山下浩道	税務課長	吉本泰人
環境課長	北村容子	子育て支援課長	佐藤和也
介護保険課長	川上邦和	健康医療課長	田平雅裕
偕楽園長	竹井博範	健康福祉部参事	柚野裕正
建設経済部地域創生課参事	和田広志	都市建設課参事	加賀洋一
甲南保育園長	青江淳子	芳井保育園長	三宅弘美
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	金高常泰
監査委員事務局長	小出堅治	総務課長補佐	藤原雅彦

福祉課長補佐	伊達卓生	会計課長補佐	高木正文
市民課戸籍住民係長	毛利恵子	都市建設課管理係長	西本勝志
教育長	片山正樹	教育次長	山田正人
学校教育課長	川上吉弘	学校教育課参事	倉田和彦
生涯学習課長	唐木英規	生涯学習課参事	綾仁一哉
文化課長	藤井清志	スポーツ課長	宮良人
図書館長	山本高史	学校給食センター所長	藤代旨弘
市立高校事務長	三村信介	庶務課長補佐	飛田圭三

### (3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

## 6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 1名

## 7. 発言の概要

**委員長（藤原清和君）** 皆さんおはようございます。

少し時間が早いようでございますけれども、ただいまから予算決算委員会を開会したいと思います。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

**副市長（三宅生一君）** 皆さんに、改めましておはようございます。

秋にシルバーウイークということで、本当にゆっくり休ませていただいたといえますか、そんな数日を送ったところでもあります。特に、この間に木之子の敬老会に行きましたが、本当に大勢の方が参加され、また100歳の方もご出席ということで、すごいなというふうにも思ったところでもあります。

また、同じ20日の日曜日でしたが、日本のトップレベルといえますか、女子Vリーグ・プレミアリーグで岡山シーガルズとデンソーという一戦を、プレマッチではありますが見させていただきました。本当に臨場感といえますか、そのものを見ているわけですが、すごいなあというふうにも思ったところでもあります。

さて、このところ晴天が続いておりましたが、きょうはひとつ朝から強い雨ということがありました。常に私どもが思っておりますのが、雨については災害のことを考えますが、きょうはまた台風も近づいております。減災に努めていきたいというふうにも思ったところでもあります。

また、国におきましては、国の安全確保についてさまざまな議論が展開されたところでもあります。いろいろな考え方があつたんだなというふうにも思ったところでもあります。

また、国内に目を向けますと、本当に1,000兆円を超える借金があるということであり、国民皆が次の世代につけを回してはならないという、そういった思いは共有できているんだろうというふうにも思っております。

が一方で、国が基礎的財政収支につきまして、これを2020年までに均衡を保とうという、いわゆるプライマリーバランスを保っていくという中にあるには、やはり税を安定的に確保するということがきっと必要だろうというふうにも思っております。

また一方、歳出で見えますと、社会保障費、あるいは私たち基礎自治体にとって直接的に影響する地方交付税等々の歳出の削減というものを見なければ、基礎的財政収支がバランスを保っていくということはないのかなというふうにも思っております。

井原市といたしましても、合併をして10年、これから計算上の交付税は十数億円が減額されていくという、その今第一歩に入っております。そういうものを踏まえて、財政の体力を少し維持しなければならないというふうにも思っているわけではありますが、予算を執行し、今回皆様方に決算を見ていただくわけではありますが、予算に見る所期の成果を達成すれば、予算を使い切るという考え方にはきっとならないだろうというふうにも思っております。

今後とも、一つの自治体がひとりで歩いていくということはありませんが、歩いていけるだけの体力を必ず持っているということを肝に銘じて行財政運営をやっていきたいというふうにも思っております。

さて、そうした中、本日は予算決算委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中、また足元の悪い中、お集まりをいただきました。本当にありがとうございます。この委員会に付託されております議案であります、15会計の決算ということになっております。慎重に審議をいただきながら、適切なお決定を賜りたいというふうにも思っております。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

### 〈議長あいさつ〉

### 〈認定第1号 平成26年度井原市一般会計歳入歳出決算について〉

### 〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（三輪順治君） 美術館の入館料の関係です。

利用料、ページでいうと78ページ、35節で美術館入館料が、ただいまのご説明で実績が4,113名が入館されたということでございます。いわゆる予算額が510万円、決算

が175万7,412円となっていますが、今ご説明なさいました4,113人というのは、決算額、収入済額の175万7,412円に該当するものかどうかをまず1点。

それから2点目は、予算計上の510万円というのは、余りにも収入済額との差が大き過ぎるような感じがしております。この理由についてお尋ねをいたします。

**総務部参与（渡邊聡司君）** まず、決算額の175万7,412円に対するものが4,113人分でございます。

それから、予算額と収入済額との乖離でございますけど、こちらの平成25年度に実は2回特別展をやっております。まず1つが田中賞受賞記念展、そしてもう一つが特別展ということで2回の特別展、あとは常設展をやっております。その際に、決算額が1,016万7,000円ございました。26年度は特別展が1回だけということで、前年実績を参考に予算計上をしていたわけなんですけど、特別展あるいは常設展に関しまして26年度の見込みまで入館者がなかったということでございます。

**委員（簗戸利昭君）** 市民税の不納欠損金額と収入未済額についてお尋ねします。

まず、不納欠損額、68ページです。68ページの最上段、不納欠損額が1,193万4,452円ということで、トータルで513件ということだったと思うんですが、不納欠損額の定義はどういうことで定義されておるのか、お知らせください。

それと、収入未済額がトータルで9,313件、3億2,269万9,259円ということですが、人数にしたらどれぐらいになるのかをお尋ねをいたします。

**税務課長（吉本泰人君）** 不納欠損に関する事務手順ですけれども、まず滞納者に対して十分調査を行い、執行停止をして3年を経過した場合、あるいは滞納処分の執行停止をした後、明らかに徴収が不能であると判断できるケースに対しては直ちに不納欠損、納税義務を消滅させる場合、あるいは執行停止をしたものの3年を経過する以前に先に徴収権の場合に消滅時効が満了した者が対象になります。

それで、収入未済の9,313件のうちの実人数ですが、1,783人です。

以上です。

**委員（簗戸利昭君）** ありがとうございます。

それともう一件、新しいあれなんですけど、法人の場合、倒産ということがあります。法人市民税なんかで倒産された場合にはどうなるのをお知らせください。

**税務課長（吉本泰人君）** 法人が倒産した場合の滞納整理としては、一般的に滞納のある法人が倒産して破産手続になった場合、破産管財人に対して交付要求を行いますけど、配当があればそれに充当するわけですけども、配当なしで清算されれば、差し押さえ財産なしで滞納処分の執行を停止し、これ以上は徴収不能ということで、即時で欠損の処理をすることになります。

**委員（柳井一徳君）** 78ページの公園使用料について、ちょっとお尋ねをいたします。

予算金額が295万円に対しての執行金額が311万3,000円、20万円ほどふえているわけですが、これは運動公園の使用料がふえたのでしょうか。それとも、リフレッシュ公園使用料が増額になったものなのでしょうか。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 運動公園は、平成25年度の決算額が、1,000円単位で申し上げますけど175万7,000円でした。こちらが222万円になったと、増額になっております。それから、リフレッシュ公園、こちらが決算額89万3,000円ですが、前年度99万1,000円ということで、こちらは若干の減となっております。そういうことで、予算につきましては前年見込み、収入見込みを参考にいたしておりますけど、若干上回ったということがございます。

**委員（柳井一徳君）** 済みません、もう一点お尋ねいたしますが、運動公園の使用料は市内、市外での判別っていうのはわかるのでしょうか。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 手元には、そういった市内、市外に区分した件数というのは把握をいたしておりません。

**委員（簀戸利昭君）** 72ページの地方交付税、予算では81億5,000万円と計上されておりますが、収入済額が80億6,400万円何がしということであります。なぜ減ったか、理由をお知らせをください。

**総務部参与（渡邊聡司君）** まず、地方交付税、特に普通交付税なんですけど、こちらにつきましては積算するに当たる単位費用、こういったものが年度の当初でないと、年度が26年度ですと26年4月にならないとわからないということから、前年の平成25年度の決算額、それに対して地方財政計画がどういった伸びを見ているかということのをベースに予算を積算してまいります。

実際に予算に対して9,000万円余りの減となっておりますが、実は普通交付税というのは基準財政需要額から基準財政収入額、こちらを差し引いて不足した額を交付税で見られるということになるんですけど、こちらの基準財政収入額、税であるとか譲与税、それから交付金、このあたりが大きく伸びてまいりました。といいますのが、特に顕著であったのが法人市民税、こちらが前年に比べますと約9,000万円余り、それから地方消費税交付金、こちらが7,600万円余り、こちらが大きく伸びてきた関係で交付額が減ってきたということになりまして予算との乖離が生じたところでございます。

**委員（森本典夫君）** 67、68の市税の不納欠損のことですが、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、それぞれ今年度は513件ということでありますが、昨年度比較で、昨年度は全ての項にわたってかなり多くてトータルで962件というような状況でして、不納欠損が減るということはええことですが、どういうふう頑張ったのか



か、そのあたりを分析されておられたらお願いをしたいと思います。

それから、4項目で513件ということですが、それぞれダブった人がおられるというふうに思うんですが、そういう意味では実人員というんですか、それを教えていただきたいと思います、513の。

**税務課長（吉本泰人君）** まず、不納欠損が去年は金額が大きかったのは、1件高額な不納欠損があったもので、今年度に関してはそういうのがなかったわけですが、不納欠損はもう法律に基づいて事務処理をしておりますので、調査した上で、先ほど申しました執行停止とか該当したものが上がってきている状況です。不納欠損の実人数は91人です、市税全体で。

**委員（森本典夫君）** 前年度比較で不納欠損の件数が25年度が962件、それぞれ4項目にわたってかなり減ってるんですが、今の説明では1件大きいのがあったからということですが、固定資産税ではないかなというふうに想像しますけれども、全体的にかなり減ってるのはなぜなのかという質問をさせていただきましたので、そこらあたりはどういうふうに分析されておられるのか。

例えば都市計画税なんかですと、339件が67件ということで大幅に減っているわけですし、ほかのもかなり減ってるというのがありますが、そのあたりどうふうに分析されておられるのか。

それから、1件大きなのがあったというのは、固定資産税ではないかとは思いますが、どの税でしょうか。

それから、実人員が91名ということになりますと、固定資産税232件というのがありますが、ここらあたりからですと、91名ということになるとどういふような考え方になるんでしょうか。513の中、実人員が91ということになると、かなり少ないんですが、そのあたりもうちょっとわかりやすく説明してください。

**税務課長（吉本泰人君）** 昨年25年度の不納欠損の大口といいますのは法人市民税、固定資産税、都市計画税において欠損処理をしたものが大きかったわけですが、ことしはそのようなものがなく、調査した結果、今回のような数字になっております。

513件といいますのは、1年度1税目1件としておりまして、例えば1人の人が固定資産税で何年分もあれば、それごとに1件と数えますし、その人が固定資産税以外にも都市計画税、軽自動車税に対して持っていれば、その分、年度もあり、年度がかわるごとと税目が違うのとで件数がふえていくわけです。実人数と件数の違いはそういうことです。1人1年度1税目1件です。

**委員長（藤原清和君）** 税務課長、今の91人で513件、それからもう一つのほうは232件ですかね、これ人数と232件のところの91人で513件と、232件というのは

何人かかわっているかということも含めて、よくわかるように説明してほしいんですけど。

**税務課長（吉本泰人君）** 固定資産税の滞納繰越分においては、1件、1人当たり何年にもわたって不納欠損している場合があります。その都度一件一件、年度ごとに1件となっておりますので232件、1人が何年にもわたって不納欠損となっていれば、年数ごとに1件となっております。

**委員（森本典夫君）** 減るのはいいことだというふうに最初言いましたけれども、例えば市民税でいきますと、昨年度が174件で、今年度というのは26年度ですが100件余り減っとるんですね、一気に。それから、都市計画税が339件が25年度ですが、26年度は67に減ってるんですね。ここらあたりがちよっとどういうふうに分析されとるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、不納欠損というのは、今課長が言われましたように、何年間もというようなことになるのかどうなのか、ちよっと僕はそこが不思議なんですけど、毎年毎年不納欠損で落とす条件になったときに不納欠損で落としているんだろうと思うのに、それが何年もというようなことで、例えば4年間あったら4件ということになるんでしょうけど、そういう不納欠損で落とす条件は一定決まってると思うんで、それを毎年毎年決算のときにこういう形であらわれてくるのに、一人の人が何年もというようなことになるのがちよっと理解に苦しむんですけど、そこらあたりわかりやすく説明してください。

**税務課長（吉本泰人君）** まず、都市計画税の不納欠損の件数ですけども、本当に大口の不納欠損といいますのは、何年も滞納していて分納誓約とかしておりましたが、分納が滞りながらも何年も滞納がたまっていて、それが競売等で清算され、配当なしということでまとめて何年分も欠損になったケースでございますが、1件といいますのが、その何十件にもなっているわけでございます。

もともと不納欠損というのは、人ごとに調査をした上で、不納欠損の前に執行停止をするわけですけども、調査をした上で、この人は差し押さえの財産がないとか、差し押さえたら生活が苦しくなるということで、何年もたまっている滞納額全部に対して執行停止をかけるわけでございます。その時点で調査をして、さかのぼって何年も執行停止をかけて、それが3年後に対して、3年後状況が変わらなければ、その年度まとめてその人に対する滞納額全部を欠損処理するものでございますので、単年度ごとにというのではなく、人に対してまずかけているわけで、滞納額は複数年度持っていればその分不納欠損になります。

**委員（森本典夫君）** そりゃまあわかるんじゃないけど。

ちよっと最後の質問しますけど、市民税で100件ほど前年度に比べると減つとると。それから、都市計画税では270件ほど減つとると、前年度に比べて。それが今言うような説明では、ちよっと理解できないんですけど。

それから、何年度も一遍にということですが、そういう方が何年度ためていたのが今回も  
う不納欠損で落としたというのは、何年間でしょうか。

**税務課長（吉本泰人君）** 不納欠損は、人ごとに対してまず執行停止をしますので、その  
人が持っている滞納年数によってさまざまでございます。特に都市計画税のケースでいま  
すと、10年近くの滞納額を一度に欠損したものでございます。大口があったわけです。

**委員（森本典夫君）** ということは、10件という形で上がってくるという理解でえんで  
すな。

**税務課長（吉本泰人君）** 1人当たり、はい、そうです。

**委員（森本典夫君）** 件数としては、実人員は1足す1だけども。

**税務課長（吉本泰人君）** 2名ですけど、1年度1件。

**委員（森本典夫君）** そじゃから、10年間のをずぼっと今回不納欠損で落としたとい  
けれども、それは件数としては10件じゃけども、人員としては1人という理解でいいんで  
すね。

それから、先ほど言いましたように何回も言ようように、100件以上減つとる分につ  
いてはどういうふうに分けとるのかというのがちょっと素人じゃようわからんのです  
が、その言い方が。不納欠損が減るのはええことなんじゃけど、そこらあたり何でそう  
なつたのかというのをちょっとわかりやすく説明してください。こっちの理解がよういき  
ょうらんのか知らんけど。

**税務課長（吉本泰人君）** まず、欠損の件数の数え方は森本委員さん言われたとおりで、  
1人1年度1件、都市計画税でいけば1税目1年度1件となっておりますので、10年分が  
あれば都市計画税に関しては10件ということになります。

それと、不納欠損の件数が減ったといいますが、やはり25年度に大口の不納欠損事  
案が何年分もわたり、複数税目にもわたりあったというのが事実です。今年度は、その  
ような大口の案件はなかったということなんですけど。

**委員（森本典夫君）** それでいきますけど、ちょっと僕の理解がようできてねんじゃ  
ろうと思いますが。100件というたら、例えば10年の人が10人おったらそれは100  
件も減るわけじゃけど、そんなことが毎年毎年あるものでもないし、そこらあたり  
でそういう、今年数がかんりたつとる人がという話もありましたけれども、そ  
ういう人がかんりおられたということですか、昨年度は。

**税務課長（吉本泰人君）** 昨年度1件大きいのがありました。税額に直して9,554万  
5,600円の事案がありました、1人で。

**委員（森本典夫君）** 4つの項目で。

**税務課長（吉本泰人君）** 法人市民税、固定資産税、都市計画税においてです。

**委員（森本典夫君）** 件数がぐっと減ったのが理解できませんが、もう終わります。何かはっきり説明できる人がおっいたらしてください。

**委員（森下金三君）** ページ数でいうたら78ページ、これの節の20番で住宅使用料、市営住宅4カ所あるわけですが、その中の収入未済額が1,297万1,900円、昨年度に比べて14.9%増加しとるということであります。それで、市営住宅、特定公共賃貸住宅、それぞれの収入未済額の件数と金額を教えてください。

それと、今後この回収に当たってどのように努力されるのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 市営住宅の収入未済額でございますけど、住宅の区分ごとの件数というのはちょっと手元にその資料を持っておりません。ちょっと調べまして、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

収入未済額が増加しているということでございますけど、やはり一時的な資金不足であったり、それから無計画な生活設計ということを理由にした滞納がふえているということでございます。そういった中で、対応としましては担当課のほうにおきまして訪問、それから電話、督促状の送付、あるいは年金支給月に訪ねていって徴収を促していくというようなこと。また、5月と12月を特別収納月間としまして、課を挙げてそういった収納対策に取り組んでいるということもございます。そういった中にありましても、なかなかこれが減っていかないという実態もございます。今後も、この減少に向けまして懸命に取り組んでいきたいというふうに思っております。

**委員（森下金三君）** 滞納されとる方は、例えば件数いろいろあるんでしょうけど、固定化しとる人が結構おられるんですかね。

**総務部参与（渡邊聡司君）** やはり滞納される方っていうのは、期間が長期間といいますか、半年間、1年間というふうになってまいりますので、それを一度に解消するというのは非常に困難です。そういったことから、人的には固定化してきているというのが実態であろうと思っております。

**委員長（藤原清和君）** 先ほどの質問に対する書類できましたかね。

**総務部参与（渡邊聡司君）** それでは、決算書の77、78ページをお願いいたします。

住宅使用料の収入未済額1,297万1,900円の内訳でございますが、市営住宅につきましては54件で1,123万9,900円、特定公共賃貸住宅はございません。単市市営住宅1件で59万4,000円、市有住宅1件で113万8,000円でございます。

**委員（森下金三君）** 市営住宅、それぞれいろいろあるわけですが、この中に生活保護者、俗に言われるそういう人たちの住宅扶助というものを支給されとると思うんですが、そういう人も滞納で含まれとるかどうか、今すぐにはわからんと思いますが、そういうこ

とがあるのかどうか。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 基本的に生活保護を受給される方につきましては、住宅扶助ということで生活保護のほうで対応ができます。しかしながら、生活保護認定前に入居されていて、その方が生活保護になったと、生活保護認定される前に未収になっていた部分というのが若干ございます。

〈なし〉

#### 〈歳入第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

**委員（三輪順治君）** 84ページをお願いします。国庫補助金の中の情報管理費補助金について伺いたします。

先ほどのご説明でございましたら、平成26年度においてはマイナンバー、いわゆる番号法にかかわっての開発にかかわるプラットフォーム等の整備に要する経費の一部を補助されたと、こういうふうになっております。たしか5年前に本市の、いわゆるレガシーといいますか、大型コンピューターからクライアントサーバー型に移行したやに聞いております。今回の番号法については、全く新しいものではございますけれども、当時の説明は、記憶がもし間違っていなければ、いわゆるオープン型の言語を使いますものですから、共同歩調をとれば安くなる場合もあると、こういうふう聞いております。言えることわかりますね。要するに同じような、富士通だったんで富士通のツールを使っておるユーザーがおれば、共同歩調して、番号法なんかというのはもうみんな全国一律ですからお金がそんなにかからないと思う、そういう説明を聞きました。この歳入決算は、それを踏まえての上の決算ですか。それとも、井原市独自の何か改造したものに対してのものが上乗せされとるんですか。大まかでいいですから、お答えいただきたいと思います。

**企画課長（山下浩道君）** 平成26年度の歳入と同額ですが、469万8,000円にかかわるシステム改修、これにつきましては住民基本台帳システムのマイナンバー導入に向けての準備作業と申しますか、もちろん電算会社がつくっているパッケージ資産はございます。その適用作業。それから、井原市のいわゆる住民基本台帳システムが一定のカスタマイズがかけてありますけれども、カスタマイズかけたものに対する適用作業がございます。

それから、井原市の情報資産というか住民基本台帳資産——住基のシステムの中に、今度はマイナンバーという別なものが入ってくることに伴うデータベースの拡張といいますか改修作業、それからマイナンバーを今度は情報連携をしていくためのテスト環境をつくっていくための、井原市の住民基本台帳システムの資産の中でのテスト環境をつくる準備作業をし

ているのが内容でございます。

**委員（三輪順治君）** もうこの分野の説明を聞くと、煙に巻かれたような答弁されてよくわからんのです。私が聞きたいのは、クラサバに、たしか5年前だったと思いますが、当時あえて富士通を選んだら、当時の総務部長のお答えでは、今後保守費も含めて2億数千万円の減額を見込んで、あえてこの機会に大型コンピューターシステムからクラサバにすると、こういうふうに確かに本会議でも明言をされております。私聞きたいのは、クラサバを使うことによってメリットは今回出とるんかというのを聞きよんです。システムの改造の中身は聞いておらんのです。それはわかりました。そこだけ教えてください。

**企画課長（山下浩道君）** ホストコンピューターとクライアントサーバーシステムとの改修費の比較、これについては検証ができておりません。

**委員（三輪順治君）** 要は、仲間と一緒に番号法に対する富士通ユーザーがこの岡山県内、広島県、このあたりにおるとしますか。5ユーザーとか10ユーザーとともにやりよんですか、それとも単独でやりよんですか。それを聞きたいんです。

**企画課長（山下浩道君）** 基本的に井原市単独のシステム改修でございます。

**委員（三輪順治君）** 次に、88ページをお願いいたします。

国庫委託金の節の10国民年金事務委託金でございます。これについて、かなり年数においてご質問する機会あったんですが、この機会に社会保障等の問題がたくさん出ておりますので、あえてご質問させていただきます。

国民年金の事務委託という、事務委託の範囲をまず教えていただきたいと思います。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 事務の委託は、国民年金の受給者等の市役所での窓口での受け付け事務と、それを年金機構に送付する等の事務です。

**委員（三輪順治君）** 徴収事務は、当時平成14年でしたか、国へ移管しましたよね。お聞きしたいのは、事務費が今その事務をやられる場合に何人ぐらい割いとんですかね。そして私聞きたい本論は、1,000万円で井原市の持ち出しがないかということを知りたいんです、つまりこれは国の事務ですから。今おっしゃったそういった作業をする場合に、臨時職員であれ正規の方であれ、仕事をされております、年間通して。それのお金が国からいただくお金に見合うものか、それとも持ち出しをされとるんか。この評価をされてますかね、それを聞きたいです。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** この委託金につきましては、国の算定によって交付を受けているものでありまして、支出のほうでまた後で説明をいたしますが、国民年金事務のほうは一応担当者を井原市では2名つけてしておりますが、国民年金全て2人でというわけではなくて、手のあいたときにはほかの事務を手伝うようにはしておりますが、市の持ち出しですが、ことしの26年度決算でいきますと1,000万円ちょっとの委託金に対しまして

1, 390万円の必要経費となっておりますので、約300万円程度、人件費等が市からの持ち出しとなっております。

**委員（三輪順治君）** わかりました。これ全国的に見ても、国のいわゆる事務である国民年金の事務を各市町村がお受けになっているわけですが、恐らく制度では、そういう持ち出しがあるんでないかと思うんです。ぜひ県市長会なり関係団体を通して、これにつきましては当然つっぺにならないといけないんで、国の事務ですから。そのようにご配慮いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいですが、どういうふうにお考えですか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 委員さんの言われるとおりであると思います。先ほど言いましたように、2名の人件費を計上しておりますが、年金関係が四六時中來られるわけではないので、そのあいた時間はほかの事務を手伝っていたりするので、そこら辺を国がどのように算定しているかというところはあると思いますが、今後も国等に要望をしまいたいと思います。

**委員（三輪順治君）** 同じページの10番、今度は県のほうになります。県支出金の10移譲事務県交付金、これは過去、県移譲事務事業件数をお聞きしたことがあります。平成26年度では県からの事務移譲件数、そして主なもの、これも先ほどと同じ論理で442万円が井原市が負担する額を超えておるのか、あるいはイコールなのかというのを2つお聞かせ願ひたいと思います。

**企画課長（山下浩道君）** 移譲事務につきましては、パスポートの申請受領交付事務でありますとか有害鳥獣捕獲許可、それから屋外広告物の設置許可等35の事務事業にかかわるものですが、手元に全ての事務についてちょっと資料を持ち合わせておりません。

それともう一点が、これにかかわる歳出事業費につきましては、これに対応する歳出事業費の所要額、費やした額に関する資料は手元にございませぬ。

**委員（三輪順治君）** 前段のところはごめんなさい、当初ご説明があったやに、今隣の先輩委員からお聞きしました。申しわけございませぬ。

私が問題とするのは、やはりこれは国であれ県であれ民間であれ、仕事を頼むよ、わかっよと、そうすると業務委託なり、必要な経費は当然お願ひするわけです。それは市の状況とか、いろんなケースがありますから、県が一律に決めて、はい、この事務じゃったら年間何円とかというふうなことで決められとるとすれば、ちょっと余りおもしろくないなと思っております。

したがって、今のご答弁では、持ち出しは基本的には余りないということで理解したんですけど、それでいいですか。420万円で35の事務ができるんですね。

**企画課長（山下浩道君）** 持ち出しは幾分あるかとは思いますが、それを明確にこれだけ持ち出しということの特定できたものがないと思っております、特に人件費にかかわるものとか。

**委員（三輪順治君）** よく井原市のほうでは、費用対効果ということを含んに本会議を含めて使われます。やはりこういうものを費用対分析、要するに人件費を含めてきちっとそれぞれ積み上げて、必要なものをお願いするのは至極当たり前のことであって、要求した結果、県がこらえてくれえと、もうこれ以上出せんと、こういうことになれば、それはもうお話し合いになるでしょうけれども、要求しないのにこれで我慢してくれ、はい、わかりましたではいけないと思います。

したがって、担当課長さんにお聞きしますが、そういう先ほどの年金と同じような感覚で必要経費をきちっと基本的にお出しになって、必要経費が例えば600万円かかれば、今いただいているお金の上乘せ分は、やはり交付していただくように県をお願いしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**企画課長（山下浩道君）** 県市長会等を通じて要望してまいりたいと思います。

**委員（三輪順治君）** 90ページをお願いします。

民生費県補助金の10節の社会福祉費補助金の民生児童委員でございます。先ほど145人分であると、こういうふうにお答えになりました。この金額は、私が記憶しとる限り余り変わっていないというような記憶をしています。人数も変わっておりません。

今日は民生委員活動が相当幅が広がり、深みが増してきとるとするのは、もう皆さんの目から見てもお感じになつとると思います。これに関する一般的な動きとして、これはもう今回もう26年度終わってますから、これは多くは言うことはできませんが、これについて井原市としては他の自治体とあわせてなり手探し、なり手、受け手の発掘であれ、活動費の増額であれ、ぜひこれは国のほうをお願いして、活動に見合う経費をお願いしていただきたいと思いますが、担当部門の方のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**総務部参与（渡邊聡司君）** この席に健康福祉部が出席しておりませんので、ちょっとかわりに私が答弁させていただきますが、補助金につきましては、委員1人当たり幾らという単価が定められております。そういったものの人数を掛けて補助金のほうは積算されてくるわけなんですけど、一方で歳出の民生費につきましては、若干市費を上乘せして、そういった活動補助金という形で交付しております。当然、委員さんがおっしゃられたように、委員さんの活動というのは非常に大変でございます。そういったところを勘案して、一部一般財源で見とるわけなんですけど、やはりこういったことに対しましても県なりの補助金の確保というのは非常に重要であろうというふうに思っております。そのあたりも踏まえまして、先ほどと同様でございますけど、そういった働きかけはしてまいりたいと思います。

**委員（三輪順治君）** 次に、94ページをお願いいたします。

農林水産業費県補助金の第10節、最後の段になりますが農地台帳システム整備事業ということで320万円が歳入で決算額になっております。農地台帳システムについては、私も



昨年関連の委員会におりましたけれども、具体的なお説明を私は聞いておりませんでした。改めて、もう基本的なことでもいいんですが、どんな情報がこのシステムに入り、どのような機能でうまくこれから使っていくのか、概略で結構ですから、簡単にご説明をいただきたいと思えます。

**総務部参与（渡邊聡司君）** その件の内容につきましては、農林費、歳出のほうでご質問いただけたらというふうに思えます。

**委員（三輪順治君）** 次のページをお願いします、96ページです。

商工費、商工振興費の県の補助金がありますね。当初予定が1億700万円程度あります。収入済額が3,000万円弱になってます。恐らく繰り越しを含めて、あるいは当初予定したものが多分できなかったのかわかりませんが、この大きな7,000万円という差は一体何でしょうか、簡単にご説明をお願いいたします。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** 岡山県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業ということでございまして、岡山県の県の事業でございまして。市内の企業で多く方に雇用していただくための10分の10の県の事業でございまして、これを積極的に活用して6事業を広く予算措置をしておりましたが、実際のところ人材確保が厳しかったということ、また雇えても対象期間が短かかったり、さらには雇うことができなかった、そういったことによりまして事業の執行ができなかったことが要因でございまして。

以上です。

〈なし〉

#### 〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

**委員（三輪順治君）** 112ページの雑入の件で、1件だけ確認のために算式を教えてくださいたいと思えます。

芳井健康増進施設、いわゆるASUWAですね、成果配分金は今のご説明ですと指定管理の協定によって370万円余りが井原市に雑入として入ったと、こういうようなご説明です。1度聞いてはおりますが、ちょっと記憶がはっきりしてないので、改めてASUWAとの指定管理協定で幾ら売り上げがあった場合に、幾ら、どういった算式で井原市にお金が入るようになっているのか、その数式を教えてくださいたいと思えます。

**芳井支所長（三宅孝一君）** この算出方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり業務協定書の中の仕様書に記載があります。成果配分額の算出の基準となる超過額設定基準額を7,000万円プラス消費税及び地方消費税の額と定めております。

以下、基準額といいますが、ASUWAの施設の利用率とASUWAでの商品の販売収入の合計額である総収入額から、ASUWA内で販売された商品の仕入れ原価を引いたものがこの基準額を超過した場合、超過額の2割を成果配分額として芳井町、合併後は井原市に支払われるというものでございます。

**委員（三宅文雄君）** 114ページの備考欄の生活保護法第63条による返還金と、それからその2段下の生活保護法第78条による徴収金、それぞれについてご説明をお願いいたします。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 生活保護法第63条による返還金といいますが、これは不当に受給しようとする意思がなかった場合で、届け出あるいは申告が速やかに行われていなくて手当が支給されていたという場合に返還いただくものでございます。

法第78条は、そういった届け出、申告に当たり市等の指示に従わなかったとき、あるいは明らかに作為を加えたなど、そういった受給があった場合返還をいただくというものでございます。簡単に言いますと、悪意があったかなかったかというふうなイメージで捉えていただけたらというふうに思います。

**委員（大滝文則君）** きょうは委員長を補佐して質問はしないつもりでございましたけども、1点だけよろしくお願ひします。

詳しくはあした特別会計で質問したいと思ひますけども、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計繰入金の繰入基準について、いま一度ご説明をお願いします。

あわせて、繰り入れるべき関係条例についての、どこに書かれてあるか、お願いいたします。103ページです。

**総務部参与（渡邊聡司君）** 美星地区畑地かんがい給水事業特別会計からの繰入金ですけど、こちらにつきましては平成26年度におきまして県営事業で中山間総合整備事業、こちらでポンプ場の設備の更新等を行い、また農業基盤整備事業によりまして配水槽、加圧ポンプ等の更新を行っております。これら事業費の5%を特別会計から繰り入れるというものでございます。基本的に畑地かんがい給水事業については、美星地区の大半が受益者であるということから、受益者個々から5%を集めると。今まではございませんで、特別会計のほうから5%を繰り入れを行ったというものでございます。

それから、5%の繰り入れに対しての条例ということですが、そういった条例の規定はございませんで、分担金徴収条例におきましては、これら事業については5%を徴収するというふうな規定がございませんで、そういったことで5%という率に定めたところがございます。

**委員（大滝文則君）** ほかの分担金の条例をこれに適用したということによろしいでしょうか。

**総務部参与（渡邊聡司君）** そのとおりでございます。

**委員（三輪順治君）** 112ページをお願いします。

雑入の最初に書いてありますミニポートピア井原環境整備協力費で4,100万円の計上があります。先ほど1日の売り上げで1%の協力金ということでございますが、答えられる範囲で結構です。歳入という観点から、答えられる範囲でいいですが、素朴な質問をいたしますのでよろしくお願いします。

まず1番、このお金は倉敷市からの歳入として考えてよろしいのでしょうか。

2番目、利用者がどの程度、市内、市外、県外に分けてあるのか、倉敷市から情報があればご提供をお願いしたいと思います。

それから3番は、この財源を具体的にどういう方途に活用するといったような内規ないしは活用基準等があれば、それをお示しをお願いします。

以上、3点です。

**総務部次長（大舌 勲君）** まず、収入のもとですけれども、これは倉敷市からの収入ということでございます。

それから、利用者の市内と市外の状況でございますけれども、この資料提供をいただいておりますので、こちらでは把握しておりません。

それから、この財源の活用についての決まりがあるかということですが、定めておりません。

**委員（三輪順治君）** これは要望にとどめておきますが、当時建設に当たっていろんな議論がありました。しかしながら、結果的には井原市のほうも決断されて設置がありました。思わぬ、いわゆるお金が入ってきようります。このお金をいかに使っていくかということ、これはやはり井原市の知恵だと思います。したがって、そういう意味でこの活用用途について、目的といいますか、いろんな他市の例も含めて、ぜひご研さんされ、一定の方向が出れば議会とも協議して、これからIRとかいろんな法律もひょっとしたら上程されやもわかりません。しかしながら、こういったものについては、もう賛否両論あるわけでございますが、どっから見てもおかしくないような、そういう使い方を井原市として確立をしておいてほしい。それを対外的に言えるようにしてほしい。私たち議員も、それをきちっと言えるようにしてほしい。これが要望でございますので、よろしくお願いします。

**委員（惣台己吉君）** 昨年、要望はこの場では言わないということですけど、どうでしょうか。

**委員長（藤原清和君）** 聞いていないような感じで話になっています。ただいまの質問に対する、質問というか要望ですから、要望として受けとめていただくようにお願いしたいと思っております。

以上です。

もう答えも何も出ないんだから。答えも何も出ません。

〈なし〉

### 〈歳入全般〉

**委員（森本典夫君）** 監査委員から、審査意見書の4ページ等にも載っておりますけれども、財政分析をされておられまして、特にその中で財政力指数、それから経常収支比率がずっと、言ってみれば悪くなっているという状況の中で、市として今後、今年度も含めてこれを少しでもよくしていかなければならないということになるわけですが、今年度も含めてどういうふうな形で取り組んでこれを数的にいい方向へ持っていかうというふうな基本的な考え方がおありでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

**副市長（三宅生一君）** 財政力指数あるいは経常収支比率、非常に財政を見る上での重要な指標の一つだというふうに思っております。

まず、財政力指数につきましては、基準財政需要額と収入額の差や、要は差額で足りない分が普通交付税として入ってくるという部分でありまして、これが改善に向けてというのは、要するに1を目指すということの意味されているんだろうというふうに思いますが、そうなりますと交付税は何も入ってこないということになります。これは国がそれぞれ需要額の算入における係数を出したり、それから市にあっては税金などが色濃く反映してくるというものでありますから、非常にこれを改善するというのは極めて難しいのかなというふうには思っております。そういう中であって、財政力指数の動向を見きわめていきたいというふうに思います。これが必ずや低くなることによって財政が悪いということとは、直ちにそういうことは言えないというふうに思っております。

ただし、やはり財政的に左右をされないということになると、1を目指すのがいいんだろうというふうに思っています。ただ、これによって財政運営がどうだこうだということは、私自身は関係ないだろうというふうに思っております。

それから、経常収支比率につきましては、極めて高い数値、財政的なといいますか、財政の弾力性が損なわれつつある厳しい状況にあるというふうに思っております。これを阻害する要因は人件費、それから扶助費、借金払いの公債費、こういうものが非常に大きくウェートを占めてくる、そういうことになるだろうというふうに思っております。これも直ちに人件費を改善するというのは、なかなか厳しいものもあります。

それから、扶助費ですが、小さいながらも井原市における社会保障費ですが、これを削減

するというのは、市民の方にとって必要不可欠なものを削減するのかということになってまいります。経常収支比率についても、財政の硬直化が進展するということを必ずや避ける必要があるというふうに思いますが、市民の必要なものをそぐのかということとの議論をよく見きわめてやっていきたいというふうに思っております。

それから、その他実質公債費比率などもございますが、財政を語る上で、いろいろな手法があると思いますが、全体的に申し上げますと、井原市の財政は県下27市町村の中でも悪くはないというふうに思っております。一つ一つの財政指標で、例えば一喜一憂するのではなくして、大きな傾向の中からあるべき歳出あるいは財源を求めて、確かな財政運営が必要だろうというふうに思っております。もちろん財政指標について全く無頓着であるということとはあり得ませんので、その辺は気を引き締めていきたいというふうに思います。

**委員（森本典夫君）**　　そういう点では、副市長が言われるのはよくわかります。合併して10年たちまして、一番最初のごあいさつの中にもありましたように、井原市にとってもなかなか厳しくなってくるというような状況の中で、財政力指数、それから経常収支比率についても、5年間の状況がこれに載っておりますけれども、やはりそれぞれ少しずつ悪くなっているという状況の中で頑張っておられるということで、全体的に見ましたら僕もそういう認識はしておりますけれども、井原市は、言ってみれば健全財政だというふうには思っておりますけれども、これがまた本年度、この数字が悪化の方向へ行くというようなことにならないように努力していかねばならないというふうに思うんですが、その点なかなか難しいという話で確かに僕もそう思いますが、そのあたりで努力はされるということによろしいでしょうか。

**副市長（三宅生一君）**　　限られた財源を有効に使っていく、その中で財政指標がどうかということの大きな意味合いがあるというふうに思っております。

確かな財政運営をしていくためには、限られた財源を本当に税に求めますと課税客体の把握、徴収率のアップ等々があるんだろうと思いますし、事業を推進する上では、可能な限り国庫、県、こういった財源を求めに行くという作業が一つ一つ積み上げられるということになろうかと思えます。

あわせて、歳出につきましては、身をそぐ、消費的経費についてはそういった感覚も必要だろうと思いますが、市民に直結した扶助費等については、できる限りこれを確保するという考え方に立って、なおかつ財政指標等を目安に運営をやるべきだろうというふうに思っております。

あれもこれもという時代とは決して異なる、これからはあれかこれかというものの中から厳選してやっていきたい。市長がかねがね申し上げますが、選択と集中、これのことを加速させていくべきだというふうに思っております。委員の皆様方にも、こういったこと

で深いご理解を賜りたいと思います。

**委員（森下金三君）** 質問で、収入未済額ということについてお聞きしたんですが、全体の収入未済額が3億4,800万円ほどあるわけでございますが、回収の方法については先ほど説明をいただいて、非常に職員の方々も回収には鋭意努力され、苦勞されとると思います。

それで、この回収に当たって、数値目標を掲げられて今後回収をする計画をされておられるなら、その数値目標を教えてくださいたいと思うし、もしされていないのなら、どういう数値目標を掲げて回収をするというおつもりがあるのかどうかということについてお聞きいたします。

**税務課長（吉本泰人君）** 市税については、数値といいますか、収納率としては井原市第5次行政改革大綱・集中改革プランで目標値としております。収納率についての目標値はございます。

**委員（森下金三君）** ちょっとようわからんわ。最後は数値目標はしておりませんと、しとると。

**税務課長（吉本泰人君）** しています。

**委員（森下金三君）** しとるんならどのくらいな数値目標になる。

**税務課長（吉本泰人君）** 市税の現年度分で、26年度は98.5%、滞納繰越分で15.0%ですが、27年度分の収納率の目標は98.6%、滞納繰越分は16.0%。

**委員長（藤原清和君）** 数値目標は掲げておるということによろしゅうございますか、数値目標は掲げてやってるんだということによろしいですかね。

**税務課長（吉本泰人君）** はい。

〈なし〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

**委員（西村慎次郎君）** 128ページの企画費、委託料の一番下でございます、市バス等運行委託料についてですが、別冊の地方自治法第233条第5項の規定による施策の成果に関する説明書の8ページの中ほどですけども、この中身が市バス運行委託と乗り合いタクシ

一の運行委託の2点だと思ってます。乗り合いタクシーの運行委託について、説明としては利用者数の記載があるんですが、昨年と比べて、どのエリアも利用者数はふえているという状況だと思います。その中で、高屋北部エリアが昨年度から比べると130名近くふえてるんですが、高屋北部エリアの1便当たりの利用者数と運行回数について教えてください。

**企画課長（山下浩道君）** 高屋北部エリアの平成26年度運行回数が220回で、乗車人数が576人となります。1便当たりが2.61人ということになります。

**委員（西村慎次郎君）** もう一点、運行見直し基準というのがあって、増便基準が1便当たりの利用者数が4.1人以上で運行回数が200回以上で、減便基準というのが1便当たりの利用者数が1.1人未満で運行回数が100回未満という基準ですが、この基準に該当するエリアというのはありますか。

**企画課長（山下浩道君）** 1年間に運行が100回を下回っているのが上稲木のエリアがございます。それから、荏原、西江原エリアも100回を下回っておりますので、今後の利用の啓発に努めてまいりたいと思います。

**委員（簀戸利昭君）** 130ページに過疎地域等自立活性化推進事業費1,000万円あるんですが、先ほど説明で都市部との交流であるとかインターネットとか美星の資源ということではございましたが、補助金なので総事業費がわかれば、それぞれの総事業費を教えてください。

**企画課長（山下浩道君）** 美星の魅力発見プロジェクトということで、大きく3つの事業をしております。

まず1つが、美星の魅力再発見と共有プログラムということで、里山や耕作放棄地の再生などをしており、それから田植えや稲刈りなどの体験型プログラムもしているといったもの、これが事業費が507万円に対しまして補助実績額が330万2,000円となっております。

2つ目の美星の魅力PR大作戦、これが東京での写真展でありますとか、フェイスブックなどを活用した地域発写真によるPR活動をしております。この事業費が283万円、これに対しまして補助額が145万5,000円です。

3つ目が、美星資源の商品化と販路の構築拡大事業ですが、美星産食材を使った美星フェアイン東京でありますとか、岡山市での販路拡大への路地市への出店などを行っております。この総事業費が230万円、これに対しまして補助額が387万2,000円ということになっておりまして……。

済みません、もう一度ちょっと整理し直しますと、まず全体の総事業費が1,012万9,000円でございます。それから、1つ目の美星の魅力再発見と共有プログラムの補助実績が330万2,000円、それから2つ目の美星の魅力PR大作戦の補助が145万

5,000円、それから3つ目の美星資源の商品化と販路の構築拡大が387万2,000円で、その他のホームページ管理などの管理運営業務委託料が150万円で、全体で1,000万円ということになっております。

**委員（簀戸利昭君）** それは10分の10の補助でよかったんですね。

**企画課長（山下浩道君）** 先ほど申しあげました事業総額が、団体が支出した額が1,012万9,000円で、補助上限が1,000万円でございます。井原市としたら1,012万9,000円に対して1,000万円の補助をしております。総務省から井原市に入ってきた金額としましては、1,000万円の歳出に対して1,000万円の歳入でございますので、10分の10ということになります。

**委員（簀戸利昭君）** 続けて、138ページの地方バス路線運行維持費補助金が6,900万円余り、25年度決算が5,815万円ぐらいだったので、約1,000万円強上がっている理由をお聞かせください。

同じく、同じ節の市内循環バス運行費補助金、これが、2,952万5,000円が、25年度決算ですが2,480万5,000円ということで、500万円余り上がっている理由をお聞かせください。

**企画課長（山下浩道君）** 138ページの地方バス路線運行維持費補助金、昨年度と比較して1,171万1,000円ふえた理由でございますが、井原市に乗り入れしている3社に対して補助をしております。

備北バス株式会社につきましては、対前年比8万7,000円の減です。

北振バス株式会社につきましては、対前年比784万5,000円の増です。主な理由は、バス車両1台購入による716万3,000円の増です。関係市町で実車走行キロに応じて費用を持ち合っており、井原市の負担率は69.2%となっております。そのほかは運行収入の減による補助額の増です。

井笠バスカンパニーにつきましては、対前年比395万3,000円の増で、更新バス車両4台分のリース料1,080万円及び昨年4月にオープンいたしました笠岡市美の浜の交通交流センター内整備工場への初期投資、工具購入費等550万円、この2つの経費増1,630万円に対しまして関係市町で費用を持ち合っており、井原市の負担率が24.2%となっております。

同じページの市内循環バス運行費補助金の昨年度と比較して472万円ふえた理由につきましては、旧井原市内を循環しております井原あいあいバスにつきましては、北振バス株式会社に対しまして10月から翌年9月までを補助対象年度として補助しておりますが、平成25年度分につきましては、井笠鉄道バスの経営破綻を受けて、平成24年11月から平成25年9月までの11カ月分に対して補助をしております。平成26年度は平成25年10月



から平成26年9月までの12カ月分に対して補助をしております。この11月から12カ月分への増加分と、経営主体が変わってバス車両とバス停等の施設整備を多面的に行った結果、経常経費の増加、この主なものは人件費の増197万3,000円、車両修繕費の増83万1,000円、燃料費の増71万3,000円、その他の備品購入費、減価償却費等の経費の増105万2,000円となっております。

以上です。

**委員長（藤原清和君）** 執行部のほうから午前中の答弁に対して申し出がありますので、許可いたします。

**企画課長（山下浩道君）** 午前中、西村委員さんから128ページの市バス等運行委託料の中の、乗り合いタクシー運行委託につきまして、運行見直し基準である1便当たり1.1人かつ運行回数が年100回未満を下回っている地区があるかということでお尋ねをいただきまして、漏れがございましたので補足させていただきます。

井原地区で2地区を申し上げましたが、それから芳井地区で4つのエリアを回っております。全て4エリアとも基準を下回っているという状況で、1便当たり1.0人の乗車で、4つのエリアとも100回の運行を下回っております。訂正させていただきます。

以上です。

**委員（三輪順治君）** 130ページをお願いいたします。

130ページに、具体的には書いておりませんが、最近話題となっておりますコンピューターセキュリティーの関係でございます。井原市の場合は、セキュリティーポリシーを公開されておりませんのであえてお聞きしますが、いわゆる業務用の端末、年金、保険とか住基とか、業務用端末と、職員さんが一般の仕事で使う端末というのは、通常LANで結ばれるケースが多いんですが、インターネットと業務用のパソコンとは切り離されとるんですか。物理的に切り離されとるんですか、それともシステム上で切り離されとるんですか、いずれかと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

**企画課長（山下浩道君）** 職員が使っておりますインターネットに接続している一般業務用のパソコンと、それから住民情報が入っております基幹業務系とは物理的に遮断されております。

**委員（三輪順治君）** 問題は、一般業務用のパソコンに、例えば私がある仕事をして端末を持っていると。インターネットに切りかわるわけですか、そういうイメージですか。いわゆる専門のパソコンはつながっていないということはわかったんですが、一般のパソコンです、事務用のパソコン。これはインターネットと共用されとるんですか、どうですか。

**企画課長（山下浩道君）** 共用しているものもございまして、サーバー領域において別扱いでありまして、インターネットで接続していたものは一旦閉じて、それから基幹業務系を

立ち上げないと立ち上がらないという、物理的には遮断されているものでございます。

**委員（三輪順治君）** 物理的に遮断されれば端末が2台あるということですね。つまり、私が市民課の職員だったら、市民課の業務端末はこの専用端末、私の仕事の端末は別のBという端末を使って、そのBという端末で仕事をし、そしてインターネットが見えるところということですか。わかりやすく言うてください。

**企画課長（山下浩道君）** 基本的には基幹業務とインターネットに接続するものとは別の端末、別のハードディスク、CPUでございますが、ごく一部でスイッチの切りかえによってインターネットを見るのと基幹業務とが共用しているものもございます。

**委員（三輪順治君）** 恐れているのはそのとこなんです。年金の問題も、件数ははっきりしませんが、外部に漏えいしました。そして最近の新聞でも自治体のサーバーのほうへいろんなアタックがあります。過去に代表質問で、外部からの侵入をテストするケースもお聞きしました。井原市の場合は、盤石な体制をとっているから心配ないというふうにおっしゃったので、あえて多く申しませんが、私は業務系であるならば、基本的にはインターネットから常に遮断をして業務系はしていくべきだろうと思うし、そして、一般の事務用のパソコンは、それはインターネットが使えるパソコンとインターネットでないパソコンとを切り分けて、厳密にこれからはしていかないと、年金機構がやった問題は、まさに今企画課長がおっしゃった、1つの端末に仕事のデータを入れて仕事をやられて、それがたまたまインターネットと接続するような環境にあったからデータが抜かれとるんであるので、もしそういう状況であるならば、これは必ず改善して、市民の個人データの管理、保護を徹底していただきたい、このように思いますが、いかがでございましょうか。

**企画課長（山下浩道君）** 今三輪委員さんがおっしゃられたようなハードディスク、いわゆるCPUというか、端末を分けて事務をする方向で現在準備を進めております。

**委員（簀戸利昭君）** 午前中のお答えで、138ページでしたが、1,000万円上がった理由はということでお尋ねしました。これはバス車両を購入等々、負担がふえたということと、市内循環バスはこれも経費の増加ということに捉えてよろしいでしょうか。

**企画課長（山下浩道君）** 経費の増加でございます。

**委員（簀戸利昭君）** 引き続き、126ページと8ページのいばらぐらし住宅新築資金補助金、これは昨年度、平成25年度が28件、市外が60件、今年度、26年度が29件、市外の業者が61件ということでした。ほぼ同等でよく頑張っておられるなという気はいたします。

それで住宅リフォーム補助金なんですけど、平成25年度の決算では6億89万5,000円ということで、件数が408件。26年度は296件ということではありますが、その減少した理由を何かおつかみでしょうか、わかれば教えてください。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** 住宅リフォーム補助につきましては、ご存じのとおり23年度に新設した助成制度でございまして、ちょっと数字を読み上げますと、23年度が利用件数342件、24年度が339件、25年度が408件、26年度が296件ということで、合計しますと1,385件と多くの市民の方々にこの本補助金を活用いただいているところでございます。

一方で、27年度から補助上限額20万円に達するまで何度でも補助申請ができるように間口も広げたところでございますが、27年度の8月現在でいきますと113件今ございます。これを月割りに割り返して1年で換算してみますと271件という数字が出てきます。そうしたことから、25年度をピークに少しずつ減少してきているのかなというふうに思っております。

こういった原因につきましては、本補助金が市民の方々に周知できたとともに、本補助金の効果、メリットが市民の方々にある程度行き渡ったんじゃないかなというふうに見ておるところでございます。

以上です。

**委員（簀戸利昭君）** もう1,300件余りでしたか、利用されているということで結構なことだと思います。

引き続きましてよろしいでしょうか。

129、130の情報管理費の工事請負費の中で、電柱移設工事費が739万8,000円余り使われておりますが、これは市全体でしょうか、ごく一部なのでしょう。もしその地域がわかればお教え願いたいと思います。

**企画課長（山下浩道君）** 130ページの電柱等移設工事費の地域と場所ですが、芳井町と美星町に情報通信ケーブル、井原放送のケーブルを敷設しております。そういったものの電柱等の移設の経費でございます。大きく分けて3つの種類がございます。市が立てております芳井、美星エリアにおける自営柱——市の鉄管柱でございますね。これの移設とあわせて、ケーブルの移設を行ったものが3カ所、それから自営柱の移設はありませんが、共架している中電柱またはNTT柱は移設されることに伴い、ケーブルの共架がえを行ったものが8カ所、それから光ケーブルそのものの損傷により修繕を行ったものが1カ所、計12カ所となっております。

**委員（西田久志君）** 136ページの負担金補助及び交付金の中で、岡山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金が219万円何がしになっておりますが、これは県全体で幾らか。それで総額なんですけれど、それと、この負担金で運営されているのか、また出動回数は年どのぐらいだったのか、それからまた、消防ということですが、山火事などでしょうけれど、どういった内容で出動したのか。また、業務が重なった場合、例えば消火活動が重

なった場合というのは、違う場所であった場合はどうするのか、運航は何台あるのかということの質問です。よろしくお願いします。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** この防災ヘリコプターの負担金であります。これにつきましては、これはそもそも派遣消防隊員8人の人件費に係る負担金であります。全体では6,037万9,467円というふうになっております。

26年度の運航状況の内容ですけれども、火災救助、救急などの災害業務で99件、それから訓練などの通常業務で137件となっております。救急とか消火場所が同時に起こった場合どうなるかということではありますが、これはヘリコプター1台でありますので、同時には対応できてないということというふうに聞いております。

**委員（三輪順治君）** 127ページをお願いいたします。

財産管理費です。ちょっとどこで質問していいかわからないので、もし誤りがあればまたしますが、お知らせくんについてでございます。

ちょうど4年ほど前に債務負担を組みまして3億二、三千万円の、現計予算を含めて債務負担で、合計でかなりの台数を買いました。そのときは行政財産の取得ということで、議決案件でありまして議決をいたしました。その後、端末管理はということでご質問させていただいたところ台帳管理であると、こういうふうにおっしゃいました。お聞きしたいのは、ここでいいのかどうか、委員長にご判断いただきたいんですが、この財産管理費で質問すべきなのか、後の附属調書の中で質問すべきなのかわかりませんが、もしお許しをいただければ、お知らせくんの現在の設置台数、しかも芳井、美星、井原と別々に、設置、利用、つけて聞きようかどうかは別としても、あるいは使用しているかどうかは別としても、配布台数ですね、管理台帳のある台数についてお知らせをお願いいたします。

**企画課長（山下浩道君）** 井原地区で1万1,085台、それから芳井地区で1,680台、美星地区で1,469台、合計で1万4,234台となっております。

**委員（三輪順治君）** それぞれ母数を世帯数とした場合の率を教えてください。

**企画課長（山下浩道君）** 今、井原地区が88.3%、それから芳井地区が92.3%、美星地区が88.4%、全体で88.7%となっております。

**委員（三輪順治君）** 関連しまして、このお知らせくんについては在庫は幾らありますか。

**企画課長（山下浩道君）** 在庫は2,096です。

**委員（三輪順治君）** どこに置いてありますか。

**企画課長（山下浩道君）** 市役所の倉庫に置いてあります。

**委員（三輪順治君）** 市のほうでは、2台目以降は実費でお分けになるということですが、行政財産ですよ。その場合、通常の利用目的を達するためにお売りになるとい

うことについては、いろんな手続があると思いますけれども、今までに売れた台数は何台でしょうか。

**企画課長（山下浩道君）** 一般世帯へ10台、それから法人へ3台販売しております。

**委員（森本典夫君）** 136ページの地域づくり推進事業費の19のがんばる地域応援補助金、9地区で34事業ということでありましたけれども、成果のほうはどういうふうに分  
析されてますか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** このがんばる地域応援補助金につきましては、平成25年度に創設をしております。やっと2年が経過したところでありまして。各地区のまちづくり協議会、まちおこし協議会では部会なども組織されまして、事業に取り組みやすい体制づくりも進められております。なかなか成果として一朝一夕には出にくいかと思いますが、市としてはこうした地域での主体的な取り組みのプロセスを通して、地域の各種団体の連携やきずなが深まって、まちづくりに参加されてる方がふえてきているのではないかと。それから、冒頭議長のお話にもありましたけれども、県主地域の一事業が地域を超えて稲倉とかほかの地域にも波及しているということが、ある意味成果に、今のところの成果であるというふう  
に考えておるところであります。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 特にこの9地区の中で、ここは大変地域の人を巻き込んで活発にや  
っておられるなというところが何か、県主は今ありましたけれども、ほかにそういう  
ところがあって、かなり評価しとるというところがありますか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** なかなか個人的に評価をしているということは言いにく  
いんですが、全ての……。

**委員（森本典夫君）** 個人的じゃないよ、市としてよ。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** いろんな地区でそれぞれ事業の中で、活発に全ての地区  
がやっておられるというふうに私は理解をしております。

**委員（森本典夫君）** 個人的な見解を聞いておりませんので、井原市としてこれだけの予  
算をつけて、882万8,000円か、つけてやっていただいているわけですが、そういう中  
で、この決算の年度で、ここは特によく頑張っているなというような評価を井原市としてし  
ているところがあるかというお尋ねですので、今の話では特にないということよろしいん  
でしょうか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 特に活発にということになりますと、事業も積極的にや  
られているところが木之子地区あるいは荏原地区、それから青野地区が実際には地域の方、  
たくさんの方が参加されて活発に取り組みおるといふふうにご検討しております。

**委員（森本典夫君）** この決算年度で参加者がどのぐらいとかというのはつかんでおられ

ますか、それぞれの事業で。

市民生活部参与（谷本悦久君） これは申しわけありません、参加者の人数はつかんでおりません。

委員（森本典夫君） それでよろしいです、わからなんだら。

138ページ、市内循環バス運行費補助金であります、これは井原市から何台貸与してんですか、バスを。

企画課長（山下浩道君） 4台です。

委員（森本典夫君） その4台の車検はどこでやっていますか。

企画課長（山下浩道君） 把握しておりません。

委員（森本典夫君） 調べればわかりますか。

企画課長（山下浩道君） お時間をいただければ調べられると思います。

委員（森本典夫君） 調べてまた言っていただきたいと思いますが、なぜそんなことを言うかという、事務所が矢掛にあるというふうに思うんですが、4台の車検ということになれば、それぞれその車検を受ける時期になったらどこかの業者をお願いをしているわけですが、当然のことながら、井原市内の業者をお願いしてやっていただいているというふうに、僕は思ってるんですが、もしそれが井原市内の業者以外のところでやっておられるようでしたら、それはちょっといかなものかなというふうなことを思って質問させていただきましたので、もし井原市内の業者にやっていただいていないということになれば、ちょっと改善せにゃあいけんというふうに思って質問させていただきましたので、そのあたりを教えてくださいましたら、またそのときにいろいろ要望、意見を言うことがあれば言わせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企画課長（山下浩道君） 確認をさせていただきます。

〈なし〉

## 〈第20款 民生費〉

委員（荒木謙二君） 170ページ、福祉基金助成事業給付補助金、13事業と言われましたが、主な大きな支出の事業を3点ほどお聞かせください。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 13事業のうち主なものということでございますが、紙おしめの支給事業、それから福祉タクシー、バスの料金助成、はり、きゅう、マッサージ施術費の助成、この3事業で補助金額の約7割を占めている状況でございます。

委員（荒木謙二君） 紙おしめはどれぐらいの比率でしょうか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 件数が2万6,833件ということで、ほぼ4割ぐらいはこの件数いってるかと思います。

委員（荒木謙二君） 金額も4割ぐらい。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 金額は2,683万3,000円になっております。

委員（荒木謙二君） もう一回済みません。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 2,683万3,000円。

委員（荒木謙二君） 25年度と比較してどれぐらいな伸びになつとんでしょうか。この福祉事業、事業数が昨年より何事業かふえておると思うんですが、金額ベースでいきますと何%増加しますか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 総額で8%の増となっております。

委員（荒木謙二君） これは福祉基金を活用されておるということなんですが、福祉基金が5億6,600と言いますと、6,000万ベースでいきますと10年もたないというふうな計算になるんですが、例えばどのような今後対策をとられるのかお尋ねします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 各項目につきましても、内容につきましても今後研究をいたしまして近隣の事業も新しいものについては検討させていただくということで、内容がいろいろと状況が変わっていきますのでその辺のところは研究をしながら余り利用のないものについては金額なり、制度の範囲内で検討させていただいてできるだけ長く基金を使っていけるようにやっていきたいと思っています。

委員（荒木謙二君） 見直すということですので、市の独自の事業だと思いますので、長年多くの方が活用できるようにお願いしたいと思います。

それから166ページの委託料の「食」の自立支援事業委託料。これは成果でいきますと11ページなんですが、延利用人員が527人ですが、歳入のほうでお聞きしましたら7,880食の収入があったということでございました。その下の負担金補助及び交付金で、美星配食サービス実施補助金が上がつとんですが、これについては、延べ何人が利用されているのでしょうか。また何食あるのかわかれば示しいただきたいのですか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 美星配食サービスにつきましては、27年3月末の利用戸数が20戸でございまして、26年度の実績が3,992食の配達でございます。

委員（荒木謙二君） 食の自立支援とは食数でいきますと約半分ということになるんですが、この委託料と補助金及び交付金ということで補助金を出しておられる。この差というのはどういったところからきとんでしょうか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 美星配食サービスにつきましては、基本的に弁当を配るのはボランティアの方ということで、そういった団体が実施されとる事業に補助するというスタンスできとります。芳井地区につきましては、社会福祉協議会のほうが実施される事業

に対して委託しているという状況でございます。

**委員（荒木謙二君）** 金額の差というのは、配達されとる人が美星の場合はボランティアだから費用はいらない。それと食の自立支援というのは社協に委託しとるからこれだれの金額がいるということなのか、美星のほうも社協に集まってボランティアの方が配達をされるように見かけるのですが、同じような制度にはならないのですか。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 美星のほうの補助で出しいてるのは、ボランティアの方の油代とかの経費に係るものについて補助しているというものになります。かかる経費につきましてはということで、似通った事業でございますのでそれぞれ研究をさせていただいて今後も引き続きどちらの事業も配達ということでございますので、調整をしながらできるだけ一本化をしていきたいというふうには考えております。

**委員（簀戸利昭君）** 166ページの施設事業費補助金ということで4,700万円ほど上がっておりますが、これの認知症対応型通所介護施設整備1施設、グループホーム整備1施設、介護施設開設準備1施設ということでありますが、その名称とそれぞれの総事業費並びに補助額をお教えてください。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 認知症対応型通所介護事業所、これにつきましてはデイサービス事業所でございますが、まず1つ目が、建築工事費に係る総事業費3,672万円に対しまして補助金が1,090万円。もう一件、認知症対応型共同生活介護事業所——グループホームでございますが、こちらの建築工事費が5,184万円、補助金が3,090万円。それと、このグループホームにつきまして、開設の準備経費補助金につきましては、これは設備備品等の補助でございますが、726万9,059円のうち556万2,000円の補助でございます。

**委員（簀戸利昭君）** 名称がわかれば教えてください。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** グループホームにつきましてはグループホームこよし、デイサービスにつきましてはデイサービスこよしでございます。もう一件の開設の準備につきましてはグループホームよしいでございます。

**委員（森本典夫君）** 不用額についてお尋ねします。

民生費の生活保護費で、項の段階でも不用額が1割強です。それから、それぞれの節の段階でも予算に対して扶助費が1割を超しとるというような状況で、先ほども説明がありましたが、執行残で医療扶助が執行残というようなことが言われましたけれども、その要因をちょっと具体的に、1割以上の不用額が生じとる原因をお聞かせください。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 医療費でございますので、入院及び外来があるわけですが、入院患者数が予算のほうは延べ34件計画しておりましたが、実績のほうは28件ございました。



委員（森本典夫君） 金額的には。

健康福祉部次長（猪原忠教君） この単価といいますか、その1件当たりのになります  
が、月に予算のほうは49万4,000円余りにしてはりましたが、実績のほうでは43万  
8,849円平均ということになりまして、この入院医療費につきましてのみで5,426  
万円の執行残が生じております。

委員（森本典夫君） 1割強の不用額が出ているのは、主にはここという理解でよろしい  
か。

健康福祉部次長（猪原忠教君） そのとおりです。

委員（惣台己吉君） 164ページ、上から5、障害者相談支援事業サポート事業委託  
料、これの計画策定などの内容をお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 164ページの一番上の相談事業でしょうか。

委員（惣台己吉君） はい。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 井笠圏域の障害者相談支援センターですけれども、知  
的障害者それから身体障害者、精神障害者のそれぞれの相談支援センターになっておりま  
す。件数につきましてはちょっと手元に資料がございませんので。

委員（惣台己吉君） 次に、166ページ、13の委託料のところの3番目のいきいきデ  
イサービス、同じように内容をお尋ねいたします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） いきいきデイサービス事業ですが、おおむね65歳以上  
の高齢者が要介護状態になることを予防するための事業でございまして、入浴サービス等を  
提供し、自立の助長や心身機能維持向上を図るものでございます。6施設につきまして25  
2人の利用になります。

委員長（藤原清和君） 先ほどの惣台委員からの質問に対するデータ、出ますか。後ほど  
でいいですけども。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 後ほど。

委員（坊野公治君） 166ページの委託料のいばらサンサン交流館管理運営委託料、委  
託料は2,200万円、利用者数を教えていただけますか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） サンサン交流館の利用者数は2万9,947人です。

委員（坊野公治君） 昨年と比べての推移というのはわかりますか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） 平成25年が2万9,804人ということで、ほぼ横ば  
いという状況です。

委員（簗戸利昭君） 172ページの保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金ということ  
で1,400万円余り計上されてはりますが、要は保育士さんの報酬というか、給与の補助  
なのかなと思っているんですが、その報告はどのような形で受けておられるのか、また報

告内容がわかればお教え願います。

**子育て支援課長（佐藤和也君）** 報告につきましては、県が定めます実績報告書の様式によりまして、賃金改善の方法、例えば基本給に上乘せするとか、一時金として支払うとかといった方法や、職員ごとの賃金の内訳のほか、決算見込み書の正本を添付し報告いただいております。

以上でございます。

**委員（簀戸利昭君）** 引き続き、164ページの重症心身障害児・者レスパイトサービス拡大促進事業費補助金ということで9万円上がってとんで、これはどういうことなんでしょうか。内容がわかればお教えください。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** レスパイトサービス拡大促進事業ですが、9万円、これにつきましては、在宅で障害者の介護をされているご家族が何らかの都合で介護ができないといったときに、福祉施設あるいは病院のほうで介護していただくというもので、それに対する補助金でございます。この9万円につきましては医療型ということ、井原市民病院のほうにお一人、5日分、介助されたものについての補助金です。

**委員（三輪順治君）** 3点質問させていただきます。

まず158ページ、午前中の最後のことも関連するんですが、井原市民生児童委員連絡協議会補助金が支出して1,000万円余り出てます。歳入が90ページにあります。ちょっと内訳がわからないので切り出しができませんが、要は井原市の単独の上乗せ補助金は、全体として幾らなのかというのをまず1点お聞かせ願いたいと思います。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 県の補助金と市からの協議会への補助金の差が225万5,160円ございますが、これが市の補助金に対する割合は20.8%になります。

**委員（三輪順治君）** ご努力いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

今145人ということで、民生児童委員の数をお聞きしましたが、1人頭になると活動費はお幾らでございましょうか。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 事業費というのがありますが、事業費を人数の145人で割りますと、1人当たり8万8,586円ということになります。

**委員（三輪順治君）** よろしくどうぞお願いいたします。ぜひ継続もしくは充実をお願いします。

次に行きます。160ページをお願いいたします。

真ん中にごございます臨時給付金の給付事業の中で、負担金補助及び交付金で、とりわけ上段にあります臨時福祉給付金、高齢者にかかわっての消費税アップに伴う一時現金給付であると思います。対象者数の数と交付率、実際に受け取られた方の率が何%であるか。もう一つ聞きます、時効があるのかどうか。

以上、3つです。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 申請書を送付しておりましたのが6, 835件、そのうち受け付けをしておりますのが6, 339件ということで、受け付け率は92.7%になります。受給者数につきましては8, 333人となっております。

**委員長（藤原清和君）** もう一件、時効はあるのかなのか、時効は。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** これは年度末、3月31日までの申請で失効するものでございます。3月末で失効でございます。

**委員（三輪順治君）** 時効の件はわかりました。年度ですから3月31日までに申請しないとだめだということですから、もう昨年、今回26年度でございますから、たしか7, 000円でしたか、それはもう交付する権利はないと、こういうことで理解いたしました。

しからは、今数字が2つあったんですが、8, 333人という数字と、それから6, 835件という数字ですね、これちょっと差を教えてください。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 送付しましたのは世帯単位ということになりますので、1世帯に対象になる方が何人かおられますと人数がふえてくるということでございます。

**委員（三輪順治君）** そうすると、交付対象者数は8, 333人でよろしいんですか。そういう方も合わせて交付された方は6, 339人でいいんですか。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 先ほど言いました送付した世帯単位の件数が全体で6, 835件、このうち受け付けをされたのが6, 339件でございますので、この6, 339件の世帯に当たる人数が8, 333人の方になるということでございます。

**委員（三輪順治君）** 改めて聞きますが、その該当世帯の該当者数は全体で何人いらっしゃるんですか。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 8, 386人です。

**委員（三輪順治君）** そうすると、53人の方がお受け取りできなかった、あるいはしなかったということで、これらの方々に対して2月か1月に、権利があるにもかかわらず申請されないということであるんでしょうけども、PRとかお流しといたしますか、それはやられましたね、確認をしたいと思います。

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 53人の方は辞退されているということになりますが、申請の受け付けを最初しましたのが9月から12月にかけてでございますので、その際にまだ申請されていない方については申請の勧奨のものを11月中旬に送付しております。

**委員（三輪順治君）** 本年度も引き続き、額は変わりましたが、今制度が始まっておりますので、ぜひ漏れがないように支給をしてください。

次に行きます。178ページをお願いいたします。

児童クラブ費の件でございます。児童クラブ費の委託料13番ですが、5, 029万8,

750円が歳出で支出済みでございます。一方、92ページに歳入がございまして、県からの助成が14クラブに対して、西江原の改修費を含んで3,419万7,000円というところでございます。この5,000万円と今の3,400万円の差というのは、井原市が単独でお出しになった経費でございますか、まず1点確認をしたいと思います。

**子育て支援課長（佐藤和也君）** 児童クラブに対します補助金は、補助率が3分の2でございまして、残る3分の1が市費となっております。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** 関連しますのでご質問します。

保護者負担費というのが、当然各運営体のほうで運営されてるということであるでしょうけども、現在、仄聞いたしますと、親の負担金が放課後児童クラブによってまちまちでございましてのは当然お知りだと思いますが、幅が幾らから幾らまであるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**子育て支援課長（佐藤和也君）** 保護者の負担金につきましては、1人月額で2,000円から5,000円程度と幅がございまして。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** この中にはおやつ代とか、その他の必要経費も入っておるんですか、それともこれ以外にまたおやつ代とか何やかんや要るんですか。

**子育て支援課長（佐藤和也君）** 先ほど申しました金額の中には、おやつ代等も含まれた額でございます。

**委員（三輪順治君）** 一般的に思いますのに、新法によって子育て支援の関連は、小学校6年までを対象にするというふうになりました。自主母体のほう、基本的には井原市というか、行政体なんですけれども、こういった運営形態もあろうかと思えます。しかし、そうであっても保護者の負担額が、今初めて2,000円から5,000円ということで正確に聞きましたので、この差はどこに子供さんがいらっしゃっても同じであるべきだと思います。これはもうきょうはここまでしか言いませんのですが、要するに、これから対象児童数が、今までは小学校3年までであったものが、ことし4月から6年まで拡大すると、こうなると、非常に施設の面も運営の面も厳しくなると思えます。ひとつ井原市さん前へ出て、一步前へ出て、この放課後児童クラブ、それから地方創生でも市長が言われました子育て環境の観点も一分野であると、ぜひ、また言やあ要望じゃというて怒られるかもわかりませんが、これは本当に切実な、共働きをされている方については本当にそう思います。したがって、負担額をできるだけ安い額に落として、統一して運営をされんことをお願いをしておきます。

〈なし〉

**健康福祉部次長（猪原忠教君）** 先ほど惣台委員さんの164ページの相談事業のほうですが、相談支援事業委託料のほうで3事業とっておりました。これは件数ではなしに実人数ですが、障害者の方86人に対する支援でございます。

それから、その下のサポート事業のほうですが、これにつきましては、こだま園のほうにサポート事業、プランを作成する臨時の方を1名つけた委託料でございまして、9月から3月まででございました。この方のサポートしました実人数については38人の方のプランを作成したという状況でございます。

以上です。

## 〈第25款 衛生費〉

**委員（西村慎次郎君）** 183、184ページ、予防接種費についてです。

昨年度の予防接種費と比較して約700万円ぐらい増額となっておりますが、この理由は予防接種を受けられる人の増加に伴うものという理解でよろしいのでしょうか。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 予防接種費の委託料の増加につきましては、昨年10月から新たに乳幼児の水痘、いわゆる水ぼうそうでございまして、水痘が新たに定期接種になりましたので、これにつきまして委託料が増加している主な原因でございます。

以上です。

**委員（西村慎次郎君）** 昨年度の決算書を見ると、結核予防というのが25款にあったんですが、それはなくなったのでしょうか。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 26年度につきましては、結核予防費は予防接種に含めて予算計上させていただいておりますので、決算でも予防接種費のみで、結核予防費につきましてはございません。

以上でございます。

**委員（西村慎次郎君）** 増額の要因の一つにはこれがあるという理解でいいですかね。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 結核予防費につきましては、BCGの予防接種、それから65歳以上の胸部レントゲンがございましたが、予防接種費につきましては、BCGの予防接種費のみについて決算に上がっておりますので、多少は影響はいたしておると思いますが、大きな増加要因にはなっておりません。

以上でございます。

**委員（森下金三君）** 188ページ、15の工事請負費の中、先ほど説明がございました

施設整備工事費、急速充電器ということでございますが、この急速充電器を利用したる車、井原市ではこの電気自動車が大體何台ぐらいあって、その利用された充電した収入、金額が大體どのくらいありますか。

**環境課長（北村容子君）** 市内の電気自動車の台数ということでございますが、把握はできておりませんが、軽四が100台程度、事業所が持っているとは聞いております。

それから、利用収入ですけれども、こちらにつきましては、もう利用された方がご自身でクレジット機能という形でお支払いをしていただきますので、井原市に入るものはございません。

**委員（森下金三君）** そんなら利用はするけど井原市には収入はゼロということではいいわけですか。

**環境課長（北村容子君）** 申しわけございません。今26年度の実績ということでございますが、この電気自動車の稼働といいますのが、本年5月1日からでございますので、26年度については何もございません。

以上です。

**委員（森下金三君）** ということは、26年度、今年度からは収入として何ぼか入ってくるというふうに理解したら、いや、もう急速充電を使うたらお金を払うから、その収入がある。その収入は歳入のほうへ入るとるのかなというて見たけど、わからんからちょっと今お聞きしたわけです。わかりました。

**委員（簀戸利昭君）** 188ページの環境衛生費の住宅用太陽光発電システムの補助金が89件で1,200万円、25年度では127件で1,468万7,000円ということでありました。ちょっと減ってるなと思うんですが、大分普及したからかなとは思いますが、その辺の理由をどのように感じておられるか。

もう一件、そのすぐ上の飲料水供給事業補助金、これは25年度では2件で30万7,000円ということでありましたが、本年度は1,950万2,000円ということで急激にふえとるんですが、その場所は、飲料水供給組合のことでしょうから、どこがふえたのか、どういう理由で高額になったのかをお知らせをください。

**環境課長（北村容子君）** それでは、太陽光発電システムの関係でございます。設置件数が25年度と比較して減っている要因ということでございますが、これにつきましては明らかではございません。ただ、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定買い取り制度によりまして、太陽光発電システムの設置が急増したため、逆に電力の安定供給に支障を来すおそれがあるとして、昨年9月以降、複数の電力会社が新規買い取りを当面停止あるいは保留する動きがございまして、テレビや新聞等で大きく報道されました。こういったことも一

つの要因で足踏みをなさっているのかというふうに推測されます。

もう一つは、買い取り価格の引き下げが行われたというようなことを思っておりますが、いずれにしても、先ほど委員さんがおっしゃられましたように、太陽光発電システムが一定量の普及が進んだというようなこともあるのではないかなというふうに思っております。

それから、飲料水供給事業の補助金の関係です。

昨年2件で三十数万円だったものが今年度一千九百万円何がしということでございます。これにつきましては、上嶋地区の日指水道組合が新規に立ち上げをされまして、配水槽であるとか滅菌設備、それから電気設備、送水管の新設などを行ったものが主なものでございます。

あとの3つにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。

**委員（森本典夫君）** 186ページの母子衛生費の委託料で、妊婦・乳幼児健康診査委託料1,800万円余りですが、これが説明書の13ページでいきますと、この健康診査の後ろへ「等」というのがついておりまして、金額的にはちょっとプラスになっているんですが、どこの数字がどういうふうにここへきているのか、お聞かせいただきたいと。

それから、新生児聴覚検査委託料、これは「等」というのはないんですが、金額的にちょっと違うんです。その違いをお聞かせください。

それから、その下のほうの不妊治療助成事業費補助金ということで、7件で出産が8人ということでありましたが、出産8人ということは、双子の方がおられたかということだと思うんですが、多胎児というらしいですが、2人以上の子を産まれたというのが今回26年度で1件あったのかなというふうに想像しますが、それは違いはないでしょうか。

それとあわせて、ここ二、三年、さかのぼってこの不妊治療を受けた方で、双子以上の出産をされた方がおられるでしょうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

**健康医療課長（田平雅裕君）** まず、妊婦・乳幼児健康診査等の金額が委託料と異なっているという点でございますが、この説明書につきましては、扶助費も含んだ金額にしておりますので、多少異なっておると思っております。

それから、新生児聴覚検査につきましても、同じく扶助費も含めた金額といたしておりますので、委託料の金額とは多少数字が変わっております。

それから、不妊治療の実績と申しますか、26年度中、委員さんがおっしゃるとおり、双子が1組生まれてございます。それから、25年度につきましては、双子が1組、24年度はございませんでした。それから23年度は双子が3件ございました。

以上でございます。

**委員（森本典夫君）** それでは、金額が違うのについては、その下の20に扶助費という

のがありますが、それが加わっているということで金額がふえとるのはそれだということではないわけですね。

それから、不妊治療を受けた方で、先ほど23年が双子が3人、25年が双子が1人ということで、26年が1件ということではありますが、不妊治療を受けた方が多胎児を生む確率というのはどんなんでしょうか、一般の不妊治療を受けてない人と比較して。そういうことは研究されておられませんか。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 不妊治療を受けた方が多胎児が生まれる確率については、申しわけございませんが、ちょっと認識をいたしてございません。

**委員（森本典夫君）** 一般的には妊娠しやすくするというので、そういう処置をするという意味から、多胎児を出産するという可能性が一般の人よりは三、四倍高いというような話を聞きますけれども、そういう意味ではそれに対する、この人は双子だということになりますと、現在は一般健康診査14回ですが、それを多胎児の場合はその回数をふやすというようなことなんかを考えて、結局リスクが高くなるわけですから、安産するについて。そういう意味では、そこらあたりは何か考えておられますか。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 不妊治療をされて、妊娠された方の妊婦の健康診査の回数につきましては、一般にも双子がお生まれになられる方もいらっしゃいます。確かに不妊治療をした場合多いというような話は聞いておりますが、それにあわせて助成回数をふやすというようなことは、現在は考えておりません。

以上でございます。

〈なし〉

**委員長（藤原清和君）** 執行部から先ほどの答弁に対する訂正がございますので。

**健康医療課長（田平雅裕君）** 申しわけございません。先ほど不妊治療で双子の出生件数を申し上げましたが、平成23年度3件と申し上げましたが、23年度は0件でございました。平成17年に1件ございまして、24年度まで双子の生まれた件数はございませんでした。訂正をさせていただきます。

〈第30款 労働費〉

〈なし〉



### 〈第35款 農林水産業費〉

委員（惣台己吉君） 200ページ、それと成果の15ページをお願いします。

その中で、200ページの真ん中ほどの青年農業者等育成対策事業費補助金、これでこちらの成果のほうの15ページ見ていただいて、昨年が1人で150万円あったわけですが、このたびが4人で900万円ということで、これの内容を説明いただきたいと思います。

建設経済部参与（武田吉弘君） これにつきましては1年間で150万円の交付でございまして、半年分の単位で75万円が最初の単位となります。それで、4名ということでございますけれども、1人の方が1年間受けられまして150万円、それから2人の方が1年半分ですから150万円と75万円を受け取られて225万円、この方がお二人、それからもう一人の方は2年間ということで150万円の2回、300万円。といいますのも、これ申請をされて経営の開始時期によるんですけれども、1年までさかのぼって交付できるということで、さかのぼって交付をさせていただいております。

以上です。

委員（惣台己吉君） お一人で何年もられるわけですか。

建設経済部参与（武田吉弘君） 最大5年でございます。

委員（惣台己吉君） 年齢制限はありますか。

建設経済部参与（武田吉弘君） 45歳未満でございます。

委員（西田久志君） 202ページの農地費の中の負担金補助及び交付金の中の県営工事負担金でございまして、成果のほうの15ページの広域営農団地農道整備事業3、700万円、井原市の負担金が多分10分の1ということで3億7,000万円であろうということなんです。その中でこの工事自体の進捗率と、今回どこの部分を工事したのか教えてください。

建設経済部参与（武田吉弘君） 工事の延長でございまして、全体が1万9,090メートルでございまして。そのうち、完了しておりますのが1万6,350メートルということで、工事によりまして進捗率は85.6%でございまして。

それから、工事した場所というお尋ねでございまして、これは井原芳井2期地区の工事でございます。これは片塚から西の部分360メートルの区間が2工区でございまして、そちらを26年度は工事をさせていただいております。

以上です。

委員（西田久志君） 現在85.6%ということで100%まで14.4%、その部分ですけど、多分芳井の梅木までだろうと思うんですけど、それ大体計画どおり進めば何年ごろに完成というようなことになりませんか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 県からは平成31年度完了予定と聞いております。

以上です。

**委員（森下金三君）** 202ページの節の19の負担金補助及び交付金ということで、多面的機能支払交付金で2,100万円ほど計上されてあるんですが。これはどんな性質のもんですか、ちょっと教えてください。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 施策の成果の16ページの一番上をお願いいたします。

多面的機能支払交付金でございますけれども、2行書いてございます。農地維持支払交付金、これにつきましては地域で協働による農用地、水路、農道等の保全活動、要は施設の点検だとか、のり面の草刈りを支援するものです。それから、水路、農道の軽微な補修について、それについて支援をするということでございます。それから、下の資源向上支払交付金につきましては、老朽化した水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新の活動を支援するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**委員（三輪順治君）** 午前中、理事者の方に誘導されておりますので、農地台帳システムについて、まず1点お伺いをしたいと思います。

ページでいうと196ページでございます。

真ん中のほうに委託料というのがありますね。農地電算システムの委託料というのは、システム開発にかかわってどんなデータが入り、そしてそのデータをもとに、どこまでこの補助の中でできるのかというのをお尋ねしておりますので、よろしくお願ひします。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 農地台帳システムのデータの内容でございますけれども、農地の所在地、所有者、耕作者、地目、面積、それから農振地域か都市計画区域かという区分、それから貸借の権利関係情報、それから農家経営者の情報などが入っております。

それで、使い方でございますけれども、農地情報や農家情報の管理に使用するほか、権利関係や農地の状況確認など、農業委員会等で使わせていただきます。また、平成26年4月の農地法の改正に伴いまして、農地情報を公表することになったため、公表に必要なデータの作成を行っております。それで、全国農業会議所の農地情報公開システムというのがございまして、こちらのほうへデータの提供を行っております。これにつきましては、インターネットで地図情報の中で見ることができます。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** 推測するに、最後にお話をされましたホームページで農地管理台帳が公開されとる範囲があるでしょう、制限があるでしょうけれども、地図データと農地の活用状況、つまり先ほどですと面積とか、地目とか、公にしてもいい個人情報でない部分は、私たちもパソコンを使って井原市内のそういった状況を目にすることができるんでしょうか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 全国農業会議所が出しております農地情報公開システムのほうに農地の所在地、地目、それから農振地か都市計画区域かと、あと貸借の権利関係があるかどうかといった内容のものは公開されておりますので、見るができます。

以上です。

**委員（三輪順治君）** 関連しまして、ここに実績が上がっておりますが、農地集積事業補助金あるいは、ちょっと名称だけ出ておりませんが、農地バンク、県がおやりになってます中間管理機構、ここらあたりの地籍についても見れるわけですか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 今の内容のデータの中には、貸借をしてるかどうかという情報は入っております。それで、岡山県の農地中間管理機構に登録されているものは登録されているというふうな表記が出るようになっております。

以上です。

**委員（三輪順治君）** もうちょっと端的にお聞きしますと、農地バンクが県の中間管理機構により動いとると思いますが、26年度の井原市の実績をお知らせください。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 26年度はゼロでございます。

**委員（三輪順治君）** 新聞情報でしか知り得てないんですが、賃借人もゼロだというふうに新聞情報には載っておりましたが、間違いございませんか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 間違いございません。

**委員（三輪順治君）** それは、なぜ井原市が賃貸物件も出さない、当然利用がないわけですから。どうしてそうなるんでしょうか。もし考察されとるのものがあればお出しください。なければ結構ですが。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 農地中間管理機構に登録するには、条件的に大きな道路に近いところ、まとまった土地というふうなことがございますが、平成27年度では貸借をしたいということでの申請を井原市からも出されておるのが実例がございます。

以上です。

**委員（三輪順治君）** そのインターネットで耕作放棄地、先ほど具体的に例が出ておりませんが、耕作を放棄された実態、1年以上、例えば耕作物が生産されてないというような、そういったものも地図で見れますか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 耕作をされていないかどうかというのは、現在のところは見えません。

**委員（三輪順治君）** 先ほどの所在地、所在者、耕作がされているかどうか等々おっしゃっております、面積もね。この中には耕作放棄にかかわるデータは入っていないというふうに理解してよろしいんでしょうか、井原市の農地台帳で。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 農地として農林課に登録してあるものは、データとして

上がってくるということでございます。

**委員（三輪順治君）** 農地として上がってくるというのはわかる。農地が放置されておるかどうかの情報はないんですね。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** そこまでの情報は入っておりません。

**委員（森本典夫君）** 200ページ、有害鳥獣の補助金が出てますが、駆除班の出動回数、延べ人員を教えてください。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 延べの出動人数は把握しておりませんが、猟期以外で捕獲された頭数については把握しております。

以上でございます。

**委員長（藤原清和君）** 今尋ねられた出動数と何人出られたかということを探ねられただけなんでございますけれども。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** それについては把握しておりません。

以上です。

**委員（森本典夫君）** どこそこへ猿が出ると、どこそこへイノシシが出るとということで駆除班にお願いするわけですが、そのときに何月何日にどこそこへ頼んだというようなことは書類として残ってるのではないかと思います。多分お願いしたら出てくださったと思うんですが。その数は年間、この26年度で何回出動をお願いして出てくださったと、それで何人が出てくださったかというのは全くわからないということですか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 実際をお願いさせていただいております。それで、何回お願いしたということ、何人出られておるかということころまでは把握しておりません。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 年間でどこそこの駆除班の代表者にお願いしてというのが書類としては残ってるわけですか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 担当の者が記録しております。

**委員（森本典夫君）** となれば、その書類を見れば年間で、井原地区で、美星地区で、芳井地区で何回出動されて、何人が行ってくださったと。それからイノシシじゃ、何じゃかんじゃというのは数が出りますが、そっちのほうは細かく出とんですが、頑張ってくださいよ人間の数、回数や人員がわからないというのは、ちょっとどうかなというふうに思うんですが。そこらあたり来年度はちょっと改善する必要があるのではないかと僕は思うんですが、どうでしょうか。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 今後は、細かく何人出ていただいたかということころまで記録に残したいと思います。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 頑張ってくださいよんですから、頑張ってくださいよう数字的なことも、ちゃんとこっちがつかんでおかなければならないというふうに思いますんで、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

206ページの松くい駆除ですが、地上と空中それぞれ説明書には書いてありますが、効果というんですか、毎年やられるわけですけども、そのあたりはどういうふうな状況でしょうか。それから、金をこれだけ使っているわけですが、効果が上がってるのか、どうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**建設経済部参与（武田吉弘君）** 中世夢が原につきましては観光地でもあります。地元の方のお話を聞きますと、そのしたところの周辺とは違って効果があるので、ぜひ続けていただきたいということを聞いております。

以上です。

〈なし〉

#### 〈第40款 商工費〉

**委員（森本典夫君）** 208ページ、委託料とか負担金補助及び交付金というので不用額の説明はありましたが、はっきりわかりませんでしたので、もう少し詳しく、特にどのようなが不用になったとかというところを教えてください。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** それでは、委託料の不用額の説明でございます。

委託料の予算が1億1,107万3,725円のうち、ほとんどが岡山県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が占めておりまして、これは歳入でも申し上げましたが、市内企業で多くの方を雇用していただくための県の10分の10の事業でございます。こちらのほうを積極的に活用して、実際には6事業と広く予算措置をしたものでございますが、実際のところ人材確保が難しかったこと、また雇えても対象期間が短くなったり、さらには雇うこともできなかったことにより事業が執行できなかったことが要因になっております。そういった関係で緊急雇用事業、予算が1億600万円あるんですけども、その執行額が2,760万円ということで、その分の執行残が7,870万円ということで執行残が出たものでございます。

それから続いて、負担金補助、交付金の不用額でございます。

不用額6,587万8,000円のうち、イバラノミクス関係が6,514万3,000円でありまして、ほとんど占めておる形になります。イバラノミクスにつきましては、本市の地域経済雇用対策として25年度から8本、26年からさらに8本ということで16本イ

バラノミクス施策として間口を広げて、積極的に利用していただくよう予算化をしております。大きな要因でございますけれども、実際、四季が丘団地企業誘致補助金1億円を用意しておりましたが、これが未執行、その分逆に設備投資促進事業補助金、それと井原駅前通り賑わい創出事業補助金などが予定よりも執行額がふえて、予算以上に執行できたという関係、そういった結果、イバラノミクス全体で補助額の予算額2億1,500万円に対しまして、執行額が1億5,000万円となりまして6,500万円が残ということでございます。できるだけ使っていただくための施策だということをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** イバラノミクスに関連して、本会議の3日目の一般質問の答弁の中で、イバラノミクスの経済波及効果が56億円というふうに市長答弁なさったと思います。これについて大まかで結構ですから、どの分野にどういうふうな具体的な経済波及効果があったか、分野ごと波及効果額について積み上げを教えてください。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** それでは、効果額の大きかったものということで説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

**委員（三輪順治君）** 結構です。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** まず、井原駅前通り賑わい創出事業補助金、こちらにつきましては、26年度、27年度で執行が3件ございまして、それにつきまして補助金額7,832万2,000円補助金を出してございまして、その経済波及効果額は2億4,653万7,000円でございます。

それから、井原市元気応援商工業借入資金利子補給金でございます。こちらは、25年、26年、27年の合計が、交付決定494件ございまして、これが補助金額3,295万2,000円、この経済波及効果額は27億7,690万円でございます。

それから、井原市設備投資促進事業補助金、こちらが25、26、27のトータル交付件数が46件、補助金額7,032万6,000円、この経済波及効果額は18億2,696万4,000円でございます。

あともう一点、井原市元気応援商工業借入資金信用保証料補助金、こちらが26、27年で97件の交付決定ございまして、1,322万円の補助金を出しております。この経済波及効果額は6億2,220万円でございます。

主なものはそういった内訳になっております。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** 改めて井原市の役割がこうやって効果額を聞くにつけ、非常に大きいものがあるというふうに認識をいたしました。今後、井原市の総合戦略の中で、当然5年

間の計画をお立てになるわけですが、経済波及効果というのは恐らく、ちょっと確認したいんですが、経済波及効果は地域経済分析等を含めて、1次産業から3次産業あるいは6次産業まで及ぼす係数を全部お求めになって、井原市独自の係数が1から4点までございますけれども、それぞれ、例えば駅前通りで何かお店ができると、それによってAの分野、Bの分野、Cの分野にこんな影響を与える、そしてAの分野からその上の分野とか、そういう図式のもとで最終的に積み上げられたものが、その経済波及効果として認識をすりゃあよろしいんでしょうか。

**地域創生参与（妹尾光朗君）** 実際のところはそういった分析ではなく、井原市にそれだけのお金が落ちてるということでご理解をいただきたいと思います。

**委員（三輪順治君）** また、きょうこの場で長くなりますのでやめますが、例えば100円投資することによって、それが500円になるというような算用といいますか図式をぜひ、井原や広域管内にもかかわると思いますけれども、そうやって、先ほど選択と集中とおっしゃったんだけど、選択するにしてもここに100円投資することによって、全体として500円、1,000円になるというふうな形で夢のある計画づくりに励んでいただきたいというふうに思っております。

〈なし〉

#### 〈第45款 土木費〉

〈なし〉

#### 〈第50款 消防費〉

**委員（三輪順治君）** 224ページの消防団、非常備の消防費についてお伺いします。

右のほうに消防団のそれぞれの階級別の人数が出ておりますが、このうち女性消防団員は何名いらっしゃいますか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 12人おります。

**委員（三輪順治君）** その12名は何分団に所属されてますか、何分団といいますか、組織母体は何カ所におられますか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 女性消防団員の12人につきましては、一応消防本部付ということで、本部へ所属しております。

**委員（三輪順治君）** 彼女たちの主な任務、業務は、どういったものを今やられています

か。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 女性消防団員につきましては、火災予防の広報、啓発活動、それからまた地域の防災活動へも積極的に参加をさせていただいております。今後もいろいろな地区の避難訓練とか、ひとり暮らしの世帯の訪問なども積極的に参加をしていきたいというふうには考えております。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

**委員（三輪順治君）** 厳選して1件だけお願いします。249、250の図書館費でございます。

不用額が300万円程度出ております。私は常々思う、ちょっと実態をまずお聞かせ願いたいんですが、今1人が1回で何冊までお借りできますか。

**図書館長（山本高史君）** 1回、その館で10冊でございます。

**委員（三輪順治君）** 本にはいろいろ大きさがあって、また借りる方の形態を見るとお子様連れもいらっちゃって、例えばお子さんの本ですと大きい判とか、非常にまちまちの大きさになって、10冊全てお借りになるとすれば相当持ちにくいですね。これは現在どういう形で持って帰られてます。

**図書館長（山本高史君）** 袋を持参される方が、冊数の多い場合はみずから袋を持ってみえる方が多いわけでございます。それで、その袋を持ってなかった場合は、要望があれば返却不要の袋を出しております。

**委員（三輪順治君）** 提案なんですけど、井原市には社会福祉協議会がトートバッグというのをおつくりになってますね。1つが500円だそうです。これは来年に向かっての話になりますけども、私も実際何回か図書館へ行って借りたんですが、文庫本であれば少しかたい



んもあつたり、大きいんもあつたりするんで、非常に持ちにくいので何か袋があればいいなと常々思っております。一石何鳥にもなりますので、美星、芳井、井原、でんちゅうくんの宣伝にもなるし、あるいは県内の貸出用にも使えるということであれば、ぜひそういうふうなアイデアを、お互いが一石何鳥になるような形で、不用額がこんだけあるとすれば、ぜひ活用のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

〈なし〉

#### 〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

**委員（森本典夫君）** 　　いつ質問しようかなと思ったんですが、AEDをかなりどこやかしこで買ってるんですが、教育関係で全体でこの年度末で何台ありますか。

**教育次長（山田正人君）** 　　しばらく時間をいただきたいと思えます。

**委員（森本典夫君）** 　　かなりのところへ設置していただくということで、大変いいことだと思うんですが。その管理についてはどういうふうな形でやって、その施設の方にも利用する教育もしていただいているんだらうと思えますが、その管理については、設置をしました後、どのぐらいでどういうふうにするとかというようなことは、どういうふうになるでしょうか、流れとして。

**スポーツ課長（宮 良人君）** 　　スポーツ関係の施設ということでございますが、それぞれ体育館、それからリフレッシュ公園、B&G海洋センターに配備をしておりますが、それぞれ職員が月に1回は、その点検項目というのがAEDごとにありますので、そういう点検項目に沿って月に1回は必ず点検チェックをして、正常に働くかどうかというのを確認しております。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 　　それについては、設置しているところのAEDについて、どなたがチェックをするというのは決まっていて、それからそれがチェックをどういうふうにしたかというのが書類で残るとかというようなことになっているのでしょうか。

それから、更新は何年に1遍ということになるのでしょうか。

**スポーツ課長（宮 良人君）** 　　まず、チェックをしている職員についてでございますが、基本的には海洋センターの市の職員、それから育成士、それから嘱託職員によって、それぞれの何項目かある項目を確認してチェックをつけます。それを必ずスポーツ課のほうへ回して、みんなで供覧をするということにしております。

続いて、それぞれ施設の機械の耐用年数ですが、物によっても違うとは思いますが、私どものほうはバッテリーが4年、それから本体が5年ということでございますので、それぞれ耐用年数が来たら購入、買い換えをしていくということになるかと思えます。

**委員（森本典夫君）** その箇所箇所、施設施設で、先ほどもちょっと言いましたけれども、この機械についてはチェックはAさんがやるんだということで決めているのかどうなのか。誰かがやってくれるということじゃないと思うんで、そのあたりはもうかかりチェックをする人は決めているのか。

それから、海洋センター海洋センターというのが何回も出ましたけれども、今回いろいろなところへAEDを設置しているわけですが、そういうところでも、そこらあたりがちょっと管理をして、いざというときには動かなかったとかというようなことがないようにしてると思えますが、そのあたりかかりやられてるんでしょうか。

**スポーツ課長（宮 良人君）** スポーツ施設に関係してのことではございますが、先ほど申しましたように、B&G海洋センターには職員が1名、それから井原ですが嘱託職員が3名おりますが、その中のうち、交代でチェックに当たっております。また、体育館にも嘱託職員が2名おりますので、嘱託職員が交代で必ずやるということにしております。

**委員（森本典夫君）** スポーツ課長は、スポーツ課の関係のそういう施設ということですが、先ほど来出てますように、小学校、中学校等々でも買っているわけで、AEDを。そこらあたり小学校についてはどういうふうなことでやっておられるのか、そこらあたりもちょっと聞かせていただきたいんですが。

**教育次長（山田正人君）** スポーツ施設以外の教育委員会の設置しておりますAEDであります。例えば小学校、中学校でありますと校長のほうに日々の点検をお願いしてますし、その中で、先ほども出ましたが、耐用年数が来たもの、あるいは耐用年数がいつなのか、バッテリーの交換時期がいつなのか、あるいはパットの交換時期がいつなのか、こういうことは漏れのないようにして、その結果26年度に多くのAEDを更新いたしました。

先ほどのご質問であります。教育委員会の関係でAEDは全部で50基でございます。

**委員（森本典夫君）** 50基で、これは台帳があるんですか、50基の台帳。どっかへ行きや全部ぱつとわかって、点検もいついつやって、もうあと一年で耐用年数来るとかというようなことがわかるような台帳があるとか、パソコンに入っているとかというようなことで、一見というんか、ちょっと見れば全体がわかるようになってますか。

**教育次長（山田正人君）** 台帳はございます。

**委員（森本典夫君）** どこまでチェックできるようになってますか。

**教育次長（山田正人君）** 施設名がございまして、現在のその機器の導入年月、それから次期買い換え年月、もちろんメーカー、それからバッテリーの期限、パットの使用期限がご

ざいます。

**委員（森本典夫君）** それで、点検したことについてはどこで集約していますか。

**教育次長（山田正人君）** 教育委員会では全ての施設について、それを把握しております。それぞれの施設の長にお任せしております。

**委員（森本典夫君）** それぞれの施設の長がちゃんと台帳を持って、今言われたことも含めて管理をしているのか、そのあたりは統一的なんでしょうか。

**教育次長（山田正人君）** そのあたりにつきましても所属の施設の長の判断といいますか、お任せしている状況でございます。

**委員（森本典夫君）** 僕が言いたいのは、教育委員会が台帳を今持つと言われまして、項目も言われましたが、それと同じ程度の内容の台帳が1個あるのか2個あるのかいろいろでしょうが、1基、2基かいろいろでしょうが、それについてはその管理者が、学校でいえば校長が同じ項目でちゃんとそれが管理ができて、それでチェックについてもいついつ、誰がどういうふうなチェックをしたというようなことで管理がされているんでしょうか。

それと、チェックをするについては、どのぐらいの項目をチェックするのか、そこらあたりをお聞かせいただきたいと。それでチェックをしたら、ここは異常ない、ここは異常なし、ここは異常なしでチェック、正常なら正常とか書くとか、丸をつけるとか、どういうふうな形でチェックをしておられますか。

**教育次長（山田正人君）** しばらく時間をいただきたいと思います。

**委員（森本典夫君）** なぜ、何か厳しく言うかといいますと、言ってみれば命がかかわるようなときにAEDを使って、言葉は悪いですが、生き返ったとかというようなことも実際には全国的にあるわけで、そういう意味ではそこらあたりがかっちり管理されてないと、いざ使おうと思うたら使えなんだとかというようなことは、まずないとは思いますが、そういうことがないようにするためにも、やはり教育委員会なら教育委員会が全体をつかんで、50基あるということですが、それはもう絶えず掌握して、月々チェックをしていくと。それから第一線では小学校、中学校それぞれ、高校、教育関係施設は同じようなチェックを現場へ任しとるということでありまして、そこらあたりもかっちりして絶えず、例えば1カ月に1遍とかというような頻度でチェックをしていかなければ、いざというときに使えなんだというようなことになったら大変なんで質問させていただきよんで、そのあたりでは、教育長、どうですか。

**教育長（片山正樹君）** 森本委員さんが言われるとおりでと思いますので、その責任者とか、そういったもの、それから何を点検するんか、月に本当に1回、学校では点検カードをつくって安全点検やっていますので、その項目に多分載っていると思うんですが、また確認してみたいと思いますが、それは必ずやっていますので、毎月1回ですね。あと、公民館と

か、教育施設等についてもそういった点検カードを準備して、全体にそのことをちょっと徹底してみたいと思います。

**委員（森本典夫君）** ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

**委員長（藤原清和君）** 先ほどの質問に対する答弁は、また後ほどでよろしくお願いをしたいと思います。

**委員（森本典夫君）** 最終でええ。

**委員長（藤原清和君）** 最終でええんでしたら、後ほど、またお答えを出してもらいます。

企画課長からの報告がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**企画課長（山下浩道君）** 138ページで、総務費の諸費、市内循環バス運行費補助金の関係で、森本委員から貸与しているバスは何台かというお尋ねがあり、4台ですとお答えしております。正しくは、貸与ではなくて北振バス株式会社が4台所有し、運行している循環バスに対して補助を行っているもので、車検は市外へ受けているということです。

**教育次長（山田正人君）** 先ほどのご質問、AEDのチェックでございますが、どこをチェックしているのかということでございますが。バッテリー、パットの使用期限について、まず確認いたします。それから、AEDには正常かどうかを示すインジケーターというものがございまして、それを確認して、そのものが今使えるかどうかというのは確認できます。それと、ひび、損傷があるかないか、そういった外観の確認をいたしております。

以上です。

**委員（森本典夫君）** バスのことですが、所有するというのはどういう意味でしょうか。貸与でなくて所有ですということですが、貸与したのを所有しとるとかというんなら話はわかるんですが、所有するというのはどういう意味でしょうか。

**企画課長（山下浩道君）** 従前、井笠鉄道バスが所有していたバス車両を井笠鉄道バスの経営破綻を受けて、北振バス株式会社が購入をし、所有をしているものです。

**委員（森本典夫君）** ということは、北振が持つとるわけですから、どこで車検を受けようが関係ねえと。うちが貸与しとるんなら、先ほどちょっと言いましたように、井原市内のどっかの業者で受けてあげるべきではないかというふうに思っていましたけども、もう北振が持つてるもんならどこでやろうが関係ないということになりますので、状況はわかりました。ありがとうございました。

〈なし〉

〈第65款 公債費から第80款 予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員（森本典夫君） 歳入にもちよっとかかわるんですが、午前中の質疑の中でミニポートピア井原環境整備協力費ということで4,100万円ほどありますが、これは議論の中では特に何に使用しなさいというようなことはありませんという話でありました。一番最初のうったてでは、ここにも書いてありますように、環境整備というようなことがありまして、一定程度その当時はこういうものに使いたいというようなお答えが返った記憶があるんですが、それは特にないということでもありますので、歳出のほうでこの4,000万円がどこへどういうふうに使われてるか、明らかにしていただきたいと思います。

総務部参与（渡邊聡司君） ミニポートピアの環境整備協力費につきましては、特に目的を持った特定財源でございまして、一般財源という扱いになっております。したがって、どの費目のどの事業に充てたというふうなことはございまして、一般財源としての扱いでございまして。

以上です。

委員（森本典夫君） もう全くわからないということになるんですか。

総務部参与（渡邊聡司君） 一般財源ですから、そういうことになります。

〈なし〉

〈実質収支に関する調書及び財産に関する調書〉

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

**委員長（藤原清和君）** 本日はこれで審査を終了したいと思います。

あすは午前10時から全員協議会室で開催いたしますので、ご出席をお願いしたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。これをもって終了いたします。

## 予算決算委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 9月25日 開会 9時58分 閉会 16時14分

### 2. 開催場所

全員協議会室

### 3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簗戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	佐藤文則
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	笠行眞太郎
病院事務部長	野崎正広	総務部次長	大舌勲
市民生活部次長	橋本良啓	健康福祉部次長	猪原忠教
建設経済部次長	谷昌彦	水道部次長	妹尾福登
市民生活部参与	谷本悦久	建設経済部地域創生参与	妹尾光朗
会計管理者	笹井洋	税務課長	吉本泰人
介護保険課長	川上邦和	上水道課長	藤井護
建設経済部地域創生課参事	和田広志	芳井支所長	三宅孝一
美星支所長	金高常泰	病院事務部次長	中原康夫
病院医事課長	平松誠	上水道課参事	田中伸廣
監査委員事務局長	小出堅治	総務課長補佐	藤原雅彦
福祉課長補佐	伊達卓生	会計課長補佐	高木正文
上水道課長補佐	井岡和浩	下水道課長補佐	藤井義信
市民課戸籍住民係長	毛利恵子	都市建設課管理係長	西本勝志

(3) 事務局職員

事務局 長 川 田 純 士      事務局 次 長 岡 田 光 雄

6. 傍聴者

(1) 一 般            0名

(2) 報 道            1名

7. 発言の概要

**委員長（藤原清和君）**      ただいまから予算決算委員会を開会したいと思います。

本日は、特別会計、財産区会計、企業会計の決算を審査いたします。

審査の順序は、総務文教委員会関係分、市民福祉委員会関係分、建設水道委員会関係分の順で行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〈認定第10号 平成26年度井原市大倉財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第11号 平成26年度井原市東水砂財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈採決 認定〉

〈認定第12号 平成26年度井原市宇戸財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉



〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第2号 平成26年度井原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

**委員（簀戸利昭君）** 最初の289ページで、不納欠損額と収入未済額についてお伺いをします。

件数は先ほど言われましたが、その人数はどれぐらいになるのか、それぞれお答えをください。それと、その理由はどのようなものが主なものかお知らせください。お願いします。

**税務課長（吉本泰人君）** まず、不納欠損の人数は51人です。収入未済額の人数は1,207人です。

まず、不納欠損の理由は、差し押さえ財産なしが18人、所在不明が8人、生活困窮が25人です。ここでの収入未済額の1,207人の内訳が、無計画な生活設計551人、一時的な資金不足360人、失業、業績悪化が108人、生活困窮137人、生活保護適用17人、所在不明34人です。

以上です。

**委員（簀戸利昭君）** なかなか厳しいんだなということがわかりますが、その次に、節の5ですが、5、7、10に関連するんですが、特別徴収分と普通徴収分の内容はどういうことなのかをお知らせください。

**税務課長（吉本泰人君）** 特別徴収というのは年金からの天引きということですが、主な要件としては、年金特徴の中の要件ですが、国民健康保険の加入者の年齢が65から74歳までで構成されている世帯の世帯主の年金で、その年金というのが老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金などの年金を年間18万円以上受給されている方で、もう一つ、国民健康保険税と介護保険料の合計が年金特別徴収対象の年金額の2分の1を超えない人、その3つが主な要件として上がっております。それに該当する人が特別徴収ということで、それ以外の方が普通徴収でございます。

**委員（簀戸利昭君）** なかなかわかりづらいのが特別徴収かなと思うんですが、もう一度済みません、ゆっくりとご説明願えますか。

**税務課長（吉本泰人君）** 済みません、特別徴収は基本的には年金からの天引きが対象となる方で、その中で要件があります。その要件が、国民健康保険の加入者の年齢が65から

74歳までで構成されている世帯の世帯主の年金からの天引きで、その年金といたしますのが老齢年金ですとか退職年金、障害年金、遺族年金などの受給で、年間の年金額が18万円以上の年額をもらっている方、さらに、国民健康保険税と介護保険料のその徴収の合算額が年金額の2分の1を超えない人の要件に該当する方が特別徴収となります。

**委員（簀戸利昭君）** 今、国保と介護保険で2分の1を超えないという、その意味がちょっとわかりづらいんですが。

**税務課長（吉本泰人君）** 年金額の合計と、国民健康保険税の年額と介護保険料の年額の合計が年金受給の2分の1を超えない人。国民健康保険税と介護保険料で徴収したらほとんど年金額がなくなる人は対象としないものです。

**委員（三輪順治君）** 主要な施策の成果に関する説明書、別冊の22ページに、国民健康保険事業に関する評価がされております。その文章の上から7行目に、1人当たりの医療費についてここで一般分と退職者分が、それぞれ40万8,000円余りと47万4,000円余りとなっております。

そこでお尋ねいたします。これに見合う平成26年度にかかわって、岡山県全体平均の額をまずお知らせをいただきたいというふうに思います。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 県の平均は38万4,478円です。

**委員（三輪順治君）** これが1人当たりですね。

それで、医療費が井原市の方のほうが少し多い目にお使いになっているという実態。逆に、保険料についてお聞きしますが、保険料についてはここには記述がないんですが、もしお手元に資料が、あるいは頭の中に資料があれば、平成26年度における国民健康保険の一人頭の平均保険料額について、井原市並びに岡山県の平均額をお教えいただきたいと思えます。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 27市町ではなくて、15市でしか今データがないので、そちらで報告させていただきます。

井原市が26年度は8万1,328円、県の平均が8万2,525円です。

**委員（三輪順治君）** 残りの12町村については、かなり厳しい財政運営をされておるやに聞いております。幸い、26年度は決算報告におきまして5,800万円余りの実質収支をお出しになったことについては、一定の歳出削減等のご努力の結果だと思えます。

しかしながら、さきの市民福祉委員会において副市長のご答弁にもありましたように、平成30年度以降、保険者が岡山県のほうに移られます。こうした保険料の平衡に当たりまして、これから岡山県側が井原市に対して26年度決算を見て分析して、いろいろお言いになるんじゃないかと、言ってくるのではないかとと思えますが、例えばどういう点を岡山県が保険者として運営していくために、井原市あるいは県内の他の自治体に対して何を言ってくる

るのか、もし想定できるものがあればお教えをお願いしたいと思います。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 国保の広域化に対するご質問だと思いますが、平成30年度から国保が都道府県で一本化して運営されるというふうになります。しかしながら、具体的なことはまだ決まっておらず、岡山県においても、各市町村の地区を3地区から代表者を出して、保険料をどういうふうに算定、算出をするか、あと事務についてもどういうふうな統一を行っていくかというのを、平成30年度に向けて国の指針が出るのに合わせて、現在検討している段階でありまして、県のほうから今の段階で各市町村に何がどうか、これがどうかというような問い合わせとか調査等は来ておりません。

以上です。

**委員（三輪順治君）** 次に、本決算資料の309ページあるいは301ページ、ちょっと301ページを見て。301ページの保険給付費の療養諸費の中に審査支払手数料というのがあります。これが決算額が810万9,149円でございます。不用額が180万円余りあります。これが歳出。

もう一つちょっとわからないのが、309ページにレセプト点検共同事業分担金として180万円余りが載っています。あわせて歳入のほうで297ページ、雑入として、これ国保連合会のほうから、今ご説明ありましたように290万円余り返還がなされております。

ちょっとまずお尋ねするんですが、レセプト点検は、今おっしゃったように国保連合会で検査をされているんだと、それをまず1点確認したいと思います。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** レセプト点検には、1次点検、2次点検とありまして、1次点検の資格審査、大まかに言いますと、病院から国保連合会にレセプトが上がってきまして、その方が国保の加入者であるかどうかというようなことを、国保連合会でレセプトの点検をしていただいております。

診療内容も当然のことながら点数等、そういうのが間違っただけで記入されていないか等を、国保連合会のほうで点検のほうをされます。

**委員（三輪順治君）** 2次点検の中身とどこへ委託されているかをお知らせください。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 2次点検のほうで、委員さんの言われました309ページのレセプト点検共同事業分担金というもので、各市町村でそのレセプトのその月その月ではなくて、継続で病院等へ通われている方の、現在は4カ月間のレセプトを突合して正しい点数等の請求がされているかというのを、点検員さんに実施していただいております。

これは各市町村が行う点検事務ですが、井原市でいいますと、点検に10日間ほどしかかからないといいますが、それで1人の点検員を単独の市で採用するのはちょっと経費的にできないということで、国保連合会で各市町村、小さい市なんかですと3日ほどで済むところもありますし、共同で点検員さんを10名程度雇っていただいて、その点検員さんが各市町

村を回ってこの点検をしていただいております。それを点検していた件数に案分して払っているのがこの分担金でございます。

以上です。

**委員（三輪順治君）** 少し突っ込みますけれども、10名の方は医師資格の方ですか。それとも他の職種の方でしょうか。

それから、件数について、抽出しておられるか全件点検なのかということが2点目。

それから、井原市と共同でやっている自治体の名前を教えてください。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 点検員さんの資格につきましては、特段その資格というのはないというふうにお伺いしております。国保連合会のほうで研修をされて各市町村へ派遣されているということで、医師の資格を持っておられる方がおられるかどうかというのは把握しておりません。

それと、点検を共同でやっている市町ということですが、全てを把握しておりませんが、単独でされているのが岡山市と倉敷市と津山市さんだと思います。大きい市におかれましては点検員さんを採用しても、1カ月間点検で働いていただく必要があるということで、個別に採用されているようです。

全件点検をしているかというご質問ですが、1次点検の国保連合会でされているものにつきましては全件しております。この各市町村の共同事業でやっておりますのは、先ほど言いましたように4カ月間とか、そういう長期にわたって行われている診療に対してのものなので、1回きりとか1カ月だけで治療が終わっている方の点検は除かれているものがあります。

**委員（三輪順治君）** 続いて、確認とお尋ねします。

そうすると、共同で点検事業をしている岡山県内は、共同母体は24市町村でよろしいんですか。それをまず1点。

それから、その点検の結果、返戻といいますかチェックがついて医療費が適正でないと判断される率、額は平均してどれぐらいありますでしょうか。

以上です。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 先ほど言いましたように、何市町村でやっているかというのは、先ほど言いました、岡山、倉敷、津山等、はっきりどこどこ入って、現在入っていないか把握しておりませんが、残りの市町村で共同で分担金を出して行っております。

点検による過誤ですが、井原市でいきますと約1%が過誤として出ております。

**委員（三輪順治君）** 1%は具体的にいうと金額ベースで幾らでございましょうか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 金額といいますか、それで点検でかかって削減された金額は平成26年度で392万円程度と試算しております。

**委員（三輪順治君）** 暮らしがどんどん厳しくなっているのは実感として私たちにもわかっております。しかし、最終的な、病気になれば当然早く治し、そしてまた未然防止ということになります。医療費が正しく執行されているかどうかのとりでは点検なんです。お医者さんはそれぞれ必要な医療行為をされます。

私たちは現在、各医療機関、耳鼻科であれ眼科であれ、いろんな分野で、内科を含め、かかります。それをまとめて、国保の方であれば市内で4割を占めるわけですけれども、井原市の平均の年間のいわゆる医療費が40万円を超えとると、こういう実態でありますから、そこらあたりの点検を、1%で実質返戻された金額が392万円、これは余りにもちょっと点検の仕方が悪いとは私は言いませんが、もう少し過剰投与であるとか重複であるとか、たくさんあると思いますけれども、今おっしゃると医者でない、医師有資格者ということで資格の中身はわかりませんが、そこらあたりも締めていかへんと医療費の削減は一方では難しいと思うんです。

ジェネリックだとか、いろいろ健康予防医療もありますけれども、結果的に医療にかかった場合にいかに医療費を抑えるかというのは、最後はそこでしかおさまりません。これから先はいろんなITが絡んできますけれども、とりあえず26年度の決算に当たりましては、私とすれば点検のあり方等については、県のご指示もまだ出てないということでございますけれども、全体的に見て、かなりの格差がある保険料の問題、それからジェネリックの全体の浸透、それから今のレセプト点検、適切な医療費の執行、ここらあたりはかなり大きなメスを入れないと難しいと思います。

幸い26年度は、単年度は黒字でございますから多くは申しませんけれども、形の上では実質収支は黒字でございますけれども、今後ひとつそういった、できるだけ収納率を確保し、かつ歳出においてはそういった分野において、それぞれの形でご努力されんことをお願いいたします。

以上です。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 済みません、説明不足で。先ほど効果額を言いました392万円は、309ページの各市町村で実施しているこの188万円の支出に対する効果額でありまして、あと、ご質問にもありました300ページの審査支払手数料810万円に対する、これ国保連合会が実施しているものですが、これに対する効果額は1,250万円程度でありました。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 292ページの繰入金の説明のときに、法定の繰入金だという説明がありましたが、法定外での繰り入れは認められるのか認められないのか、お聞かせいただきたいと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） 法定外の繰り入れは、原則認められておりません。

委員（森本典夫君） 原則認められてないということは、例外的に認められるということ  
でよろしいか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 認められるかどうかということは、国等も認めるとは言  
っていませんが、法定外を繰り入れている市町村もあるようにお伺いしています。

委員（森本典夫君） 原則的にはというて言われましたが、法的根拠が示されますか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 法的根拠はございません。

委員（森本典夫君） 先ほども話がありましたように、県下の他市町村では、法定外を繰  
り入れてるところもありますが、それを県下の自治体で法定外の繰り入れをやっている  
自治体をつかんでおられますか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 全ては把握していません。

委員（森本典夫君） 把握しておられる範囲でよろしい。

市民生活部次長（橋本良啓君） 岡山市さんと倉敷市さんはされているようにお伺いして  
います。

委員（森本典夫君） 後々のことがありますので、県下の自治体で国保関係の法定外の繰  
り入れをしているところを調べていただきたいと思いますが、どうですか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 調べますので、しばらくお待ちください。

委員（森本典夫君） 今でなくてよろしいですから、また後日でもよろしいし、皆さんに  
わかるように全体でもよろしいし、僕個人にでもよろしいし、そちらの都合のいいようにし  
てください。何か資料として出していただければと思いますんで。

委員長（藤原清和君） 資料として出していただきたいと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） それでは、県に確認しまして、ありましたら、なければ  
各市町村に問い合わせするかで資料で提出させていただきます。

委員（森本典夫君） よろしくお願いします。

委員（簗戸利昭君） 非常に難しいんですが、非常に厳しい国保会計ですが、言っている  
のか悪いのか、何か改善策等がありましたら上げていただけたらと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） やはり国保会計の悪化は、医療費の増大が最も大きな要  
因となっております。原因は、以前より申しておりますように医療の高度化にあると思っ  
ております。県下でデータを、県が発表しているのいいますと、平成25年9月に県の平均  
が50.9歳、井原市が55.9歳で5歳の差が出ております。それ以降、市のほうは高齢  
化が進んでおりまして、高齢化につきましては仕方がないかなと思っております。

それと医療の高度化で、これにつきましては、医療費がどこからが高額かという判断もあ  
りますが、年間500万円以上の医療費で比較しますと、25年と26年を比較しますと、

全体で26年度のほうが医療費が、500万円以上の方の合計をしますと6,100万円程度高額となっております。1人あたりにしますと約38万円、500万円以上の方の医療費が伸びているという状況です。

この医療費の高度化につきましても、どうすることもできないかなど、各保険者でどうということではできないものだと考えております。やはり、医療費の伸びを抑えるには、特定健康診査等で早期発見、早期治療をしていただくことによって、井原市でデータを出しますと、ある程度の成果が出ているということで、特定健診を受診していただくことにあわせて、受診していただければ健康意識の高揚にもなって健康に気をつけていただけるので、医療費の抑制になるのではないかと考えております。

また、薬剤費を削減するためにジェネリック医薬品の利用促進をしていただきたいということで、市としましては、事あるごとにジェネリックの利用促進の広報と特定健康診査の受診の広報に努めて、医療費の伸びの抑制に努めていきたいと考えております。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 先ほどの調べていただいてまた報告していただくという件につきまして、ちょっと次に具体的なことも追加して調べていただきたいと思っております。

国保の予算現額、法定外で繰り入れしているところについて、26年度で結構ですから、予算現額が幾らで法定外繰り入れが幾らというところの数字もつかんでお知らせいただきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

**市民生活部次長（橋本良啓君）** 確認して一緒に資料を提出させていただきます。

**委員（森本典夫君）** よろしくお願ひします。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第4号 平成26年度井原市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について〉

**委員（森本典夫君）** 収入未済額で細かく説明を聞きましたけれども、これだけの方が今おられるということでもありますけれども、月々払っておられるのか、どういうふうな形で払っておられるのかわかりませんが、大体今のペースでいきょうりますと、ちょっと難しいかもわからんけど、どのぐらいかかるでしょうか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** なかなかどのくらいかかるというのはちょっと今試算をしておりますが、全ての方、今できる限り訪問とかで返済してもらう方、それから話によって持参をしていただいております方、それから納付書で納付していただいております方、それから口座振替の方もいらっしゃいます。それぞれが払えるだけの返済をしていただいております。それがなかなかいつまでというのは、今出にくいところがございます。

**委員（森本典夫君）** そのとおりだと思いますが、なかなか難しいと思うんですが、この会計年度で払われた方の中で、一番たくさん払われたのが金額的には幾らか、それから一番少ない人で金額的には幾らか。それで何回で幾ら、何回で幾らかというのが知りたいんですが、どうでしょうか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** もう一度済みません、質問をお願いいたします。

**委員（森本典夫君）** 月々払われている方もおありでしょうし、3カ月に一遍の方もおられるかもわかりませんし、半年に一遍の方がおられるかもわかりませんが、そういう中で、26年度決算の中で、金額的に一番多く払われた方で幾ら払われて、それが何回で払われたか。それから一番少ない人で、金額的には幾らで何回で払われたか、その一番上と下をちょっと知りたいんですが。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 26年度で一番多く払われた方は1回で、これ繰上償還によるものでありまして、額もですよ。174万8,286円です。それから、一番少ない方は1回で3,000円でございます。

**委員（森本典夫君）** 600万円が2人というふうな報告を今受けましたが、その方は年何回払われてますか。

**市民生活部参与（谷本悦久君）** 1人の方は9回払われております。もう一人の方は3回でございます。

**委員（森本典夫君）** 8人13件ということがありまして、その中、生活困窮、生保が何人というのがありましたけれども、なかなか厳しい中を払われているということはわかりますので、根気強く進めていただきたいということをお願いをいたしまして終わります。



〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第5号 平成26年度井原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第7号 平成26年度井原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（三輪順治君） 介護保険につきまして、やはり主要な施策の中の22ページ、それから23ページに、いわゆる要援護者、要介護支援者を含んだ認定者数が3,009人となっております。前年度比5.6%増と、こういうふうになっております。ちなみに、この要介護の中で要支援者として認定された方の数、要支援1と2の数を、この時点での数をお知らせください。

介護保険課長（川上邦和君） 27年3月末現在でございますが、要支援1の方が503人、要支援2の認定者が296人でございます。

以上です。

委員（三輪順治君） ざっと800人程度いらっしゃるんですが、25年度と比較してどうでございましょうか。

介護保険課長（川上邦和君） 平成25年度の要支援1の認定者数が503人、26年度と同人数でございます。要支援2の認定者につきましては、平成25年度が271人ござ

いますので、25人増加しているという状況でございます。

**委員（三輪順治君）** それらの方々に対する現在の介護保険制度、介護保険事業における事業種別と、具体的な事業の内容と、それからこの決算書ばらばら、あちこち散らばってますので、要支援者がどれかというのがちょっと私は判読しにくいので、要支援1、2に係るざっと800人なんですけれども、それらの方々に対して、現在の保険制度で賄ってる保険サービスの種類とその額とを教えてください。

**介護保険課長（川上邦和君）** 要支援の方が利用されておりますサービスのうち、在宅で利用されるサービスは11ございます。介護予防の訪問介護、これが給付費額が3,818万565円、続きまして介護予防の訪問入浴介護、これが90万5,877円、介護予防の訪問看護が164万4,201円、介護予防の訪問リハビリが327万3,183円、介護予防の通所介護が9,160万4,574円、介護予防通所リハビリが2,933万5,293円、介護予防の福祉用具貸与が850万212円、介護予防の短期入所生活介護が171万3,330円、介護予防の居宅療養管理指導が101万8,134円、介護予防の特定施設入所者生活介護が1,367万100円、それから地域密着型サービスの認知症対応型通所介護が21万6,333円、介護予防認知症対応型共同生活介護265万9,194円、介護予防小規模多機能型居宅介護が664万2,918円でございます。

以上でございます。

**委員（三輪順治君）** ちょっと合計を今する間がなかったんで、合計したら幾らでしょうか。

要するに、聞きたい点は、皆さんご存じのように、平成29年度から介護保険制度が見直されて、要支援1、2に関するの方々について、ある一部が介護保険給付から外れるというふうな情報に接しております。26年度決算は直接関係ないんですが、どの程度の影響額があるのかということでお尋ねしておきたいのが、現在の要支援1、2の800人の中で、介護保険の適用事業とそれからその額について、この時点で私たちが知っておくことは私は必要だと思っておりますので、そういう観点からご質問させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

**介護保険課長（川上邦和君）** 先ほど申しました在宅でのサービス及び地域密着型サービスの給付費の合計は1億9,936万3,914円でございます。

**委員（三輪順治君）** それで、聞きたいのは、たくさん11種類おっしゃったんですが、これ全て外れるわけですか。それとも、こことこことここが外れてこれは残るよ、残るといって、介護保険から今国が言うところ外れる事業についてちょっと特定してください。

**介護保険課長（川上邦和君）** 先ほどいろいろなサービスをご説明申し上げましたが、平成29年度から地域支援事業のほうに移行しますサービスにつきましては、介護予防訪問介

護、ホームヘルプと介護予防通所介護、デイサービスの2種類のサービスのみが移行いたしました。そのほかのサービスにつきましては、このまま保険給付のまま残るといった形になります。

以上です。

**委員（三輪順治君）** そうしますと、先ほどの数字、内訳を聞きまして、もし間違いなければ、ざっと1億3,000万円程度が介護保険から外れてくると、こういう認識でよろしいですか、ざっと。

**介護保険課長（川上邦和君）** そのとおりでございます。

**委員（三輪順治君）** 来年あたりぐらいから新しい介護保険料の算定作業に入ってくると思います。しかも現在医療と介護の総合推進法もできておりまして、ちょっと見えにくいのが、在宅での支え方が大きく変わってくるだろうと思っております。この場では質問はしませんが、できるだけ早目、早目にこの介護保険にかかわっての各種情報を、議員のほうにお知らせをお願いしたいということをお願いして質問を終わります。

**委員（森本典夫君）** 369ページの不納欠損と収入未済をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

**税務課長（吉本泰人君）** まず、不納欠損ですけれども、欠損人員は55人でありまして、欠損理由、差し押さえ財産なしが12人、所在不明が5人、生活困窮が38人となっております。

介護保険料の収入未済額ですけれども、人数は232人で、理由の内訳が、無計画な生活設計が73人、一時的な資金不足69人、生活困窮75人、所在不明6人、失業、業績悪化8人、生活保護適用1名となっております。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 不納欠損で55人ということでありましたから、一番多い方は金額的には幾らでしょうか。

**税務課長（吉本泰人君）** 金額の大きいのは7万2,000円となっております。

**委員（森本典夫君）** 収入未済で一番多いのは。

**税務課長（吉本泰人君）** 24万4,000円となっております。

**委員（森本典夫君）** それから、低所得者に対する保険料と利用料の減免制度を継続して実施というふうな説明がありますけれども、低所得者というのはどういう条件の方で、保険料、利用料の減免が何件で金額的には幾らでしょうか。

**介護保険課長（川上邦和君）** 低所得者への保険料の減免でございますが、生活保護に準じた方ということでございます。26年度につきましては軽減をした例はございません。

以上でございます。

委員（森本典夫君）　　ということは、生活保護の基準に準じた所得者ということで、この説明書きでは、継続して実施したけれども該当者なしという理解でいいのでしょうか。

介護保険課長（川上邦和君）　　そのとおりでございます。

委員（森本典夫君）　　これは個人の申告ですか。

介護保険課長（川上邦和君）　　しばらく時間をいただきたいと思います。

委員（森本典夫君）　　では、後ほど報告してください。

それから、総合相談業務ということで、件数が2, 346件ということがありましたが、相談の内容で主なものはどんなものがどのぐらい件数としてありますか。

介護保険課長（川上邦和君）　　延べ件数が2, 346件と申し上げました。一番多いものが介護方法や介護保険に関する相談が一番多く、2番目が介護予防関係の相談、先ほどの一番多いものが628件、それから介護予防関係の相談が595件、それから3番目が健康、医療に関する相談が380件、4番目が介護を除く福祉関係の相談が263件、5番目が認知症関係が192件、6番目が権利擁護、成年後見で70件、それから虐待に近い相談というのが37件、その他が186件という内容でございます。

委員（森本典夫君）　　この件についてはよろしいが。

委員長（藤原清和君）　　よろしいか、ほかに。今の答えがまだ出てないけど。件数はわかったんですけど。

もう一遍質問してください。

答えが出てないんじゃないから。

委員（森本典夫君）　　いやいや、今のはよろしいというて言ようんじゃないけど、低所得者に対する減免の問題で、申告かどうかというのはちょっと待ってくださいというて言われたから、それを待ちようなんです、委員長殿。

介護保険課長（川上邦和君）　　申告による減免申請ということでございます。

委員（森本典夫君）　　ということになれば、ゼロ件ということでもありますので、生活保護基準に準ずるぐらいの人というのは、全国的にはいろいろそういうのがおられるというのは言われているわけですが、井原市でも多分例外でなく、その程度の、このレベルの方がおられると思うんですが、そういう意味では、この介護保険の関係で、そういう方がおられるというのは、こちら側がチェックできるのかできないのか。

それから、できないのならそれぞれPRをしっかりといただいて、保険料、利用料を減免できますよというようなPRはどの程度やられておられるのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

税務課長（吉本泰人君）　　介護保険料の減免についてでございますが、まず税務課において低所得の情報は把握できてはおりますが、あくまで申請によるものとなっております。た

だ、PRについてはホームページに掲載はしておりますが、主には納付相談を行ったときに、該当と思われる場合には個別に紹介して対応しております。

委員（森本典夫君） しっかり啓蒙していただきたいと思いますが、今やりようること以外に考えられませんか。

税務課長（吉本泰人君） 特にPRをこれ以上とは考えておりませんが、納税相談をきめ細かにやっていきたいとは思っております。納付相談をきめ細かにやっていきたいと思っております。

委員（森本典夫君） ちょっとようわからん。もうちょっと大きい声で言うて。

税務課長（吉本泰人君） PRについては、これ以上のことは今の段階では考えておりませんが、納付の相談をよりきめ細かく行ってまいりたいと思っております。

委員（森本典夫君） 今度はようわかりました。

該当者というんか、申告者がゼロということで、先ほどもちょっと言いましたけれども、ボーダーラインの方は何人か多分おられるんだろうというふうに思いますが、そういう意味では、申告ということで、つかんどるけれどもこちら側からは特に通知はしてないということですので、それは仕方がないかなというふうにも思いますが、もう少し、今言われましたようなことに力を入れていただいて、減免を受けられる人は減免が受けられるような状況をつくってあげるといのが大変大事だろうというふうに思っていますので、引き続きで努力をしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第14号 平成26年度井原市病院事業会計決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第3号 平成26年度井原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森下金三君） それでは、歳入のほうの323ページの使用料の節でいけば25から、25、30、35、40、45、55、これの収入未済額を、ちょっと全体で83件というふうには聞いたんですが、それがそのとおりかどうかということと、それぞれの水道地域、中央水道、種花滝とか、それぞれの件数。そして、生活困窮ということであったんですが、生活困窮でもいろいろ種類がある。例えば、年配で働けなくて収入がないというのか、働けるのに病気などで働けないのとか、いろいろ種類が、生活困窮であるのが、主なそういう生活困窮の内容はどういうような人が多いのかということと、それとあと加入金の件があるんですけど、それはまた後から言います。

上水道課長（藤井 護君） それでは、収入未済額のまず中央簡易水道ですけども、35件が収入未済の件数、それから種花滝は1件、川町が2件、高原1件、美星42件、それから宇戸谷2件、水名はございません。

生活困窮の中の内容ですけども、ほとんどが無計画な生活設計ということで、計画的な支出をしてないということが主な内容でございます。

以上です。

委員（森下金三君） ほとんどが無計画な生活設計という、特に美星の42件というのかなり多いように思うんですけど、これらはずっと固定化してきとるんですか、どんなんですか。

上水道課長（藤井 護君） 固定化してかなりたまっている方もいらっしゃいます。しかしながら、分納で少しずつ返されている皆さんもいらっしゃいます。

委員（森下金三君） 回収には大変努力されるんで、引き続き回収に努力していただきたいということと。

加入金の件ですが、これも美星水道加入金で139万9,600円と、これ12件分ですか。この加入金、これだけの加入金が未収金で残つとるということは、これはどういうことでしょうか。これも同じようなことが言えるんですか。

上水道課長（藤井 護君） 美星の加入金につきましては、加入金を払うのに当初がたし

か31万5,000円の加入金でございました。それが分納で最初払われたんですけど、それが滞っているという方が今現在12名おられまして、ちなみに一番多く残っておられるのが21万円ということでございます。

**委員（森下金三君）** そしたら、当然加入金が残つとるということでも、水道は使用されとると思うんですが、その人はこの水道の未収金のほうへ当然加算されて入っておるといふふうに理解すればよろしいですか。

**上水道課長（藤井 護君）** 加入金も含めて徴収をさせていただきます。

**委員（森下金三君）** そんならしっかり徴収してください。

**委員（簀戸利昭君）** 同じく323ページのそれぞれ簡水の基本料金と、1トンなのか10トンなのかわかりませんが、立米単価がわかれば教えてください。

**上水道課長（藤井 護君）** それでは、中央簡易水道10立米当たりが842.4円、種花滝簡易水道8立米が626.4円、川町簡易水道8立米で421.2円、高原簡易水道は5立米が739.8円、美星簡易水道10立米当たりが2,700円、宇戸谷簡水も同額でございます。水名簡易水道10立米当たりが3188.16円ということでございます。

**委員（森本典夫君）** 水道再編推進事業として、芳井が25、今年度の26ということでやっておりますけれども、どの程度どういうふうに進んでいるのか、それから、いつごろまでに完結するのか。それから、美星は来年度、いうても本年度からですが、大体どのぐらいで完結するのか、お聞かせいただきたいと思います。

**上水道課長（藤井 護君）** 芳井簡水につきましては、平成25年度から始めまして本年度で一応、まだ水源地は行っていませんけれども、配水施設それからろ過施設、そういったものは川町、それから種花滝が完成いたします。あと残りは水源地の整備ということでありまして、26年度末現在で事業費ベースで52%進捗しております。

それから、美星簡水につきましては、本年度より工事を着工します。本年度は水名簡易水道へ管でつないで、来年度が宇戸谷簡易水道を管でつなぐという計画しております。

**委員（森本典夫君）** 芳井については、現在52%ということですが、100%になるのはいつでしょうか、予定として。

**上水道課長（藤井 護君）** 事業計画によりますと28年度で工事完了ということですが、本年度はちょっと国の補助金のほうを70%しか使わなかったものですから、その状況を延長していただけるのか、国のほうとまた調整していきたいと思っています。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第6号 平成26年度井原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（大滝文則君） 3点ちょっと質問いたします。

まず、毎年10億円を超える高額な繰入金が一般会計からなされています。その繰入金の繰入金基準、またそれを裏づけとする法令、条例についてどういうものがあるのかを教えてください。

それから2つ目として、現在の受益者数、市民のうちの受益者数が何名いらっしゃるか。今そういう面積がトータルで幾らになっているかが2つ目。

それから3つ目として、公共下水道整備によって得られる利益をどのように市としては把握されているか。

この3点をちょっと、簡単でよろしいですからご説明をお願いします。

水道部次長（妹尾福登君） まず、2点目、3点目についてですが、受益者数とそれから面積でございますが、処理区域内の人口が2万405人でございます。面積につきましては約700ヘクタールでございます。これは全体整備済み面積でございますので、現在約700ヘクタールでございます。

それから、3番目の利益についてでございますが、これにつきましては、河川等の水質浄化と、それから生活環境の保全ということでございます。

繰入金の基準についてですが、公共下水道の特別会計の基準ということで、分流、下水道に要する経費というのを繰り入れできるということになっております。それで、第何条かということなんですけど、ちょっとそれについては今調べております。

委員（大滝文則君） 先ほど休憩時間に言いましたけども、これは12月にまた集中的にお聞きしたいと思いますので、本日はこれでよろしいです。

委員（森本典夫君） 供用開始をしたところをつないでいただくということで、ずうっと努力されておられるわけですが、それでもどうしてもつながないという、いろいろな事情があって接続しないというような家庭がかなりおられると思うんですが、供用開始の年月日もそれぞれ全市的には違うわけですが、どの程度どういうふうになっているのかというのが、何かつかんでおられる数字があれば教えていただきたいと思うんですが。



供用開始地域の対象戸数とそれから接続戸数で、それがわかれば接続してない戸数がわかってくると思うんですが、そういうのを全市的に何かつかんでおられるのか、地域的につかんでおられるのか、そこらはどうでしょうか。

**水道部次長（妹尾福登君）** 水洗化率のことについてお聞きになられておると思います。水洗化についてでございますが、公共下水道、井原処理区については、水洗化人口がこれ接続された人口ということですが、1万4,470人、水洗化率でいいますと76.7%でございます。それから、特環のほうが797人で51.6%でございます。合計で1万5,267人で、74.8%が水洗化率になります。

世帯数というふうなことでありましたんで、井原処理区の合計でございますが、水洗化されている戸数が5,651戸でございます。芳井処理区については291戸でございます。全体で5,942戸でございます。

**委員（森本典夫君）** 井原と芳井ということでもうくくって言ったら、もう細かいところはわからんですが、地区別に水洗化率が低いところとか高いところとかというのがあるのかどうなのか。それから、そこらあたりもつかんでおられて、この地域、力を入れて何かのときにはしっかり接続してもらおう、工事してもらおうというようなことで取り組みをされておられるんだろうと思いますけれども、そこらあたりで、細かい地区別というんか、地域別というんか、それをつかんでおられるのでしょうか。それとも、もう全体で今言われたような数で、これだけつないどるけえ、あとこれだけはつないでねえけえ、全体的に頑張ろうと、いろいろしっかりお願いして回ろうというような取り組みになっているのか、そのあたり、具体的な取り組み方法も含めてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**水道部次長（妹尾福登君）** 下水道の整備は一度にできませんから、地区、地区でやっております。それで、大体が井原町、七日市町、それから上出部町、それから木之子、大江――これは折口住宅になるんですけど、そのあたりは整備が早い段階でできていますんで、接続率、人口でいいますと80%以上、100%を折口の住宅なんかあるところは100%ということになっておりますが、下出部、笹賀、東江原、西江原、それから芳井につきましては、今整備工事中でありますんで、接続率も50%前後というところでございます。

これにつきましては、工事をやっているとき等々におきまして、接続のご説明、お願い等をして、早期の接続をしていただくようなお話はしておりますが、3年以内につなぐということもありますもんで、どうしても3年間は猶予があるような形になっている。それから、合併浄化槽を既につくっておられるところがあつたりしますんで、配管をすぐしたからといってちょっとすぐに接続がされないというところもありますんで、そこら辺も含めて早期の接続をお願いしているというふうな状況でございます。

**委員（森本典夫君）** 整備が100%済んで供用開始になっているところがどこどこなの

か。それから、そこが平成26年度分で何%つないでいるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

**水道部次長（妹尾福登君）** 地区で言いますと、四季が丘が100%整備ができているということになりますが、古いところにつきましても100%というのは全部はできてません。その中で、接続が100%といたしますが、これは……。

**委員（森本典夫君）** 100%にこだわらんよ。

**水道部次長（妹尾福登君）** 井原町、出部とか七日市町の計算で先ほど言っておりますもんで、町別で言いますと100%とかというのはございません。

**委員（森本典夫君）** 僕が聞きたいのは、この地域は100%整備が済んでしまったと。その地域については、今何%まで接続して、あと残りが何%なんで何戸ぐらい残っておるといふようなことがわかる数字がありますかということを知りて、今言われたように、工事を現在しているところについては動いているからわからないでしょうが、もう完全に済んだところについては固定するわけですから、そこで、26年度時点でどのぐらいになっているかという数字はわかるのかかわからないのか。

ここは低いからここ頑張って、そこへ入ってでもいろいろ話をしてこういふようなことになるような資料はないのかということ知す。

**水道部次長（妹尾福登君）** まず、繰入金についての基準についての回答をいたします。

これは、平成26年度の地方公営企業拠出金についてという通知がありまして、その中に基準項目があります。その中に該当するものについて繰入金ができるということになっておりまして、法律とかいふようなことじゃありませんで、総務省の通知によって行えるということになっております。

続きまして、計画整備率とそれから接続率の関係であります。整備率とそれから接続率を出したものが、若干差異があるところがありますが、代表的なところで井原町が98.8%整備ができている状況ですが、接続率のほうは88.9%ということになっております。七日市町につきましては86.5%の整備率で90.2%ということ知す。それから、上出部町が67.6%、四季が丘が100%でありまして、接続率のほうがこの2つを入れました上出部町で94.2%ということ知す。それから、下出部町が整備率が82.6%で、これ今工事中のため接続率は50.9%知す。それから、笹賀町も75.3%知す。接続率は53.9%知す。高屋が96.7%知す。先ほど折口が100%と言いましたが、この高屋と折口が73.3%と100%がそれに含まれるようになっています。木之子のほうは93.6%で83.5%、東江原が38.5%で55.1%、西江原町が77.5%で64.1%、整備率83.2%で76.7%の接続ということに井原処理区はなっております。

芳井処理区につきましては、梶江地区が98.5%で接続が53.5%です。築瀬が89.3%で38.9%です。与井が92.6%の整備率で接続が63.7%、芳井地区ですが、佐原、東吉井、西吉井等を入れましたものが34.6%の整備率で、接続率が45.2%ということで、接続率が低いところについては、いずれも工事中ということでありませう。

**委員（森本典夫君）** ありがとうございますのですが、整備率が100%になっとなるのは四季が丘と折口だけという話ですか、これでいけば。ということは、例えば井原町で98.8%が整備率ということで、あと1.2%整備ができてないということはどういう意味ですか。ほかのところも全部そうですが、100%もう済んだということになっとなるのにまだ残っとなるということになるのは、ちょっとようわからんのですが。

**水道部次長（妹尾福登君）** 農地があるところにつきましては、整備をまだ行ってないところがあります。宅地があるところを中心に行っていますんで、どうしてもそういうところが出てくるということで、今井原町についてはそういうような農地が少ないということで98.8%までいっているということになります。

**委員（森本典夫君）** 農地があるところは管を入れてないということなんですか。ちょっとわかりづらんですが。

**水道部次長（妹尾福登君）** 農地がありまして、宅地が建つ可能性が低いようなところにつきましては、まずは宅地があるところを先行して工事を行っているということになります。農地が多いといいましても、下出部町とか笹賀町なんかは、区画ができるところについては農地が多いんですけど、こういうところは宅地化が進むということで、そういうところは管渠の整備を行っているんですけど、先ほど言いましたように、若干、田ばっかりがあるようなところについては、先行して宅地が多いところをやっていますんで、その分がまだできてないということでもあります。

**委員（森本典夫君）** わかりました。大変努力されていることはよくわかっておりますので、引き続きできるだけたくさんの人につないでいただくように、努力をしていただきたいというふうなことをお願いして質問を終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第8号 平成26年度井原市芳井住宅団地開発事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） この決算年度で新たに7区画整備したということですが、この決算年度で何区画分譲できたのか。

それから、51区画これまでに分譲できているということになると思うんですが、市内、市外の件数、それぞれ教えていただきたいと思います。

地域創生参与（妹尾光朗君） 26年度につきましては1区画の分譲でございます。

内訳につきましては、現在26年度末で51区画売れております。内訳でございますが、市内が44、市外が7でございます。合計51区画でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第9号 平成26年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（大滝文則君） 議員の皆様にはちょっとお願いがあるんですけども、決算審査意見書をお開きいただきたいと思います。1ページの3番。質問に入る前になぜこの質問をするかということで説明させていただきます。3番の審査の方法で、審査に当たっては、各会計決算書及び附属書類が関係法令に適合して調製されているかどうかを確認し、これらの計数を会計管理者所管の関係諸帳簿及び関係課から提出された決算資料と照合することにより実施したと。それから4番目ですけれども、審査に付された各会計決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合審査の結果、予算の執行及び事務処理は、適正に行われているものと認められた。また、基金は設置目的に沿って適正に運用されているものと認められたとあります。そこで、この畑かん会計に繰出金が本年1,278万5,671円の繰出金、繰入金がありますけれども、この繰入金は美星地区畑地か

んがい施設維持管理基金条例に違反の疑いがあるのではないかとちょっと疑念が生じまして質問をいたします。

これは平成16年7月12日、合併協議会において美星町美星地区の畑地かんがい給水事業についての取り決めがあります。それに基づいて美星地区畑地かんがい施設維持管理基金条例がつくられ、同じく美星地区畑地かんがい施設条例、同施行規則が設立されています。その3点の条例、規則とあわせて合併協議会の資料を検討しました結果、非常に条例違反の疑いが高いのではないかと疑念が生じたことから質問をさせていただきます。それをまずお話ししておきます。

そして、ちょっと皆さんにお願いですけれども、この件は口で言ってもなかなか難しいので、ちょっと時間は15分か30分あったらできると思いますけれども、先ほど言いました合併協議会の資料、それからそれに伴った条例のコピーを出していただいて、それを見ながら皆さんに説明したほうがわかりやすいのではないかとのご提案。

それから、条例ですので総務部長の同席を願ってここで協議していきたいと思いますが、まずそのご提案をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**委員（森本典夫君）** 執行部に対する質問なので、副委員長はそれに沿って質問していただいたら結構だと思います。

**委員長（藤原清和君）** それでは、副委員長のほうから、先ほど意見がありましたけれども、執行部に対する質問ということで、予算決算委員会としては執行部に対する質問ということでお願いしたいと思います。

**委員（大滝文則君）** それでは、ということは資料は要らないということで。了解です。

**委員長（藤原清和君）** それでは、資料については副委員長のほうから説明していただきながら質問させていただきたいと思いますから、よろしくをお願いします。

**委員（大滝文則君）** それでは、先ほどの件で資料に基づいて質疑をいたします。

平成16年7月12日の午後1時57分から、井原市役所4階大会議室において、第11回井原地域合併協議会会議が行われています。その会議のときの第48号議案の第6項にかんがい施設のことが書いてあります。

その6項を読ませていただきますと、芳井町の畑地かんがい施設整備補修事業は、現行のまま井原市に引き継ぐ。そして、美星町の畑地かんがい給水事業は、現行のまま井原市に引き継ぎ、当該施設については、農業用水のみならず、総合的な水資源として大きな役割を果たしており、管理運営の形態及び方法は地域の農業事情等を勘案し、合併後に検討するという協定ができております。

それに伴って、条例はほとんどは美星町の条例をそのまま使っとるわけですが、その美星町の条例の中に、会計の運用規則それから基金の維持管理基金条例というのと、先ほど

言いました施設維持管理基金条例、施設施行規則、条例施行規則というのがあります。その中のまた文章を読ませていただきますと、大事なところだけ読みます。

美星町、先ほど言うた基金条例に違反があるんじゃないかというくだり中で、基金の処分に関する項目があります。第5条で、畑地かんがい施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に限り、当該不足財源に充当することができる、極めて限定的に大規模改修のみにその取り崩しができるという項があります。にもかかわらず、今回、先般の一般会計の繰り入れが665万2,500円が大規模改修分の負担金分であるということでご説明がありましたけれども、そのほかは通常経費、通常の経常経費に係るものであって、その基金の取り崩し基準からいうと、それは違反ではないかということのまず指摘でございます。

先ほど合併協定の中で言いました総合的な水資源対策ということの中で、美星町の畑地かんがいの給水の目的として、第4条に給水施設による給水の目的は次に掲げるとおりとする。1番として畑地かんがい用に供するもの、2としてハウス施設等の用に供するもの、3としてその他市長が特に必要と認めるものとあります。そして、その3の項をかんがい施設条例施行規則によってまた細分化して示されています。1番からいいますと、その他特別に認めるものとしては、生活雑用水、2として水稲栽培のための水田補給水、3として米の生産調整に係る水田転作耕地への給水、4として畜産、林産、水産及び工業用水等産業の振興に資するもので市長が認めたもの。5として、災害等緊急を要するものまたは公共の福祉の向上に資するもので市長が必要と認めたもの。つまり、先ほど言いました合併協議の中で、美星町の畑かん施設は山の上で、水源が非常に乏しい地区であるために、総合的な水資源として設立されたものであり、災害等、これは一番大きくは山林火災等々を示しているものですが、そういった公共性のものが含まれているということで、こういった協定書になっております。

そういった経緯がある中で、先ほど申しましたように、極めて限定的に、基金の処分に関する第5条で畑地かんがい施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に限り、当該不足財源に充当することができる。先ほどから繰り返しになりますけれども、極めて限定的に財源を取り崩す処分の規定が設けてあるにもかかわらず、ほかに流用されているのではないかという疑念が生じたところでございます。とりあえずそういう疑念でございますので、執行部のほうからそれについてのご説明をお願いいたしたいと思っております。

**美星支所長（金高常泰君）** 　　ただいま基金の繰入金につきましてのご質問でございますが、当該管理基金条例につきましては、第1条に設置の目的というのがございまして、これによりますと、畑地かんがい施設の更新及び天災等大規模修繕等に要する経費の財源の一部に充てるため、井原市美星地区畑地かんがい施設維持管理基金を設置するという設置の目的がございまして、これに基づきまして、施設の更新に係る負担金の繰り出し及び財源の不足

部分につきましても、この「等」ということによりまして繰り入れをさせていただいたところでございます。

**委員（大滝文則君）** 設置、要するに積み立てについては、今言われたとおりで、「等」という言葉がありますけども、基金の処分において、先ほどから申しますように、極めて限定的に畑地かんがい施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に限り、もう極めて限定的に書いてあるので、その設置はそうかもしれないけれど、処分のほうの質問をしとるんで、設置目的の話はここでは処分の項では関係ないと認識するんですけども、そのあたりはどういうふうに認識されますか。

**美星支所長（金高常泰君）** おっしゃるように、処分の第5条につきましては、限りという限定的な表現になっておりまして、これに関しては適切ではないというふうに思っております。

**委員（大滝文則君）** これは先ほど合併協定のときの流れ等話しまして、先ほど美星町時代に会計の運用規則というのがありましたが、その会計の運用規則の中に、ちょっと頭の中の記憶ですけども、その財源として使用料、寄附金等とあるんですけど、その中に一般会計の繰入金というのがありました。そのときに美星町のときの維持管理基金条例については、先ほど言ったように、不足する場合に限りという限定的な字句は入っておりませんでした。ということは、先ほど支所長が言われたように、ある程度流動的に使えるというようになっていったんですけども、美星町の会計の、運用規則、どういう名前かちょっと今覚えておりませんが、その会計運用規則の中に一般財源等と言えるという字句があったのを、この条例とこれと一緒にということはないですけども、両方を一つにして、基金についてはもうこれしか使いませんということで、足らんときには一般会計のほうから繰り入れもありでしょうという話が、内々にあったという経緯があったと思っております。

そういうことで、大規模修繕の財源が不足する場合に限りというこの限定的な字句を美星町の維持管理基金条例の上に入れて、こういう条例ができたというふうに記憶しとるわけですけども、ですから、支所長が言われたのは、正式な目的はそれでいいんですけども、私が言った処分ということに関しては、先ほど審査の結果で、基金の設置目的に沿って適正に運用されているものという字句からすると、やはりちょっとここには不適切な使用が認められるのではないかとこのように思わざるを得ません。

そのあたりの説明を、先ほどはちょっとこれは条例関係ですので、総務部長のほうに臨席を願うという話をしたのは、それはよからうという話ですけども、できましたらそのあたりも含めて、再度、総務部長の臨席ができるかどうか、そのあたりを執行部のほうで協議をお願いしたいと思います。

**副市長（三宅生一君）** それじゃあ、美星支所長の補足の説明もさせてもらったほうがい

いのかなというふうにも思います。

今、美星地区畑地かんがい施設維持管理基金の条例について、支所長のほうから第1条の設置について、この基金の意味合い、条例によっては設置あるいは目的という表現をしておりますが、当該基金条例についてはその目的を設置としております。これは井原市美星地区畑地かんがい施設の更新及び天災等大規模修繕等に要する経費の財源の一部に充てるため、この基金を設置するというふうになっております。一部というのは、とりもなおさず、使用料をお願いしているわけですから、全部でないという意味でこの一部というふうに解釈すべきだというふうに思います。

それから、副委員長がおっしゃいました処分の第5条につきましては、畑地かんがい施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に限り、当該不足財源に充当することができるということでもあります。それに限らないものについては、会計独立の原則から、使用料をお願いするということであって、この基金条例において一般会計からということについては何も触れていないということだろうと思います。

それから、合併協議の段階において行政にさまざまな項目があって、農業関係事業の取り扱いというものがあります。それはもちろん、井原、芳井、美星という中であって、ここに今副委員長のほうからご紹介をいただきましたが、農業関係事業の取り扱いの、これが7つあって、6つ目に調整内容として本文を読み上げてみますと、6、芳井町の畑地かんがい施設整備補修事業は、現行のまま井原市に引き継ぐ。それから、美星町の畑地かんがい給水事業は、現行のまま井原市に引き継ぎ、当該施設については、農業用水のみならず、総合的な水資源として大きな役割を果たしており、管理運営の形態及び方法は、地域の農業事情等を勘案し合併後に検討すると、こうなっております。これが今おっしゃっているものの本文であります。

芳井とか美星とか井原とかというそのことがふさわしいのかどうなのかがありますが、合併直前の調整ですからあえて申し上げますと、芳井町についてはもうそのまま引き継ぐ、しかし、このことについて芳井から何ら、この芳井における畑かんは総合的な水源ということがきつと言われなかったから本文にないだろうというふうに思います。ただし、水源について災害等があったときに、畑かんの水は使いませんよということが実際あるんだろうかというふうに考えると、やはり有事の際には、いかなる水源をも使うだろうというふうに私は思っています。当時の芳井町の合併の方々からは、そのことが言われなかったので本文には記されていないのかなというふうに、これは推測をしております。

美星町においては、そういったことの総合的な水資源であるということをおっしゃって、この本文ができ上がっているのかなと思います。いずれ美星の畑かんにしる芳井町明治の畑かんにしる、畑地かんがい施設がその用だけであるということが、その地域の住民にして決



して言えるんだろうかというふうには私は思っております。

本文は申し上げましたとおり、芳井町には何もありません。美星町にはそのことを書いてあります。しかし、ここである意味、使用料とある程度、運営上持ってきた基金を両方で運営してきているということで、これが総合的な水資源という位置づけであるから、一般会計から繰り入れてもいいんですよということになるのかどうなのか、この辺はちょっと議論を要するところだというふうには思っております。

それから、最後のくだりであります、終盤ですが、管理運営の形態及び方法は地域の農業事情等を勘案し、合併後に検討するというふうになっております。今支所長のほうで平成26年度の決算の概要を申し上げた中に、基金の繰り入れということがございました。今1,200万円程度の基金繰り入れでもって収支の均衡を図っており、いまだ基金が残っているという段階ではあります、基金が早晩枯渇するという段階にあるということは、皆様方に見ていただいているというふうには思っております。

そういう中で、現在、当該使用料を含めたこの畑地かんがい施設の、これを維持運営していく上で、今後どうすべきかということについて、美星町の皆さん、各会の皆様方に今後あるべき運営姿を運営協議会にお願いしているという段階でありますので、市からある意味諮問しておりますので、そういった中での考えを聞いてもいいのかなと思っております。

運営協議会の中には、当時といいますか、合併協議にも参画された方がいるというふうには思っておりますので、そういった段階に、こうあるべきじゃないかという、そういうご意見を伺ってみたいというふうには思っております。

また、一番ネックだと言われております大規模修繕あるいは施設の更新、こういったものが不足する場合に限りということで、処分はどうなんだというご意見をいただいたわけですが、少し違いますが、国民健康保険の支払準備基金というものがあります。実はこれも皆様方に特別会計の中でご説明をさせていただいておりますが、現在基金はありませんが、この基金条例には保険給付の費用に充てる場合を除きこれを処分することができないと、こういうふうになっておりますが、あえてこういうものの設置の目的というのは、この会計をどうするんだという大前提があってこそのものであって、こういう取り決め、処分の条項を含めているというふうには私は解釈しております。このことによって、できる限り負担を小さくしようという、国保でいいますと国民健康保険税をなるべく負担を少なくしようというために基金条例でもって、この条項をつくっているというふうなことであると思っておりますので、基金条例の大前提で設置あるいは目的というものがあれば、それをうまく運用していくという、それが先ほど少し説明が足らなかったかもしれませんが、美星の支所長の申したことだというふうには私は思っております。

**委員（大滝文則君）** 　　る私が言ったことと平行した部分もありますけども、先ほど合併

協議会のときに決定した決定事項に、地域の農業事情等を勘案し、合併後に検討するという  
ことで、これは平成24年か5年か、経常経費が不足するような状況に陥った年、約3年前  
に、そのときにそういう話が出ているのであればそれは納得いきますけども、やはり今先ほ  
どご紹介ありましたけども、美星畑かんだより4号が、先般第1回井原市美星地区畑地かん  
がい給水事業運営協議会が開催されております。第1回でございます。そういう人に、農業  
者、前町長を含めて農業者代表に来ていただいております。そういう準備を進めると  
言われましたけれども、3年前からそういう状況にあるのを、ついこの間、7月16日が最  
初の会議です。議員も知りませんでした、これは。

この内容を見てみますと、もう値上げやむなしと、やむを得ずというような内容で全戸に  
配布されました。そういった検討協議をした上でそういったもの、資料が出て、副市長が言  
われるのならそれは納得できますけども、全くそういうことを飛び越えてこういうことが行  
われていることは、到底納得というか、できるものではないと。ですから、先ほどから申し  
上げますように、拡大解釈をすればそういうふうになるかもしれませんけども、やっぱりこ  
こで決算の審査というのは、やはり設置目的に沿って適正に運用されていると、処分案につ  
いてもきちっとこれを変えて使うべきじゃと思うんです。それをなしに、拡大解釈で、国の  
憲法解釈じゃないですけど、拡大解釈すればできるという話を執行部のほうから公然とされ  
るといふのは、もう到底納得いきません。

**委員（三輪順治君）** この際、休憩を求めて責任者である市長の最終的な見解をお聞き  
し、片や条例違反だという委員のご質問でございますから、それに対して井原市の正式な回  
答をいただかないと、この審議は私は進まないと思います。したがって、動議として市長の  
出席を求め、説明をお願いしたいと、このように思います。

**委員長（藤原清和君）** 先ほど副委員長のほうの質問の途中で、三輪委員のほうから動議  
が出ました。この動議のことについて皆さん方のご意見を承っていきたいと思いますけれど  
も、先ほどの動議は、皆さんお聞きのとおり市長に出てきていただいて、最終結論を出そう  
というようなことをおっしゃっておられましたけれども、これに賛同される方がいらっしや  
いましたら挙手をお願いしたいと思います。

#### 〈採決 否決〉

**委員長（藤原清和君）** 引き続き質疑が途中ですので続けてください。

**委員（大滝文則君）** 先ほど副市長から、繰り返しになりますけども、井原市美星地区畑  
地かんがい給水事業運営協議会が開催された、そういう中で協議をしていると。先ほどの第  
6項の地域の農業事情等を勘案し、合併後に検討するという分の作業に入っているという話

でした。

先ほど言うたように、鶏が先か卵が先かになってきますけども、切り崩さなくてはならないような状況になったときに、地域の方に相談する、また議会へこういう状況なんだという説明があつてしかるべきなのに、いよいよ枯渇することになって、地域の代表と言われましたけども、選考したのはもう全て市役所側でありまして、地域の住民さえも誰がなってるのか知らないという状況で、それで本当に代表と言えるんでしょうか。そのあたりの手法についても、この合併協議の結果とか、その条例を隠すものと思えませんが、そのあたりどうなんですか。

**副市長（三宅生一君）** 先ほど基金条例の趣旨に鑑みて、基金の処分については、いいんじゃないかということで申し上げていたのであって、まずもって拡大解釈をしてそうなるのかということについては、少しニュアンスが違うのかなということで、間違えていただかないためにまず補足をさせていただきたいと思います。

それから、非常に会計が厳しくなってから集めるのかと言われ、平時においてそうやってしっかりと有事を捉えた行政ができていないという、その責めはやっぱり受けるべきかなというふうには思っております。ただし、やはり会計が非常に厳しく、このところ特に厳しくなったわけですから、そういう段階に行政だけでやるんじゃなしに、一番の受益であり、負担もお願いする方々が寄っていただくというのが有効なやり方だというふうに思っております。

何がこの代表だと言われることについては、あらゆる立場の方をお願いするのがいいのかなということでやっておりますから、所属の母体で申し上げますと、美星土地改良区です、このほうからお二人、それから井原市農業委員会から3人、それから美星町自治公民館連合会生産部から1人、美星ピオーネ部会から1人、美星植木組合から1人、美星町花き栽培研究会から1人、美星桃部会から1人、美星じねんじょ生産部会から1人、新樹会から1人、美星町酪農組合から1人、美星おいしい米作りの会から1人、岡山西農協西部ブロック茄子部会から1人、JA岡山西女性部美星支部からお一人、お一方は肩書上ダブっておりますので、今申し上げた数にダブっているのを1を減じていただいたその数が運営協議会の委員さんの数であります。

ですから、偏ったとかということとは少し違うのかなと思っております。まだまだ大勢おられるんだろうと思いますが、受益として考えられるところについて、入っていただいているということで、本当にそういった方々の中でさまざまなご意見が出るんだろうというふうに思っておりますので、そういったことから練ってもらいたいというふうに思っております。

それから、会計的に切迫しているということは、この畑かんだよりでもって申し上げても

いますが、この会計が毎年決算をする上でどういう状況かというのは、皆様方にも見ていただいているというふうにも思っております。

このところ、非常に厳しくなったので、そういったことを議員さん、議会、委員会のみならず、実際に使われておられる方にも周知し、なおかつそういった皆様方のご意見を聞き取って判断をしたいというふうな気持ちでおるわけですから、そのところは十分皆様方にも承知していただき、理解をしていただけたらというふうに思っております。委員の中には、行政の者は入っておりません。

**委員（大滝文則君）** この畑かんだよりについては、副市長のほうから紹介があったからちょっとそれに伴ってちょっとといいましようか、ちょっと今副市長が偏ったという話がありましたけど、地域の方が、私はある地域におる、その地域からも出とるようですけども、何ら知らないうちに、誰も知らないうちにこういう会ができとるということを申し上げたんで、その選考は市のほうから個人的に頼んで、部会の代表者ですから、それでいいんですけども、こういう委員ができましたということがまずあって、それからこういう協議をしますということが順番としてあるんならともかく、それから、逼迫してもう非常に厳しい状況になってからそういう、これいつですか、7月16日が第1回の会議ということで、どうい、さっき言ったように、3年前からそういう状況なら、そのときから準備されたもんならそれはそれでいいんですけども、急につくって、後からつくって、ここへ書いてあるのは畑かん使用料については値上げはやむを得ないじゃないかとかという、既定路線みたいな報告をこの文書で回してくる。ちょっとやり方が乱暴なんではないかと、そういう意味の、協定書の中にあった協議をするという部分については、協議をして運営方法を協議するということになっているからすりゃあいいんですけども、それは地域の代表もそうですし、議会も時の責任者としてしっかり協議しなければならないし、地域の代表が全て地域審議会の代表としてそこで決まったものは、議会は黙認するということにはならないではないかというふうに思うんです。そのあたりは畑かんだよりはちょっと話が平行しますからやめまして、もとへ戻りまして、条例についての審査結果の基金の目的に従ってというところへ絞っていかないと、これちょっと難しい部分がありますので、るる協定書の資料、その他条例、公共性の部分も含めた条例がここにあるという部分で、それをなぜそういうことを情報開示として今までなされなかったということを含めて指摘をしようるわけで、設置目的を拡大解釈して、基金の取り崩しは今の説明ではできるような説明にはならないというふうに、もう少し明らかに、なるほどなというような説明をしていただきたい、そう思いますけども、どうでしょうか。

**副市長（三宅生一君）** いま一度申し上げますが、拡大解釈ではなくて、基金条例の趣旨に基づいてやっているということでご理解ください。

**委員（森本典夫君）** する副委員長の話で、何がポイントか何が問題かというのはわかりました。それで、一番最初の支所長の話では、適切でないという答弁が返ってきたわけですが、このことに対して、こういう決算が出るとるわけですけども、ここの部分の扱いについては、間違いありませんというのか、適切でないというのがどの程度の意味があるんかわかりませんが、そこらあたりが間違いなのか間違っていたのか、その点をはっきり言っていただいて、そこからほかの委員がこれを認定するか不認定にするか、それから保留にするかというような判断をせざるを得んと僕は思っているんで、そういう意味では、ちょっと適切でないというような、どういうふうに理解していいんかわかりませんが、そこらあたりで、言い方は極端な言い方ですが、こういう扱いそのものが副委員長が言われたことに対してマルなのかペケなのか、そこをはっきりしていただいて、僕は判断をしたいというふうに思っていますので、そういう意味では、委員長、そこらあたりで向こうからお答えをいただいたらと思います。

**委員長（藤原清和君）** 森本典夫委員からいろいろ意見が出ましたけど、それに対する執行部側のお答えは出ますか。

**副市長（三宅生一君）** 支所長の発言は、〇〇〇〇の場合に限りということについての執行については不適切だという、そういう発言というふうに私は受けとめております。第1条から第6条まであって、処分はこの第5条におるわけですが、いかなる条例においても、設置あるいは目的、これは何を示すんだというのが大きなくくりだというふうに思っております。ですから、この限りというのは、当時の合併協のときのどうのという話については、先ほど文章、原文を読まさせていただきましたんでご理解いただいていると思いますが、その上で、設置として先ほど申し上げた経費の財源の一部に充てるため基金を設置すると、こうなっておるわけですから、これはもうとりもなおさず問題ないというふうに私は思っております。他の基金条例の例も申し上げたところであります。

**委員（大滝文則君）** 今、問題ないと、多少のことは問題ないということですけども、聞きますけども、畑地かんがい施設の更新及び天災等大規模修繕等という「等」はどういうふうに捉えておられますか。

**副市長（三宅生一君）** 「等」はこの会計におけるあらゆる経費というふうに捉えていいと思っております。もちろん代表はそういったことだということでもあります。

**委員（大滝文則君）** それでは余りにも少し拡大解釈ではないですか。

**副市長（三宅生一君）** 条例の設置目的がそれでありますと同時に、基金条例の名称そのものが畑地かんがい施設維持管理基金条例なんですよ。ですから、その大前提を捉えてほしいなというふうに思っております。拡大解釈とかそういったこととは全く趣旨が違っていると、趣旨に合致した取り扱いをやっているということでご理解を願いたいと思います。

**委員（大滝文則君）** まさしくそのとおりです。大前提なんです。大前提というのは、過去の慣例、慣用、運用について、それを踏襲していくということが基本的に大前提です。ですから、これは僕が先ほどから指摘しているように、そもそも歴史的背景、それから美星町の当時の運用状況を鑑みて進めていくのが本来の姿ではないかという話をしとるわけであって、その部分も合致するわけですから、この部分は違う、ここは大前提で、拡大と言ったら失礼ですけども、施設維持管理において全てのことを網羅するというようなことになると、そういう話をされるんなら、先ほど言うたように、大前提で美星町時代からの運用を遵守していくというか、踏襲していただきたいと、そういうふうに思うんですけども、そのあたりの解釈はどうでしょうか。

**副市長（三宅生一君）** 過去の例を踏襲し、やっていくという大前提については意見が一致しているんだというふうに思います。それならば、合併協議会の際に書いてある美星町の畑地かんがい給水事業で、ここに大きな役割を果たしており、管理運営の形態及び方法は、地域の農業事情等を勘案し、合併後に検討するという、そこでそもそもはこうやっていくよと、だけど合併後は検討していくということで、そういった場に委ねているということですので、それが合併のときに時間がとまっていて、それをやるべきだということじゃなしに、そのときに合併後に検討しましょうという、その時間の経過とともに、今考えるべきだというのが現在の段階だろうというふうに思っております。

**委員（森本典夫君）** 先ほど言いましたように、執行部としてはこのことについては、問題提起された問題については問題ないという副市長のお答えだったんで、そういう意味では、それに対してこの決算について、ほかの委員さんがどういうふうに捉まえるかということで、ほかに質疑があればですけど、僕はそこで平行線だと思うんです、いつまでたっても。ですから、そういう意味では、このことは副委員長は引き下がるかどうかわかりませんが、いつまでも平行線でということにならんとするし、向こうはもうこういう処置については問題ないというふうに判断されているわけですから、ほかの委員さんが副委員長が言われるのが正しいというふうに思われるのか、執行部が言われるのが正しいと思われるのか、それはそれでもう判断しなければならないというふうに思ってますんで、ちょっと休憩してください。

～休憩～

**委員（森下金三君）** この件につきまして、大滝委員は基金条例5条に違反の疑いがあるというふうにおっしゃられておる。それで、5条がどういうふうなかというのは聞いただけで私も頭に100%入ってないんですが、その答弁において、美星支所長が先ほどおっしゃられたけど、処分は適切ではなかったというふうなようにお答えになられたということをお

聞きしたんですが、支所長にお伺いたしますが、この件の発言については、そのとおりでございませうでしょうか。

**美星支所長（金高常泰君）** 第5条の件につきましては、部分的にそういった、この文言どおりということ捉えればそういうことであるという意味で申し上げました。私が最初に言いましたように、設置の目的、第1条の目的のところの目的からして運用面でそのような取り扱いをしたということございませう。

**委員（森下金三君）** わかりました。大滝委員がおっしゃられたのは5条ということに言われたわけございませうので、支所長においては、処分は5条の運用については適切ではなかったというふうに理解すればよろしいでしょうか。

**美星支所長（金高常泰君）** 5条そのものについてはですが、全体として見たときには、運営はやむを得ないと。

**委員長（藤原清和君）** 最後よう聞こえなかったんですけど。

**美星支所長（金高常泰君）** だから、全体として見たときには、設置の目的に沿った運用をしたということございませう。

**委員（森下金三君）** 私が質問したのは、5条についてのことで言ったんで、全体ということは言ってないので、今支所長がその5条については処分は適切ではなかったというふうに私は理解しますが、それでよろしいですか。

**美星支所長（金高常泰君）** 5条に関してはそういうことです。

**委員（森下金三君）** はい、わかりました。

**委員（惣台己吉君）** 今ちょっとお話の中で、私自身の解釈ですが、今条例に関しての、これが特に5条ということで、副委員長から質問が生まれて、それに対して今森下委員も言われたように、支所長のその答弁、その後で副市長の答弁、これは後の副市長の答弁が私は執行部の答弁だと思っております。そんな中で、条例の今特に5条か、ということなんですけど、ここでこの後ということになったら、それに対しての採決をとられるんかどうかちょっとお聞きせんといけんのですが、副委員長におろしてもらおうというわけにはいかんのですか、意思で。

いや、聞きようん。何がおかしいんなら。

**委員長（藤原清和君）** ちょっとちょっと、黙って聞きようて。

**委員（惣台己吉君）** わしは聞きよんじゃけえ。

**委員長（藤原清和君）** 今質問しようてん人に対して違うのが出るからだめなんじゃけど。

**委員（惣台己吉君）** おろしてもらおうということにはならんのですか。

～休憩～

**委員長（藤原清和君）** 先ほど惣台委員さんから副委員長に対して質問が出ましたけれども、それに対する答弁をお願いしたいと思います。

**委員（大滝文則君）** 非常に混乱してまことに申しわけない事態になっておりますけども、一つは、この問題提起をしたというのは、やはり温故知新じゃないですけども、過去を振り返りながら今あるべき姿をどのように執行部と議会が協議して、井原市の発展に尽くしていくということが一番の言いたいところでありまして、過去を軽んじるとか、現在、将来を憂いて余りにも慎重になり過ぎるとかということになってくると、結果的に井原市の発展はないわけでありまして、合併協議においては、ここの今のメンバー、議員さんという過半数を切っておりまして、その当時の記憶がだんだん薄れてきてんですけども、やはり我々は監査、審査の結果にもありましたように、基本的に関係法令の基準に従うことということでありまして、それは先ほどから支所長なり副市長のほうから答弁がありますけども、「等」というところを捉えて全てが進んでいくというようなことをすると、議会そのものの存続というか、存在がなくなってくるという気がしますので、まことにご迷惑をかけておるんですけども、私は今の執行部の答弁ではなかなか納得いかないということを申し上げざるを得ないということです。

したがって、現時点で質問を取り下げるといふことにはならないのではないかというふうに思っております。

**委員（森本典夫君）** 議論を尽くして最終的にはこれの議案に対して質問がのうなったら討論になるんだろうと思いますが、大変問題があるというふうに私は思っておりますので、討論については当然承認、不承認、それから事務局にちょっと尋ねましたら、継続審査というのもあるそうです。これは動議として出して、ほかの方が継審ということになればまだ引き続いてこれはとりあえず置いて継続審査して、また承認するか不承認するかということになるというふうなことを事務局に確認しましたら、その3つしかないというのでありますので、そういう意味では、私はほかに質問事項がなかったらですが、まだかなり論議をしてきたんですが、もし全員の方がもう何もないんだということになれば、動議として出したらそこでまた諮ってもらふようなことになりますんで、ちょっと皆さんの意見を聞いてみて、もうないとなりゃあ僕が動議として出すことが一つあります。

**委員（井口 勇君）** 5条の解釈は、本当に今私も難しいところで、解釈のしようでここ2年か3年もこれを出してきとるんで、これを守っていないということにもなるし、非常に厳しいところでございますが、美星地域のこれはこの決算委員会と少し外れるかもしれませんけど、要は美星の畑かんが非常に厳しいということで、合併時の協議事項も今副委員長が



言われましたように、それら美星は総合的な水資源確保ということで、これは美星は水がないんですから、そういうことでやっとなることで、そこらもよく考えていただいて、今後の予算編成に役立てていただけたらと私はそう考えます。

**委員（三輪順治君）** ただいま本会議中のごさいますて、きょうはたまたま本会議は休会です。本来、畑かんにかかわる目的のところはよく理解できました。ただ5条の運用にかかわって、私はかなりの無理があるというふうに、今お話を聞いた範囲で理解いたしました。したがって、私の議論の基本的な考え方は、判断材料がない中で賛否を明らかにすることは私はできません。

したがって、一つの提案なんです、本会議がまだ残っておりますので、ぜひ井原市が、本来の当時の状況が変わったとすれば、条例改正を出す準備も十分ございますから、条例改正をした上で改めてこの件について私は決算にかかわっての認定、不認定について議論を下すべきだろうというふうに私は思います。したがって、私の意見は以上です。

**委員（森本典夫君）** 僕は出尽くしたというふうに思いまして……。

**委員長（藤原清和君）** いや、ちょっと待って、副委員長として交代して意見を言いますから。

**委員（森本典夫君）** もう取り下げることはねえというて言いようるんじゃ。

**委員長（藤原清和君）** 質疑はここで締めるということでよろしゅうございますか、皆さん。

#### 〈異議なし〉

**委員（森本典夫君）** 先ほど言いましたように、3つの方法があるという中の継続審査の動議を出したいと思います。

**委員長（藤原清和君）** まだ、討論を言うてない。討論をしとかにゃいけん。

#### 〈討論〉

**委員（大滝文則君）** では、まことに申しわけございませんけども、認定第9号井原市美星地区畑地かんがい施設給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。

反対の理由としましては、同会計については、井原市美星地区畑地かんがい施設維持管理基金条例違反の会計が行われているのではないかという疑念があり、質疑を行いました。

質疑の中でも取り上げましたが、同条例の基金の処分について定めた第5条に畑地かんが

い施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に限り、当該不足財源に充当することができると、極めて限定して基金の処分の規定がなされています。

今回基金からは1, 278万5, 671円が繰入金として計上されていますが、会計処理としては大規模修繕費として計上され、一般会計に繰り出された665万2, 500円を差し引いた613万3, 171円は、経常経費への繰り入れになると思います。これは本条例に違反した不適切な会計処理ではないかという指摘をしましたところ、今回執行部より納得のいく明快な答弁としては得られませんでした。条例違反の疑念が払拭されない以上は、残念ではありますが、認定第9号井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算の認定は否定せざるを得ません。

昨年も同様な処理がありましたが、その際は当然適正に処理されているものと信じ、条例の検証までは考えませんでした。今回新たに疑念が生じたこと、また条例に違反して執行をされることに違和感を感じ得ず、執行部提案を追認し承認することになると、議会そのものの必要性を否定することにもつながると考えます。

決算認定の否認によって何らの法的拘束力が生じるものではありませんが、決算審査においては、関係法令や関係条例に適合し調製され、準拠し作成されているかの判断は極めて重要であり、その疑念が生じた今回、認定第9号井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算については、不認定が適当であると考えます。

以上です。

**委員（森本典夫君）** 私は、先ほども言いかけてましたが、認定、不認定、それから継続審査というのがありまして、これだけ問題が表面化しているわけで、話をされた副委員長、それから執行部とはかみ合わないという状況の中で、今後どういうふうな結論を委員会として出すべきかというためにも、今後大いに研究もしていかなければならないというふうに思っていますので、継続審査の動議を出したいと思います。

**委員長（藤原清和君）** ただいま継続審査の動議が出ましたけれども、これに賛同される方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 〈採決 継続審査〉

**委員長（藤原清和君）** 継続審査ということにさせていただきたいと思います。

**委員（河合謙治君）** 継続審査にもなって、条例、先ほどから読まれていますけど、そのコピーとかそういうものとか、あと審議会を何か先ほどから言われてた7月何日かに審議会第1回をやられたという、その議事録ですか、どういう内容を、こういう話まで出てるのかどうかというのを含めて、議事録とかというものは執行部から出していただくことはできるん

でしょうか。

**委員長（藤原清和君）** これから継続審査の中で、いろいろと皆さん方と審議をしていきたいと思えます。

それでは、認定第9号平成26年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、継続審査ということに決定させていただきます。

#### 〈認定第13号 平成26年井原市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

**委員（三輪順治君）** 意見書の中にありますし、他にもあるかも知れませんが、有収率について本日お聞きしたいと思えます。

井原市の平成26年度水道事業における水道水の有収率が84.3%となっております。逆に言うと16%余りが漏水しとるということでございます。それから、お金に換算すると相当な額になると思えます。そのために、今回も施設整備改善ということで多額の経費を使ってご努力なされておりますけれども、一般論で結構なんですけれども、この有収率というのは、当然高ければ高いほどいいわけですが、目標数値としてもしお持ちのものがあればお聞かせをお願いしたいと思っております。

**上水道課長（藤井 護君）** 基本的には先ほど委員さん言われましたように、高いにこしたことはございません。ただ、漏水したり、どうしても洗管しますと水を多量に使用したりしますので、どうしても100%は無理でございます。もちろん特定の数字はなかなか上げられませんけれども、90%台には頑張って乗せていきたいなというふうには考えております。

**委員（三輪順治君）** ぜひ、現在、前の農林部長さんが職を担っていらっしゃるごころの全体的なインフラ整備の管理のあり方等含めて、9割を確保するようにご努力をお願いしたいと、このように思っております。

**委員（森本典夫君）** 監査委員の意見として、今後も老朽化した施設の点検や漏水調査等を行い、事故の発生する前に修繕、改修を計画的に行い、安定的な水道水の供給と有収率の向上に努力されることを望むとありますが、どう思われますか、今後の方針も含めてお聞かせください。

**上水道課長（藤井 護君）** 監査委員の意見書に示してあるとおり、現在でも漏水箇所はそれぞれ日々連絡が起きております。そういった漏水箇所の多い路線、そういったものを集中的に計画的に整備を促進して、管路の整備あるいは有収率の向上へとつなげていきたいというふうに考えております。

**委員（森本典夫君）** 漏水についてはどういう調査をしていますか、日々。

上水道課長（藤井 護君）　　まずは、集中管理をやっておりますので、日々の各施設における日量が記録されております。そういった日量の水量の差、そういったところが急に原因もなく大きくなったところは漏水が起こっている可能性が高いというところから、そういったところを優先的に漏水調査を行ったり、いろんな施設の状況確認、点検確認を行っているという状況でございます。

委員（森本典夫君）　　計器で大幅に減るとかというのは、ちょっと全体的なことじゃからほとんどわからんのではないかと思うんですが、それがわかるシステムになっとるんですか。

上水道課参事（田中伸廣君）　　先ほどの質問ですが、一応中央監視装置につきましては、上水道につきましても各水系3系統ございまして、配水池からの配水流量というのがリアルタイムで計測され記録されます。それで、深夜の夜間流量というものが大きい、通常の夜間流量以上になったときには、そのエリアは漏水しているという判断をします。

それと、各ポンプ場、そういうものを經由している都度流量計というものが各地区にありますので、それによって漏水地区を判定して漏水調査を個別調査を行っておると。それによって各内線での漏水等も指導することもできますし、管路の漏水があった場合は管路の漏水を修繕するという行いを今はやっております。

委員（森本典夫君）　　それでいきますと、大体漏水がどこそこであるというのがわかって、そこを集中的に点検をしていくということでやっておられるということによろしいか。

上水道課参事（田中伸廣君）　　はい、そのとおりです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

〈認定第15号 平成26年井原市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君）　　同じく監査委員の意見として出されているのが、今後は地震などの自然災害への対応を含めた、引き続き計画的な施設の更新を行うとともに、維持管理に万全

を期して経営の合理化、効率化に向けて努力されることを要望するという監査委員の要望が出されておりますが、これに対するお答えをいただきたいと思います。

**上水道課長（藤井 護君）** 工業用水道事業につきましては、平成2年から平成4年までに整備された施設でありまして、もう23年から25年経過をしている状況であります。

平成24年度、25年度で東部の電気系統設備の更新といいますか、入れかえをしました。それによりまして電気設備のほうは当分大丈夫だというふうに思っておりますけども、管路につきましては、25年を経過しているという状況ですから、今のところまだ漏水等顕著なものはありませんので、そういったところをしっかりと観察しながら、計画的に更新をしていきたいというふうに考えております。

**委員（森本典夫君）** よろしくお願ひしたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

**委員長（藤原清和君）** 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願ひたいと思います。

〈異議なし〉

**委員長（藤原清和君）** 閉会に当たり執行部で何かございましたらお願ひしたいと思ひます。

**副市長（三宅生一君）** 2日間にわたりまして、皆様方にはお疲れさまでした。

**委員長（藤原清和君）** 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さんご苦勞さまでございました。

## 予算決算委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成27年 9月29日 開会 11時25分 閉会 13時21分

### 2. 開催場所

全員協議会室

### 3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簗戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	建設経済部長	三宅道雄
建設経済部次長	谷昌彦	建設経済部参与	武田吉弘
会計管理者	笹井洋	美星支所長	金高常泰
監査委員事務局長	小出堅治	会計課長補佐	高木正文
都市建設課管理係長	西本勝志		

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

### 6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 3名

### 7. 発言の概要

**委員長（藤原清和君）** ただいまから予算決算委員会を開会したいと思います。

その前に、このたび継続審査が否決されましたので、新たにするわけでございますけれども、否決する前に継続審査で何のために継続審査するかということで、条例と執行のことについて適合性を調査するためということに十分申し上げておりますので、条例そのものを各委員さんのほうに配付することをここで要望したいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） それでは、そのように取り計っていただきたいと思いますので、条例の配付をお願いしたいと思います。

〔条例配付〕

〈認定第9号 平成26年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員長（藤原清和君） 本案については、議長に対し閉会中の継続審査を申し出ておりましたが、本日の会議で否決されるとともに、本案の審査を本日15時までに終了するよう期限を付されましたので、引き続き審査を行います。

委員（大滝文則君） 継続審査ということではいろんな資料が出てくると思ってたんですけども、資料がないので先般も畑地かんがい関係の条例、また施行規則、それから合併等々の部分に関連するので下さいということをお願いしましたので、ぜひともそういうことを、ここ多分最後の議論の場になるので、くどくは申しませんが、やはり皆様に承知していただくことが第一の話でしたので、そういった資料をそろえていただいて、議論をさせていただきたいと思います。

執行部を責めるとか、議会のやり方をとかという話でないので、基本的には条例は何たるものかとか、そういったことを検討し、議論する、調査するという話をもとにとったわけであって、その資料がない限りにはなかなか話は進まない、議論は進まないということで最初から言っておりましたけども、その資料を、先ほど委員長が条例を用意してくださいという中に、きっとそういうものもあるんじゃないかと思ってたんですけども、届いてないというふうなことなので、ぜひそういうものをそろえて、先ほどから言いますように、最後の議論になるので、ぜひとも皆様にそういうことを見ながら議論といたしましょうか、この状況を知っていただきたいと思いますが、それさえもだめと言やそうですけども、お願いしたいなと、そういうようなことで、委員長に要望……。

委員長（藤原清和君） ちょっと副委員長にお尋ねしますが、先般の予算決算委員会で一番審議されておったのは第1条と第5条の適合性なんかも、このことが一番大きくクローズアップされておったものですから、この基金条例についての資料を出してほしいということをお願いしたんでございまして、合併当時の資料については、そのことについて

は余り関係ないかというて私は判断したんですけども、このだけの条例だけではいけませんか。

**委員（大滝文則君）** やはり、全体の流れがわかり得ないと思うんですね。全体の流れが、その説明をするのに、また討論する中でちょっとわかりにくいと思うんです。やはり前回も口でわかるか言われましたけども、ほとんどの人がよくわからないから、継続審査でよかろうという話になったと思うんです。そういうことで、そういったものをそろえていただいて、審査したいという気はありますけども、これも少数なら結構ですけども。

**委員（森本典夫君）** 前回の審査の中で副委員長が指摘されておりました基金を運用するについては、特別にこういう事情がない限り基金を運用してはいけないというような説明もありました。ですから、その事項が出ているところの資料は必要だろうというふうに思いますので、どこへその資料があるんかわかりませんが、これはそんなこと一つも書いてないから。

それから、基金運用についての申し合わせ事項の時点じゃったかと思えますけれども、こういうことにしか使えませんよというようなことがあるのに、基金に入れてるじゃないかというのがポイントだったというふうに思いますので、その資料が大滝委員のほうにあるのかどうなのか。それ以外にはもう大滝委員のほうで資料はないのでしょうか。

**委員（大滝文則君）** きょうは持ってきておりません。まあ、ひょっとして反対討論があるかなということを想定しましたけども、それ以上のことは余り言わんでもええかなと思っておりましたので、用意しておりませんが、先ほどから言うように、いろんな経緯があるので、それを皆様知ってもらおうということが僕の一番の問題提起でありますし、前回から変更された方は、そういうことも検証というか、そういうことをされとるんかもしれませんけども、この場でいま一度そういう資料を見ながら、しっかりと最後の2時間なら2時間というものを検討してまいりたいという気はしております。

**委員長（藤原清和君）** 執行部の方にお尋ねしますが、基金運用についての申し合わせ事項というのは何かあるんでございましょうか、基金運用についての。合併当時以降、そういったことについての申し合わせ事項というのは別にあるんでございましょうか。もし、そういうものがあるんでしたら提出してほしいと思いますけど、なければもうそれで結構でございまして。

先ほどから申しましたけれども、条例と予算執行の適合性について検討するために継続審査を申し出ておりましたものですから、そういったある資料をそろえながらやっていきたいという考えを持っておりましたので、あるんでしたらよろしくお願ひしたいと思えますし、なければもうこの条例だけでもって進めていかにゃいけんと思えますけれども、どんなでしょう。



**美星支所長（金高常泰君）** この基金条例に基づいた執行ということで、ほかにはございません。

**委員長（藤原清和君）** ほかにないということですね。

それでは、そういうことでございますので、ここに条例、今配付していただきましたので、これに沿って、このことも踏まえながら、皆さん方から質疑をお願いしたいと思いますけど。

**委員（簀戸利昭君）** まず、昨年か一昨年だったと思うんですが、ポンプの修繕ということで大規模修繕があったと思いますが、総額で幾らで負担金は幾らであったのか、お示しをください。

**美星支所長（金高常泰君）** 25年度の事業ということでございますが、県営中山間総合整備事業で実施をいたしておりますものが総事業費で申しますと1億456万9,000円でございます。それから、もう一つ、ストックマネジメント事業という事業がございまして、こちらのほうが500万円でございます。これが総事業費でございまして、これの5%部分が分担金ということで繰り出しをしております。中山間整備事業のほうが522万8,400円、それからストックマネジメント事業分が25万円ということでございます。

**委員（簀戸利昭君）** それでは引き続き、畑地かんがい施設の起債があると思うんですが、どこに表示してあるのかと、年度中の元金利子は幾らお払いになつとるか、お示しをください。

**美星支所長（金高常泰君）** 畑総事業の起債の関係でございますが、これは美星土地改良区のほうで起債をして、実施をしております。ちょっと資料を出しますので、しばらくお待ちください。

26年度分でございますが、まず県営畑総事業ということで借り入れをいたしております。その償還分が26年度で851万4,163円でございます。それプラスの、もう一つ平準化事業ということで、こちらのほうが償還額が26年度952万円でございます。

**委員（簀戸利昭君）** 元利ででしょうか。元金だけででしょうか。

**美星支所長（金高常泰君）** この事業の償還につきましては、年々の元利償還という形でそれぞれ元金含んだもので償還しております。

**委員（大滝文則君）** 先ほど簀戸委員のほうからありましたけども、ポンプと電気系統の修繕費が多くかかるということで、これが一つ経費の圧迫といいましようか、していたというような経緯があると思うんですけども、もともとこの事業が行われとる生い立ちというのはどこで決められて、どこへどのような相談をされて行われているのか。土地改良区なのか、畑かんの受益者代表なのか、そのあたりはどういう経緯があったのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

**美星支所長（金高常泰君）**　　ちょっと質問の趣旨がはっきりしないんですが、畑地かんがい給水事業の実施に当たっては、土地改良区が資金を借り入れをして、土地改良事業ということで実施をしたということでございまして、管理運営につきましては特別会計という形で、改良区とは切り離して特別会計の中で運営をしているということでございます。

**委員（大滝文則君）**　　濟いません。質問がちょっと足りなかったんですけど、この間から中山間の関係で大きな修繕事業がありました。その修繕の部分の、どういう経緯で修繕の、その経緯とどのようなこと相談されて、この事業が始まったかということ、ちょっとお知らせください。

**美星支所長（金高常泰君）**　　県営中山間総合整備事業、そしてストックマネジメント事業という2つの事業に取り組んでおられるわけですが、これにつきましては、畑かん施設自体が平成3年ですか、完成いたしまして二十数年経過をしたということで老朽化が激しいというようなことがありまして、特別会計の中で市のほうでこれを改修をするという計画で、県営事業のほうへ採択要望して実施をしたということだと思います。

**委員（大滝文則君）**　　その件について受益者負担分は基金から出せるからということじゃし、そういったことの説明と申しますか、そういう機会というのはもう一切なかったということで理解してよろしいですか。

**美星支所長（金高常泰君）**　　取り組みの初めについては、その受益者に対する説明というのは、ちょっと私のところでは把握はできてないんですが、そういった公民館の連合会長会でありまして、そういったところでの報告はしてるんじゃないかというふうに思っております。

**委員（大滝文則君）**　　老朽化して延命措置としていくという中で、明らかに改善されたというような管理運営が簡単になったとか、電気料が格段に安くなったとか、こういうようなことというのは今の状況としてありますでしょうか。

**美星支所長（金高常泰君）**　　揚水機場のポンプの更新、それから電気設備の更新、電動機の更新等をやっておりますが、それまでは電動機の故障が頻繁に、スパークと申しますか、起こっております。電気的に不安定であった状態がありました。そういったことが改善をされたということ、それからそれが電気料に反映したかということ、ちょうどタイミング的に値上げの時期と一致したというようなことがありまして、極端に減少したということはございませんが、今後安定した電力量と申しますか、そういったものについてはポンプの更新により安定したものになるんじゃないかというふうに思っております。

**委員（大滝文則君）**　　こういった大きな事業で地域の財産を補助交付、補助金でしてありますが、運用についてもやはり事業を行うときに、地域の財産ですからある程度の説明はしていただきたいし、今後、きょう最終結論を出してもう質疑はなくなったわけですけども、

来年度へ向けてのしっかりとした対策がとれるようにお願いしたいと思います。

なかなか質問難しいんですけども、とりあえずはそれとどめます。

**委員（森本典夫君）** 基金条例の5条で、ここが一番問題になっているというふうにも私は認識しておるんですが、第5条の畑地かんがい施設の、これもたびたび紹介されてますが、畑地かんがい施設の更新及び大規模修繕の財源が不足する場合に、次が問題になっているというふうに思ってるんですが、「限り」というのがありますね、「当該不足財源に限り充当することができる」ということで、これについては先般の審議の中でも副市長のほうからもいろいろ説明がありました。再確認の意味でこの「不足する場合に限り」というふうな条文がある中で、今回の基金繰り入れについては、繰り入れをする時点でこの5条については何か考えがとおりだったのか、特に問題ないということでの「限り」があっても、その限りではないというようなことでやられたのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思っています。

**美星支所長（金高常泰君）** 前回、回答させていただいたんですが、この件に関しましては、基金条例設置の目的であります第1条に重きを置いて運用でさせていただいたということでございます。

**委員（森本典夫君）** 「限り」というのは、1条で、言ってみれば関係ないという認識でしょうか。

**美星支所長（金高常泰君）** 条文でございますので、第5条、全く関係ないということではございませんが、設置目的にたがわない範囲で運用でさせていただいたという解釈でございます。

**委員（森本典夫君）** 確かに1条は全体の設置目的であります、その中で細かく決めた中の処分ということで5条があるわけで、その5条に「限り」というのがあることについては、1条でそういう目的があるんで、それでもう言ってみれば5条は、結果的にはですよ、関係ないという形になっているわけで、今の説明でも1条があるからそれでいいんだというふうになるのかどうなのかというのが大変な重要ポイントだろうというふうに思うんですが。その5条の「限り」というのを1条で解消してしまうということにはならないと僕は思うんですが、そのあたり、副市長、どうですか。

**副市長（三宅生一君）** ご承知のとおり、基金はいっぱいあるんですよ。そういう中で、この美星地区畑地かんがい施設維持管理基金について、第1条で設置あるいはその目的を言っております。5条にはその中で定めているということでもあります。あり得ない話かわかりませんが、この基金を畑地かんがい施設に関係ないところに使えないんだよということを強く限定しているというのが第5条でありまして、他の会計あるいは他の事業にこのものを持っていくべきものではなく、この限定をしているということでご理解をいただきたい

というふうに思います。したがって、第1条の設置でもって、つらつら申し述べて条文にあります、第1条には、切り分けて言いますと「大規模修繕等」、この5条にこの「等」がそこにはないということではありますが、趣旨としては先ほど申し上げたとおり、畑地かんがい施設の特別会計において独立採算の本旨を全うするためにこの基金でもって運用していくんだという、そのことをこの条例が言っており、5条において、なおこの畑かんの事業に使うんだよということを言っているというふうに解釈をしていただけたらというふうに思います。そういう意味で、この5条があるということでもあります。

**委員（森本典夫君）** 基金の要点については、それこそもうわかり切ったことで、この基金の目的に沿った使用しかできないということをごさいます、今、副市長が言われたとおりであります。その中で、わざわざ5条に「限り」というのをうたっているわけで、そういう意味では、その前の施設の更新、それから大規模修繕の財源に限りというふうに読めるわけで、この基金をこれに入れたということについては、どちらに該当するというふうに認識されておられますか。

**美星支所長（金高常泰君）** ちょっと内容を確認させていただきたいと思います。

**委員（森本典夫君）** 同じことしか言えませんが、第5条で施設の更新に限り、大規模修繕の財源が不足する場合に限りという2つを具体的に5条で示しているわけで、今回の基金への繰り入れがこの5条のどちらに該当するというふうに考えておられるのか。それでもわからなったら、もうそれ以上説明する方法を見出せません。

**美星支所長（金高常泰君）** この5条の2つの項目のどちらにかということになりますと、どちらもということをごさいます。

**委員（森本典夫君）** どちらもとはどうですか、該当せんということですか。はっきり最後まで言うてもらわにや。

**美星支所長（金高常泰君）** どちらも該当するというごさいます。

**委員（森本典夫君）** それでは、具体的に施設の更新ではどういうことがこの基金で更新をされたのか。

それから、大規模修繕の財源にどういう形で26年度が充てられたのか。具体的にお示しいただきたいと思ひます。

**美星支所長（金高常泰君）** まず、畑地かんがい施設の更新につきましてごさいます、これは現在取り組んでおります県営中山間総合整備事業によりまして、26年度の場合につきましては、総事業費でいいますと8,305万1,000円の事業費でもって電気設備を更新いたしております。

それから、ストックマネジメント事業によりまして総事業費が5,000万円、これによりましてポンプ場内の更新、水槽周りの配管の更新等を実施してございます、これの負担部

分が畑地かんがい事業での負担金ということで該当をいたします。

それから、大規模修繕の件でございますが、これにつきましては歳出の中の工事請負費でございますが、149万7,960円、配水本管の移転工事費、これが該当するというふうに認識しております。

**委員（森本典夫君）** 施設の更新は一定程度の金額が出てますが、大規模修繕というのが140万円で大規模になるんですか。

**美星支所長（金高常泰君）** これは配水本管でございますので大規模修繕、新たに配管の布設工事をしたということでございますので、そういうふうに認識をしております。

**委員（森本典夫君）** 金額的には140万円ですね。あれだけの基金を入れた中で大規模修繕に限りというふうなことを規定している中で、140万円の修繕が、今説明はありましたがけれども、大規模修繕に該当するというふうな認識は、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますが。その点改めてお聞きしたいと思います。

**美星支所長（金高常泰君）** 金額的には140万円ということではございますが、配水管ということで本管の移設がえということになりますので、大規模というふうに理解をしております。

**委員（森本典夫君）** 先般の審議の中で、5条が「限り」というのがあるのがひっかかるというのが審議のポイントだったというふうに思うんですが、今までの経過でいきますと、1条に目的を決めているので、その目的に沿っているということで、5条については今みたいな具体的な説明は一切ありませんでした。そのときにこれだけの説明をなぜしなかったんですか。5条に「限り」とかあるんはおかしいじゃねえかという指摘があった中で、今言われたような説明がなぜされなかったんですか。

**美星支所長（金高常泰君）** 具体的な内容について説明はしてないというのはありますけれども、そのときのこの質問の内容に対しての回答だけをさせていただいたということでございます。

**委員（森本典夫君）** 聞かれなったら答弁せんというのは当然ですが、この問題で5条が、「限り」というのが問題になってたわけですから、それを説明するのに今みたいな具体的な説明を聞かれなかったらしなかったというような問題ではないというふうに、私は今話を聞いて思いますが、そこらはちょっとおかしいんじゃないですか。そこが大問題になったわけで、大問題になったらこの施設の更新についてはこうこうこうだと、これだけの金額使っていると、それから大規模修繕についてはこれだけのものを使っていると、ですからこの5条にも合致するんだという説明をもしされておれば、皆さん理解をされてると思うんですけども、皆さんは理解されてたんかもわかりませんが、僕は理解してると思うんですが、今の説明をされて。それが、今までの経過からすると1条に決めとるから、言ってみれば漠として

決められとるけれども、それでいっとるので問題ないという説明が今までの説明だったと思うんですね。そこらあたりでそごがあったんではないかなというふうに思うんですが。今5条の説明を聞きまして一定程度、私は納得をしたところですが、そのあたり、副市長、どうですか、説明の仕方として。

**副市長（三宅生一君）** 支所長のほうでこの畑かんの会計を総括してやってくれております。しかも、皆様方のご質問には趣旨を踏まえて、誠意を持って答弁をさせていただいているというふうに思っております。おっしゃるように「限り」が争点になっているんだったら、先ほどのような具体的な事例を言ったほうがいいんじゃないかというご趣旨のことだろうというふうに思いますが。おっしゃるとおり、そういった細かい数字を求められなかったのと言ってないのかもしれませんが、ひとつそういうふうなところまで細かい配慮が必要だったのかなというふうにも感じております。

**委員（森本典夫君）** 言葉尻を捉えるのではないですが、副市長の話で「5条のここが問題だったんなら」というふうな発言がありました。僕はもうここが問題だというふうに、だったんならじゃなしにここが問題だというふうに認識してはいるんですが。副市長はここが問題だったんならというふうな認識なんですか。改めてお聞かせいただきたいと思えます。

**副市長（三宅生一君）** ここも問題だったんだというふうに思っております。本質のことについては、今までに申し述べさせていただいたとおりであります。

**委員（三輪順治君）** 基本的なお尋ねをするんですが、ここに今総務部長がおいでにならないので、一般的に条例の策定であるとか、解釈等については、例えばこの5条の言い方、A及びBが不足する場合に限りという意味をどう解釈するかということ。しかも、目的、設置については1条に書いてあるわけでございますから、法務担当、国会でいやあ内閣法制局でございますが、井原市の場合は恐らく総務部がこの条文の解釈に関する具体的な中身を持っていると思われまますので、私はまず、今後のことも含め条例等制定あるいは改正することも含めて、私たちの勉強のことにも関与しますので、こういう説明、限定列挙する場合はこれ以外は認めないという原則があったとしても、今のご説明はその内容がこれにあるからというご説明でございますが、これがもしそうであれば、大規模修繕という定義がまたわからなくなります。したがって、ここは私は、お昼になりますからやめますけれども、法令担当の解釈の考え方、基本というのをよくお聞きして、場合によれば条例5条を改正していただくなりして、今後の関係者あるいは関連する基金運用にそごが来さないように徹底すべきであると私は思います。

**委員（森下金三君）** 9月25日の予算決算委員会の際にこの件につきまして、私は支所長に対してご質問を申し上げました。再度確認をしたいと思うんですが。この5条に対し

て処分は適切でなかったというふうにおっしゃられたわけですが、今でもそのように考えをお持ちかどうかということだけを確認したいと思います。

**美星支所長（金高常泰君）** 当日の発言の中で不適切という発言をしておりますが、捉え方が、その不適切ということが、言葉自体がちょっと問題であったのかなというふうに思っております。不適切という処理をしたということについては、取り消しをさせていただきたいというふうに思います。第1条に基づいた運用によりまして、処理としては適切にしておるということをごさいますて、5条に関しての質問に限って言ったことありますので、全体として捉えられたとすれば、取り消しをさせていただきたいというふうに思っております。

**委員（森下金三君）** 私が申し上げたのは、大滝委員が5条に対しておかしいのではないかというようなことをおっしゃられた、そのことに対して、5条に対してどういうふうに思われるかということで、5条に対しては支所長は処分は適切でなかったというふうにおっしゃられたわけですが。今の関係は1条のことが出たわけですが、私は5条に関しておっしゃられたことがどうだったかということをお聞きしたわけですが。5条の問題について質問されとるわけですから、5条はどうだったかというたら適切ではなかったと、こうおっしゃられたんですが。今の考えもそうなのかということを知りたいんですが、その点もう一度はっきりお答えください。5条だけを取り消し言うてんならば結構です。

**美星支所長（金高常泰君）** 基金の運用のことについての解釈として、5条が不適切な運用をしたということであれば取り消しをさせていただくということをごさいますて、この条文だけを見たときにどうかという話であればということで、前回は回答しております。そういったことで基金の運用自体について適切か不適切かという意味でいえば適切に運用したというふうに思っております。

**委員（森下金三君）** ほんなら、確認します。5条においては、前回のときの言った発言は取り消されて、今においては5条の場合は適切に処理したというふうにお考えというふうに理解すればいいんですか。

**美星支所長（金高常泰君）** 5条だけを言われるのであれば、その「限り」ということがあるのでという話でありまして、基金条例全体のことをいえば適切に運用したというふうに理解していただきたいと。

**委員（森下金三君）** 僕が言うのは、5条の発言したことが、前回言うたことが処分は適切でなかったということをはっきりおっしゃったわけですが、今も同じ考えですかということをお尋ねしたときに、何か余分なことがあるから私もちょっと理解できんから、はっきり言うたことが発言が悪かったとか、例えばそうでなかったんなら取り消してもらおうか、今でも生きとるんなら生きとりますと、イエスカノーかでお答えください。わかりにくいです、

よそのことを言われたら。

**美星支所長（金高常泰君）**　　ですから、さっき申し上げましたように、ここで全体としての基金の運用のことが不適切だったというふうに発言をとられたのであれば、それは取り消させていただきますということです。

**委員（森下金三君）**　　とられたということと言よりやせん。もう一回、再度わかりやすく答えていただきたい。

5条に関して質問をしたわけですが、その5条に対して処分は適切でなかったというふうにはっきりおっしゃられたんですけど、今の現段階においては、これは間違った発言なのか、それともこの言うたことがそのまま生きとるかという、この2つに1つを私はお聞きとるんで、それによって判断せにゃいけないので、それを確認したいということなんで、はっきりおっしゃっていただければそれで結構なんです、別に私が言うわけじゃないんで。

**副市長（三宅生一君）**　　その点につきましては……。

**委員（森下金三君）**　　副市長に聞いとりやせん。

**副市長（三宅生一君）**　　その点につきましては、不適切という発言が不適当だったというふうに思います。

**美星支所長（金高常泰君）**　　午前中の質問の中で、簗戸委員さんからの質疑でございますが、1件訂正をお願いしたいと思えます。

起債の償還で26年度の償還分2口ございましたが、1口のほう、平準化事業という事業の償還金が952万円と申し上げましたが、正しくは5,433万円ということで、大変申しわけございません。訂正をさせていただきます。

**委員（三輪順治君）**　　午前中、ちょっと法令解釈の件で担当法制部長のご見解を聞きたいと僕は委員長にお願いしとんですが。

もう一回言いましょうか、初めから。

今回の事例は、基金の処分をめぐって限定列举された条例に関して目的にかなうものであれば、運用でその幅を広げたという内容でございます。こういうことがもしあるとすれば、一般的な条例、規則であれば、そういう問題においても同じようなことが惹起される可能性もあるので、事、美星の畑地かんがい事業に関する基金条例の目的に書いてある中での5条の限定処分、これが法理的に今の井原市の解釈でええのかどうか。私はそこを法令担当部長に明確に答えていただきたいと、このように思うわけでございます。

**副市長（三宅生一君）**　　基金条例の条項による解釈の問題ですが、先ほど来皆様方にご説明をしているということで、それ以上も、それ以下もないわけですし、皆様方でぜひとも総務部長でないだめだとおっしゃる向きがあれば、そのように総務部長に私のほうから申し伝えたいというふうに思います。



委員長（藤原清和君） 三輪委員、それでよろしゅうございますか。

委員（三輪順治君） 皆さんのご意思に従います。

委員長（藤原清和君） それでは、皆さん方にお諮りいたしますけど、先ほどの副市長のお答えで、それで十分でございましょうか。よろしゅうございますか。

### 〈異議なし〉

委員（三輪順治君） まずは別の観点からご質問しますが。

当時、合併時でしたから平成17年ですか、当時のことがよくわからんままに来とるんですが、そのときにいらっしゃった議員がもしこの中にいらっしゃれば、当時のいきさつなり、この畑地かんがいの基金条例とか、あるいは施設の管理条例をお決めになったと思います。そこらあたりの状況が今日この時点の状況をも想定して法案がつくられとんか、あるいは新たな要素が加わってこういうふうなことになつとるんか、ちょっと感想なりご見解をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（藤原清和君） 私も当時副議長でございましたから、それに関与はいたしておりましたけれども、合併当時のね、いろんな申し合わせ事項についてやっておりましたけれども、先ほど出ておりますように、このかんがいのほうの基金条例、このことについては一切携わっておりませんから、詳しいことは存じ上げておりませんが。

ただ、きょうはこの審議いただいておりますのは、予算の執行について26年度の内容について条例にひっかかると言いますが、今ここで皆さん方にぜひこのことを考えてほしいのは、予算執行した内容について、それが明確であったかどうかということをつ頭に置いてほしいなと思っておりますから、条例のことにつきましては、このことについては合併の当時のことはわからないからというおっしゃっておられますけれども、そのことを踏まえてやるのであれば、また別のところで審議していただきたいなと、私のほうからはそういうふうには思っております。ぜひ、そのことを踏まえて質問をお願いしたいと思います。

委員（三輪順治君） 委員長以外にも当時の議員さんがいらっしゃれば、ご発言お願いしたいと思います。

委員長（藤原清和君） 合併当時のことでこの基金条例なんかについて、内容のことを詳しくご存じの方はいらっしゃいますでしょうか。

委員（大滝文則君） そもそもこの件につきましては、私が問題提起をしてることで、ちょっとお答えさせていただきます。

先般、合併協議委員会の内容についても、私も副市長もそういう話をされたということ

で、この件につきましては、皆さん、インターネットのホームページで総務省井原合併と打つと、全て合併協議の内容が出てくるようになっております。ですから、時系列で基本的にそういうものを引っ張り出していただいて、ある程度推測していただくということをお願いしたいということです。それと照らし合わせて、今ある井原市の条例条文等々のことをまず把握いただくということですか。今の2点では、先ほど委員長が言われましたけれども、余りにも膨大な合併協議でありますし、その資料とすればなかなか短時間で協議できるようなものでない、長時間にわたって協議をしておりますから、その辺は、今委員長が言われたように、このたびは基金条例の5条に適用する部分があるんじゃないかということを中心にやっていただければいいんじゃないかと。その後は、また皆さんとして一緒に井原市の将来ということを協議していくのが本筋であると思います。

ただ、きょうも言いましたけれども、いろいろ執行部にしても、議員にしても、条例は余り基本的に関係ないという方向で流れておりますので、もうこれを持ちまして私はもう何も言わないということで、この議論は私自身は閉じたいと思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

**委員（三輪順治君）** ほかの議員さんは当時いらっしゃられましたか。

**委員（佐藤 豊君）** 私も畑地かんがいの基金条例については、私の記憶にはそういった議論をしたという記憶は今現在思い出せません。

以上です。

**委員（宮地俊則君）** 先ほど藤原委員長がお答えしたとおりです。本当、同じです。

**委員（森下金三君）** 私も当時、芳井町議会議員としておりましたけど、合併協議会には市議会から、町議会から何名かが出て、それに帰って協議したことを報告を受けたというようなこと、何しろ膨大な資料があったというようなことで、私もこの畑地かんがいのことについては、当時どういう状況だったかということについては記憶をしておりません。聞いたとは思いますが、記憶にないということです。

**委員長（藤原清和君）** 先ほど申しましたように、この予算の執行についてのほうで皆さん方でほかに質問ございませんでしょうか。

もう既に26年度のこと、もう結論出てるんでございます。そのことについて審議していただきたいと思います。また、条例については、その他は別なところでまた審議してもらいたいと思うんでございますけれども。

**委員（三輪順治君）** 予算執行に関してですけども、当時の予算決算委員会、25日に開かれたときは、この委員会は否決といいますか、継続審査にしましたよね。そのときは当然過半数だったから、委員長がそう判断されたんであって、本日の継続審査については、これは委員長報告が否決されて、それでちょっと聞きたいのは、もし手を挙げられなかったらそ

れでいいんですが。当時反対だった方が、きょうは賛成された理由を言える方があったら言うてください。

**委員長（藤原清和君）** 本会議であったことについては、もう否決されたということでございますので、改めてこの予算決算委員会を開催させていただいておりますから、そのことについて審議していただきたいと思います。どなたがどうじゃこうじゃということは、もう別にしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**委員（佐藤 豊君）** 今回、第5条のことでいろいろ議論がありましたけれども、私も先ほどの美星支所長の説明である程度納得をさせていただきましたので、そろそろ皆さん方の議論も尽くしたんじゃないかというふうに思いますので、そういった方向性で進めていただければというふうに思います。

**委員長（藤原清和君）** そのように進めておるんでございますけど。

〈なし〉

〈討論〉

**委員（簀戸利昭君）** 認定第9号井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算は、平成26年2月定例会において平成26年度当初予算の予算決算委員会において全会一致で可決しており、この平成27年9月定例会のこの委員会において基金の繰り入れは不当であるとの意見もありましたが、平成26年2月定例会予算決算委員会で原案を可決しており、本定例会の予算決算委員会でも十分質疑も行われたと思います。よって、井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計の美星地区かんがい施設維持管理基金繰入金は適正に処理されており、認定すべきと考えます。

以上です。

〈なし〉

〈三輪順治委員、大滝文則委員、森下金三委員 退席〉

〈採決 原案可決〉

**委員長（藤原清和君）** 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願ひたいと思います。

〈異議なし〉

**委員長（藤原清和君）** 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いしたいと思  
います。

**副市長（三宅生一君）** 長時間にわたり、皆様方には慎重に審議をいただきました。なお  
かつ、適切なお決定を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。本日はどうもあ  
りがとうございました。

**委員長（藤原清和君）** 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦勞さ  
までございました。